安全センター情報2015年９月号 通巻第430号
2015年8月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可

2015 9

安全センター情報

特集● 労働安全衛生をめぐる状況

写真：石綿全国連第27回総会新宿駅前情宣活動

全国労働安全衛生センター連絡会議

第26回総会は 10.10-11 いわき開催

日時：2015年10月10日（土）13時30分～11日（日）12時
会場：いわき産業創造館
〒970-8026 福島県いわき市平字田町120番地 LATOV6F　TEL 0246-21-7570
http://iwaki-sansoukan.com/access.html
※JRいわき駅前 徒歩3分、いわき駅前再開発ビル「LATOV（ラトブ）」6階
宿泊：いわき新舞子ハイツ
〒970-0221 福島県いわき市平下高久字南谷地16-4　TEL 0246-39-3801
http://sinmaiko-heights.com/
※10日会場から及び11日会場へはそろってマイクロバスで移動
参加費：15,000円（宿泊費、食費・懇親会費込み）

■第1日目（於：いわき産業創造館）
10月10日（土）13時30分～17時30分
記念講演　石丸小四郎氏（双葉地方原発反対同盟代表）
第1部：パネル・ディスカッション「原発被ばく労働対策、何が問われているか」
○パネラー（予定）
フクシマ原発労働者相談センター（収束・廃炉・除染）
全国一般いわき自由労組
被ばく労働問題を考えるネットワーク
全国労働安全衛生センター連絡会議
パネル・ディスカッション＋全体討論＋特別報告を予定
第2部：労働安全衛生法改正によるストレス・チェック制度導入対策
今年12月1日に施行される同制度にどのように対処していくか提起と議論

■懇親会（於：新舞子ハイツ）
10月10日（土）19時

■第2日目（於：いわき産業創造館）
10月11日（日）9時～12時
第3部：アスベスト疾患患者と家族の取り組みどう支える
相談対応・支部活動の支援に尽力しているスタッフの経験及び患者と家族の会・古川会長から問題提起を受けて意見交換
第4部：トピックス－報告・問題提起
第5部：第26回総会議事

■オプショナル現地ツアー（希望者のみ・別途参加費徴収）
10月11日（日）13時～17時頃の予定

■申し込み
9月25日までにお申し込みをお願いします（会員の皆様には別途返信用葉書を送付）

■主催
全国労働安全衛生センター連絡会議　TEL 03-3636-3882 joshrc@jca.apc.org

特集／日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2014年→2015年

1　労働災害・職業病の統計データ …… 2
2　労働災害・職業病の発生状況 …… 6
3　労働安全衛生対策 …… 11
4　化学物質・アスベスト対策 …… 15
5　原子力災害関係 …… 16
6　労災補償対策 …… 17

統計資料 …… 18

2014年度労働基準行政関係通達等 …… 51

安全センター情報2014年度目次 …… 68

全国安全センター規約・規定 …… 75

全国安全センター第26回総会議案

第1号議案　活動報告と方針案 …… 60
第2号議案　2014年度収支決算案 …… 64
第3号議案　2015年度収支予算案 …… 66
第4号議案　2015年度役員体制案 …… 67

表紙写真/石綿全国連第27回総会新宿駅前情宣活動(5月30日)

労働安全衛生をめぐる状況
2014年→2015年

1. 労働災害・職業病の統計データ

● 労働災害の総件数

労働災害の総発生件数として公表されているデータは、今のところ存在していない。

労働者死傷病報告書は、「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は4日以上休業したとき」に、「遅滞なく」、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。また、「休業3日以内」のものは、3か月分をまとめて提出しなければならない（労働安全衛生法施行規則第97条）。しかし、これに基づく「休業4日未満」のデータは公表されていない。

2007年8月7日に公表された総務省行政評価局の「労働安全衛生等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が、「休業4日未満の労働災害に関する労働者死傷病報告について、当該データの集計・分析や公表を行うなど、その利用を促進すること」という所見を示し、厚生労働省は2008-09年度に「行政支援研究:休業4日以上と4日未満の死傷災害の比較」を委託。同研究報告書が、労働者死傷病報告書の様式改善の提案も示して、「休業4日未満労働災害データは、今後の労働災害防止対策の検討に有用である」と結論付けているにもかかわらず、これまでに具体的な対応はなされていない。

なお、死傷病報告書の対象には、労災非適用事業に係るものも含む一方で、労災保険給付の対象となる通勤災害や急性中毒以外の職業病、労働者ではない労災保険特別加入者に係る死傷病等は含まれない。

本誌では、労働災害の総件数に代わる数字として、「労災保険事業年報」による労災保険の新規受給者数を紹介している（表1（18頁）参照）。

「労災保険事業年報」は、2005年度分以降、概況等のみではあるが、厚生労働省ホームページ（統計情報・白書>各種統計調査>厚生労働統計一覧>労働者災害補償保険事業年報）に掲載されている。また、毎年7月第1週の全国安全週間に向けて中央労働災害防止協会から発行されている「安全の指標」が1999年度版から、労災保険新規受給者数のデータを掲載するようになったが、そこで紹介されているのは業務災害分だけで、本誌では、業務災害と通勤災害の合計数を紹介している。「労災保険事業年報」に業務災害と通勤災害の内訳が示されるようになったのは、2000年度版以降のことで、1999年12月21日に旧総務庁行政管理局が旧労働省に対して行った「労災保険業務に関する行政監察結果に基づく勧告・通知」のなかで、「労災保険財政に係る情報開示について…国民にわかりやすい形で公表すること」とされたのを受けて、「労災保険事業年報」の厚さが以前の2倍以上になってからのことである。

● 死亡災害・重大災害

「死亡災害発生状況」については、2002年以降、厚生労働省ホームページに毎年5月頃（2015年は4月28日）に公表され、「安全の指標」等で紹介されている（2014年度版は5月22日付け発行）。出所は、「死亡災害報告より作成」または「安全課調べ」と

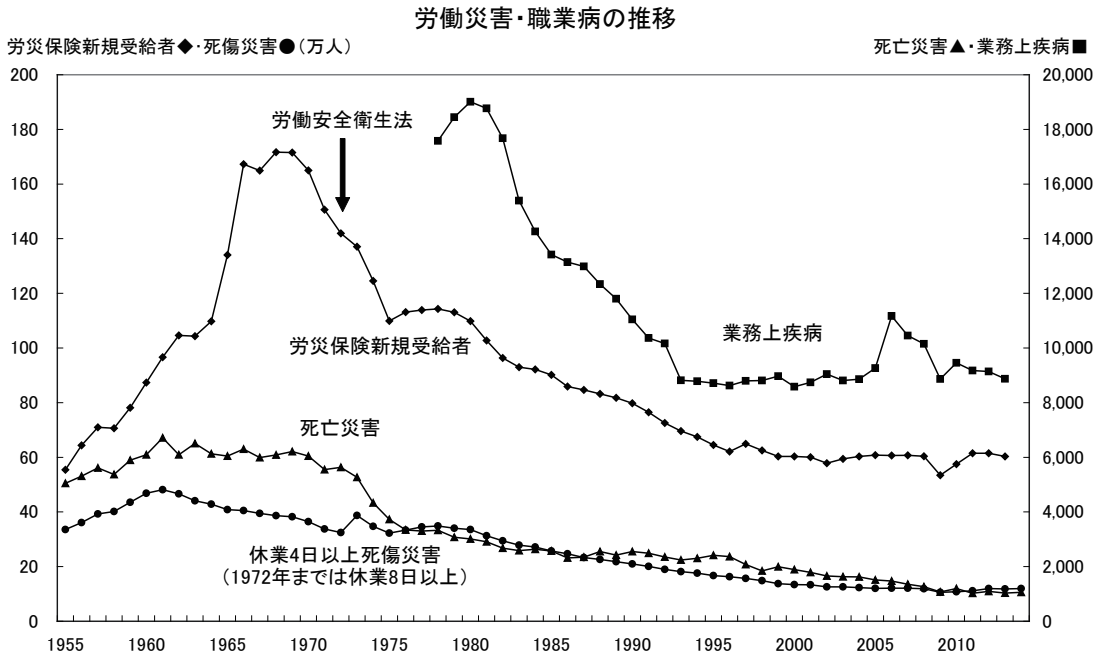

記載されている。厚生労働省ホームページでは、分野別の政策>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>安全衛生関係統計・災害事例>安全衛生関係統計等一覧>労働災害発生状況のなかでも掲載されている。

労災保険では、葬祭料・葬祭給付の支給件数を参照することができる（請求の時効は5年）。

厚生労働省ホームページでは、2003年分から、「死亡災害発生状況」と合わせて「重大災害発生状況」も発表されており、こちらは「重大災害報告より作成」したものとされている。「重大災害」とは、「一時に3人以上の労働者が業務上死傷又はり病した災害事故」のことで、この数字は、本誌の統計資料には掲載していない。

● 死傷災害

2011年分から、「死亡災害発生状況」「重大災害発生状況」と合わせて「死傷災害発生状況」も発表されようになった。前出の厚生労働省ホームページの、分野別の政策>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>安全衛生関係統計・災害事例>安全衛生関係統計等一覧>労働災害発生状況の方では、掲載されている2007年分以降すべて、「死亡災害発生状況」「重大災害発生状況」「死傷災害発生状況」の三つが同じファイルに含まれている。

以前は「死傷災害（死亡災害及び休業4日以上の死傷災害）」の出所は、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適）より作成」とされてきたが、2012年分以降は、「労働者死傷病報告より作成」に代えられている。「労働者死傷病報告データの方が事故の型別分類等がなされていて、今後の対策に生かせるということで変更した。第12次労働災害防止計画の数値目標等も労働者死傷病報告データによる」とのことである。前出の厚生労働省ホームページの「労働災害発生状況」に掲載されているデータも、同様に、2012年分から労働者死傷病報告データに代えられている。

一方、厚生労働省の「職場の安全サイト」（http://anzeninfo.mhlw.go.jp/）の「労働災害統計」の各年の「死傷災害発生状況」のなかの、1988～1998年分の事故の型別及び起因物別のデータ、1999～2004年分の全データは、明記はされていないものの「労働者死傷病報告」によるデータであろう。2005～2009年分については、「労災保険給付データ

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	年度別労災補償状況 2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
負傷（負傷を伴わない事故を含む。）				130,166	129,173	129,137	130,166	124,603	112,478	114,135	114,443	114,719	111,422
		01	骨折	65,130	65,386	65,248	65,130	62,654	57,019	58,223	59,032	59,843	58,916
		02	切断	5,525	5,319	5,023	5,525	4,517	3,817	3,918	3,886	3,720	3,578
		03	関節の障害（捻挫、亜脱臼及び転位を含む。）	16,842	17,394	17,690	16,482	18,031	16,570	16,802	17,062	17,290	16,862
		04	打撲傷（皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。）	19,550	18,892	19,127	19,550	18,894	16,936	17,070	16,585	16,762	15,117
		05	創傷（切作、裂創、刺創及び挫滅創を含む。）	18,016	17,285	17,078	18,016	15,719	13,905	13,794	13,842	13,245	13,112
		06	外傷性の脊髄損傷	649	621	676	649	646	590	665	655	630	665
		07	頭頸部外傷症候群（いわゆる「むちうち症」）	435	402	439	435	343	332	361	390	429	405
		08	火傷（高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。）	2,999	2,854	2,865	2,999	2,859	2,445	2,441	2,558	2,526	2,513
		12	01から08までに掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故（感電、溺水、窒息等）	1,020	1,020	991	1,020	940	864	861	433	274	254
疾病「補償件数」（表4参照）				8,858	9,271	11,171	10,456	10,148	8,862	9,457	9,176	9,143	8,872
負傷＋疾病合計「補償件数」				139,024	138,444	140,308	140,622	134,751	120,528	123,592	123,619	123,862	120,294

及び労働者死傷病報告（労災非適）」によるものと「労働者死傷病報告」によるもの双方が、明記されている。2010年分以降は「『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況（確定値）」と標題が変わり、エクセル・ファイルがダウンロードできるようになった。

もうひとつ、情報公開法が施行されて、「職業病統計に関する一切」を開示請求するようになってから全国安全センターが毎年開示させている「傷病性質コード別労災補償状況」の2002年度分以降に、「負傷（負傷を伴わない事故を含む）」データも掲載されるようになった。内容は、別掲表のとおりである（2003年度以前分は省略）。

この「負傷」合計件数に、その後に続く疾病件数を合わせた「負傷+疾病」の合計件数が、休業4日以上の死傷災害の「補償件数」ではないかと考えられる。

「労働者死傷病報告」によるデータは素直に考えれば、事業主が届け出た報告の件数をそのまま集計したものであろう（「届出件数」と呼ぶことにする）。それと、従来公表されてきた「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適）」による数字（「公表件数」と呼ぶ）、さらに「補償件数」を並べてみると、次頁表のようになる。

補償件数には、労働者死傷病報告書を提出する必要のない、通勤災害、労災保険特別加入者や退（離）職後の発症・死亡等も含まれ得る。理屈で考えれば、それらを除いた業務災害分だけの補償件数に労災非適用事業に係る労働者死傷病報告件数を加えたものが公表件数ということになりそうな気もするが、そのような説明がなされたことはない。また、公表件数は、（負傷に限定したとしても）補償件数よりもかなり少なく、そのような仕組みだけでは説明できそうになく思われる。なお、1998年以降、届出件数が公表件数を上回り（網掛け部分）、実際に届け出られた件数よりも少ない件数しか公表されていない状況が続いていたことになる。

どのような理由で、どのように算定されたのかわからない数字が、長年、死傷災害の公表件数とされ、労働災害防止計画等の数値目標としても用いられてきたということ自体が、実に不可解である。

● 業務上疾病

厚生労働省ホームページの、分野別の政策>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>安全衛生関係統計・災害事例>安全衛生関係統計等一覧に、2004年分以降「業務上疾病発生状況等調査」が

休業4日以上の死傷者数			
年/年度	労働者死傷病報告による	労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適）による	傷病性質コード別労災補償状況による
	「届出件数」	「公表件数」	「補償件数」
1988	223,470	226,318	
1989	216,118	217,964	
1990	207,581	210,108	
1991	196,803	200,633	
1992	186,532	189,589	
1993	180,575	181,900	
1994	173,517	176,047	
1995	164,998	167,316	
1996	160,712	162,862	
1997	154,489	156,726	
1998	144,838	148,248	
1999	141,055	137,316	
2000	139,974	133,948	
2001	140,149	133,598	
2002	132,339	125,918	142,688
2003	132,936	125,750	142,207
2004	132,248	122,804	139,024
2005	133,050	120,354	138,444
2006	134,298	121,378	140,308
2007	131,478	121,356	140,622
2008	129,026	119,291	134,751
2009	114,152	105,718	120,528
2010	116,733	107,759	123,592
2011	117,958	111,349	123,619
2012	119,576		123,862
2013	118,157		120.294
2014	119,535		

注：2011年の届出・公表件数は東日本大震災を直接の原因とするもの（届出1,664人、公表2,827人）を除く。

掲載されるようになった。しかし、報道発表資料のところには掲載がなく、労働基準分野のトピックス一覧の記載によると、2010年6月25日、2011年6月24日、2012年7月2日、2013年6月27日、2014年6月25日及び2015年7月6日に掲載されたことになっている。

ここにある「業務上疾病発生状況（業種別・疾病別）」は、「暦年中に発生した疾病で翌年3月末までに把握した休業4日以上のもの」で、出所を「業務上疾病調」と記載したもので、全国労働衛生週間（10月1～7日）に向けて中央労働災害防止協会から発行されている「労働衛生のしおり」のものと同じものである。後掲の表2（20頁）及び次頁表では、これを「公表件数」として示している。

この公表件数がどのように算定されているかも、闇の中であった。以前、情報公開法に基づく開示請求も行って厚生労働省に説明を求めたところ、「公表件数」は、労働者死傷病報告をそのまま集計しているのではなく、例えば、「非災害性」（第3号）として届け出られた「腰痛」を、事情を確認したうえで「災害性」=「負傷による腰痛」（第1号）に振り替え、また、「じん肺及びその合併症」については、届出件数ではなく労災保険給付データを使っている等との説明。しかし、処理方法を示した文書は存在していないという回答であった。

前出の「職場の安全サイト」には、2004～2009年分について、「労働者死傷病報告」によると明記された業務上疾病のデータも示されている。

2010～2013年分については、「『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況（確定値）」でダウンロードできるエクセル・ファイルのなかに、死亡・休業別内訳も示された「業種別傷病分類別業務上疾病発生状況」のシートが含まれている。本稿執筆時点では、2014年分には含まれていない。

これらのデータを「届出件数」と呼ぶことにする。

「補償件数」については、驚くべきことに厚生労働省ホームページには一切掲載されていない。

毎年度の「業務上疾病の労災補償状況調査結果（全国計）」が比較的入手しやすいもので、これには、第1～11（2009年分以前は1～9）号別の新規支給決定件数、及び、振動障害、じん肺症等、非災害性腰痛、上肢障害、職業がん、脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神障害に係る都道府県別データなどが収録されている。元となる調査については、毎年度、補償課長から指示が出されており、調査内容は微妙に変化している。

全国安全センターは、情報公開法を使って、1999年度分以降の「業務上疾病の労災補償に係る統計の一切」を開示させている。大本となる統計データは、「傷病性質コード別労災補償状況」という集計表で、これは表4（27頁）にまとめて紹介してある。「それらが何らかの文書・冊子の一部をなしている場合には、当該文書・冊子等のすべて」を開示請求しているが、毎年開示されるのは、3枚の

集計表のみである。表9（38頁）に紹介した2013年度分の都道府県別データもこうして開示されたものであり、これらのデータは本誌以外で掲載されているのをほとんど見たことがない。

「傷病性質コード別労災補償状況」と「業務上疾病の労災補償状況調査（全国計）」の数字は同じものであり、前者が後者の小分類別内訳となっている。別掲表及び後掲の表2（20頁）で「補償件数」として示してある。

別掲表に「届出件数」「公表件数」「補償件数」を並べてみた。2010～2013年分の「届出件数」と「公表件数」は同じ数字であるが、疾病分類別のデータも入手できる（20～21頁下の表参照、22～23頁分は省略）。比較してみると、2010年は452件、2011年は487件、2012年は373件業務上の負傷に起因する疾病から非災害性腰痛に振り替え、また2010年分ではさらに、化学物質等による疾病からその他業務に起因する疾病にも、5件振り替えが行われていることが確認できた（酸素欠乏症4件、その他1件）。じん肺を含めて、他の疾病分類については、届出件数と公表件数の数字は同じであった。

なお、厚生労働省は、毎年6月頃に前年度分の「過労死等（以前は「脳・心臓疾患と精神障害」）の労災補償状況」及び「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況（速報値）」、12月頃に後者の「確定値」及び「石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表している。

● 労災保険事業年報

前述のとおり、厚生労働省ホームページ（各種統計調査結果）に「労災保険事業月報」及び「労働者災害補償保険事業年報」が掲載されるようになった。これも基本的な統計データであり、全国安全センターでは労災保険法施行以来の事業年報（一部はコピー）を備え付けている。

ホームページ上では、年報のすべてではなく、「労働者災害補償保険事業の概況」及び「保険給付等支払状況」としていくつかの統計表が示されているだけではあるが、表1に示した基本情報はこれらによって確認できる。「概況」で直接拾えないものは、障害（補償）給付の「一時金」受給者数を

業務上疾病			
年	労働者死傷病報告による	「業務上疾病調」によるとされる	傷病性質コード別労災補償状況による
	「届出件数」	「公表件数」	「補償件数」
2002		7,502	9,045
2003		8,055	8,806
2004	7,159	7,609	8,858
2005	7,413	8,226	9,271
2006	7,635	8,369	11,171
2007	8,099	8,684	10,456
2008	8,341	8,874	10,148
2009	6,968	7,491	8,862
2010	8,111	8,111	9,457
2011	7,779	7,779	9,176
2012	7,743	7,743	9,143
2013	7,310	7,310	8,872

新規から新規受給者数（第16表）から新規年金受給者数（第17表）を差し引いて求めていること、遺族（補償）給付の「一時金」受給者数は「概況」からは得られないので「保険給付支払状況」統計表から、また、死亡災害発生状況は前述の「死亡災害発生状況」、死傷災害発生状況は前述の「労働災害発生状況」から採っている、などである。

表8（36頁）の都道府県別データについても、労災保険新規受給者、障害（補償）給付及び遺族（補償）給付の「一時金」、葬祭料受給者数は「保険給付支払状況」統計表、から拾うことができた。他は年報本体からで、労災保険適用事業場・労働者数が第1-2表、障害（補償）給付の「年金」が第7-9表、傷病（補償）給付が第7-14表、障害（補償）給付の「年金」は第7-12表から年金新規と前払一時金新規を合算、年度末年金受給者数は第7-7表から求めている。

死傷災害については、前述のような公表データの変更があったために、表1の2012年以降の数字及び表8では、労働者死傷病報告による死傷災害発生状況の数字を示してある。

2. 労働災害・職業病の発生状況等

● 労災保険新規受給者

労災保険新規受給者数は、2009年度を底に、2年連続して増加した後、2013年度はやや減少した。

労災保険の新規受給者数は、発生年度ではなく、労災保険給付の支給決定年度で集計した数字であり、2013年度の労災保険新規受給者は、業務災害534,049人（88.6%）、通勤災害68,878人（11.4%）、合計602,927人（100%）であった。

その発生年度別内訳は、2013年度458,555人（76.1%）、2012年度140,018人（23.2%）、2011年度2,806人（0.5%）、2010年度624人（0.1%）、2009年度176人（0.03%）、2008年度以前748人（0.17%）、となっている 。

● 死亡災害

死亡災害発生件数は、「1961年をピークとして長期的な減少傾向を示している」と言われてきたものの、近年の状況は、2009年1,075人（この時点で過去最少）、2010年1,195人（前年比11.2%増）、2011年1,024人（前年比14.3%減、過去最少）、2012年1,093人（前年比6.7%増）、2013年1,030人（前年比5.8%減）、2014年1,057人（前年比2.6%増）と、「三桁台を目前にして増減を繰り返し、足踏み状態にある」（2011年は東日本大震災を直接の原因とする死亡者1,314人を除いた件数）。

第12次労働災害防止計画は、2012年と比較して2017年までに15%以上減少させるという目標を設定。2014年2月19日基安発0219第5号「安全衛生業務の推進について」で、2014年度の単年目標として、死亡災害件数の対前年比3%減を掲げたものの、実現できなかったということである。

一方、2013年度の労災保険の葬祭料・葬祭給付受給者数は3,317人で、業務災害3,017人（91.0%）、通勤災害300人（9.0%）。発生年度別では、2013年度805人（24.3%）、2012年度968人（29.2%）、2011年度395人（11.9%）、2010年度181人（5.5%）、2009年度91（2.7%）、2008年度以前877人（26.4%）という内訳になっている。

なお、厚生労働省の「職場の安全サイト」に、2013年分と2014年分について、「一人親方等の死亡災害発生状況」が掲載されている。

2013年度：http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/tok/h25_hitorioyakata.pdf

2014年度：http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/tok/h26_hitorioyakata.pdf

● 死傷災害

厚生労働省の2012年分の労働災害発生状況を公表では、「3年連続の増加という極めて憂慮すべき事態となった」と危機感をあらわにしていたが、2013年分の公表では「4年ぶりの減少」を報告することができた。しかし、2014年は再び増加に転じた。

2014年は、死亡災害、死傷災害、重大災害の発生件数が、いずれも前年を上回る結果となった。

2014「年の特徴として、死亡災害、死傷災害ともに第1四半期（1～3月）に件数が大きく増加したことが挙げられる。1-3月期の実質GDPが、消費増税前の駆け込み需要の影響もあってプラス成長となるなど経済活動が前年同期より活発となったことによる影響や、2月の大雪による『転倒』の増加などにより災害件数が大幅に増加した。上半期終了（6月末日速報）時点で、死亡災害、死傷災害ともに前年同期より大幅に増加していたため、8月5日に『労働災害のない職場づくりに向けた緊急対策』を講じ、労働災害防止団体、263の業界団体等に対して、安全衛生活動の総点検や各事業場における自主点検を要請した。これらの取組の結果、下半期（7月～12月）では、前年同期比で死亡災害が58人（10.1%）、死傷災害が474人（0.8%）減少した」。2015年1月からは、「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を展開している。

第12次労働災害防止計画は、2012年と比較して2017年までに15%以上減少させるという目標を設定。前出「安全衛生業務の推進について」による2014年度の単年目標、死傷災害件数の対前年比4.2%減も実現できなかった。

同計画が、重点業種を設定していることから、労働災害発生状況の公表に当たっては、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店について、業種別の状況動向、取り組みについても紹介するようになっている。

また、厚生労働省による前年の労働災害発生状況公表に当たって、2009年から「派遣労働者の労

年度	業　種	労災保険新規受給者数	死亡災害		休業4日以上		休業3日以下・不休	
		人数	人数	指数	人数	指数	人数	指数
1996	全業種	654,855	2,363	1	160,499	67.9	491,993	208.2
1997	全業種	649,404	2,078	1	154,648	74.4	492,678	237.1
1998	全業種	625,427	1,844	1	146,404	79.4	477,179	258.8
1999	全業種	602,853	1,992	1	137,316	68.9	463,545	232.7
2000	全業種	603,101	1,889	1	132,059	69.9	469,153	248.4
2001	全業種	600,210	1,790	1	131,808	73.6	466,612	260.7
2002	全業種	578,229	1,658	1	124,260	74.9	452,311	272.8
2003	全業種	593,992	1,628	1	124,122	76.2	468,242	287.6
2004	全業種	603,484	1,620	1	121,184	74.8	480,680	296.7
2005	全業種	608,030	1,514	1	118,840	78.5	487,676	322.1
2006	全業種	606,645	1,472	1	119,906	81.5	485,267	329.7
2007	全業種	607,348	1,357	1	119,999	88.4	485,992	358.1
2008	全業種	604,139	1,268	1	118,023	93.1	484,848	382.4
2009	全業種	534,623	1,075	1	104,643	98.3	428,905	399.0
2010	全業種	574,958	1,195	1	106,564	98.3	467,199	391.0
2011	全業種	614,914	1,024	1	106,564	104.1	507,326	495.4
2012	全業種	606,886	1,093	1	119,576	109.4	486,217	444.8
2013	全業種	602,927	1,057	1	119,535	113.1	482,335	456.3
合計	全業種	10,872,025	27,917	1	2,265,950	81.2	8,578,158	307.3
2013	製造業	134,195	180	1	27,452	152.5	106,563	592.0
	鉱　業	660	13	1	244	18.8	403	31.0
	建設業	59,355	377	1	17,184	45.6	41,794	110.9
	運輸業	40,415	154	1	17,907	116.3	22,354	145.2
	林　業	3,241	42	1	1,611	38.4	1,588	37.8
	その他	365,061	291	1	55,137	189.5	309,633	1,064.0

働災害発生状況」、2013年から「外国人労働者の死傷災害発生状況」も公表されるようになっている。

● その他

1件の重大災害の背後には、29件の軽症災害と300件の無傷害災害があるというよく知られたハインリッヒの法則の「1:29:300」という数字の厳密性はともかくとして、「死亡災害件数」を1とした場合の、「休業4日以上の災害件数（休業4日以上の死傷災害災害−死亡災害）」及び「休業3日以内+不休災害の件数（労災保険新規受給者数−休業4日以上の死傷災害災害）」の比率を別掲表に示した。

過去18年間平均では、この比率は1:81.2:307.3ということになるが、業種別のばらつきが著しい。とりわけ林業では、休業4日以上の災害件数の方が3日以内+不休災害の件数よりも多いという逆転現象を示しており、鉱業、建設業と運輸業でも、製造業やその他事業と比較すると、休業+不休災害の件数が著しく低い。これは「労災隠し」の存在を示唆しているとも考えられる。このような分析も、「労災隠し」の根絶のために活用できるはずである。

● 業務上疾病

2013年度の業務上疾病（職業病）の補償件数は8,872件で、前年比3.0%（271件）の減少となった。公表件数でみても、5.6%（433件）の減少である。

次頁に上図として、「主な職業病の認定件数の推移」を示した。

伝統的な職業病の双璧−「じん肺及びその合併症」の認定件数は、2003年度から原発性肺がんが合併症に追加されたにもかかわらず減少傾向が続いている一方で、「振動障害」の認定件数の方は、再び上昇に転じているような気配もある。

「上肢障害」は、1997年の労災認定基準改正以来一貫した増加傾向を示し、2008年度に「じん肺及びその合併症」を上回ったが、2009年度以降、減少に転じ、2013年度は再度増加した。

「中皮腫」と「石綿肺がん」は、2005年夏のクボタショックを受けて認定件数が激増。中皮腫による死亡者が増加し続けていることに現われているように、被害は増えているはずなのに、横ばい状態になりつつあるように見えるのが気にかかる。

「脳・心臓疾患」は、2001年の労災認定基準改正以来増加してきたが、2008年度以降減少に転じた後、2011・12年度は増加、2013・14年度は減少。

「精神障害」は、1999年の判断指針策定以来増

主な職業病の認定件数の推移

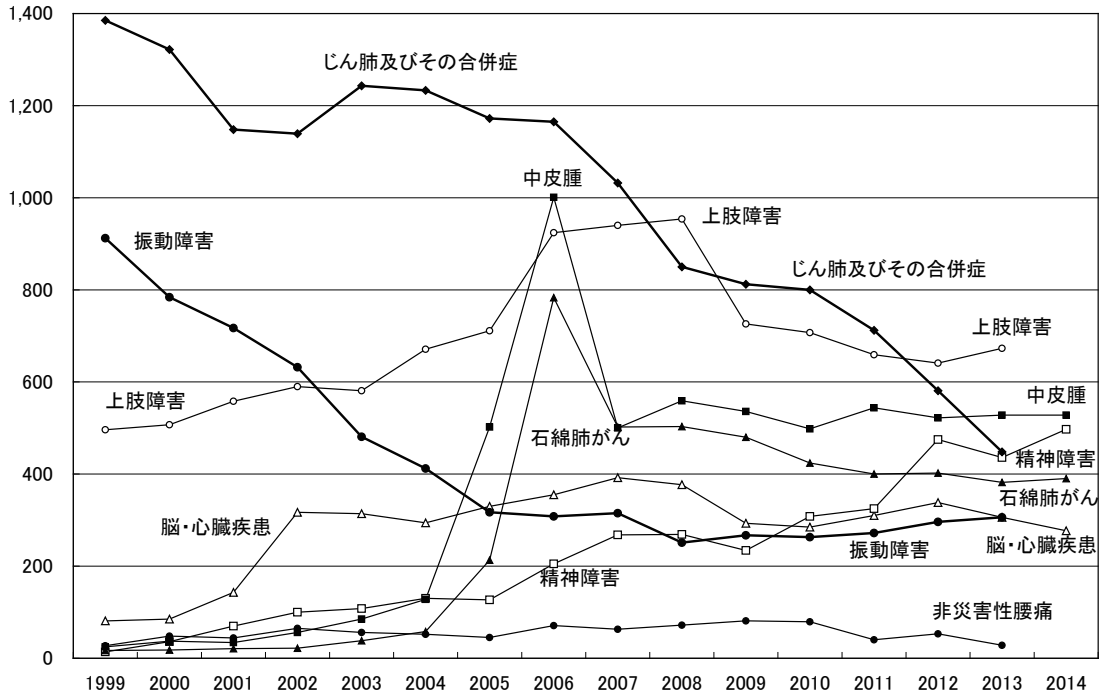

主な職業病の認定率の推移

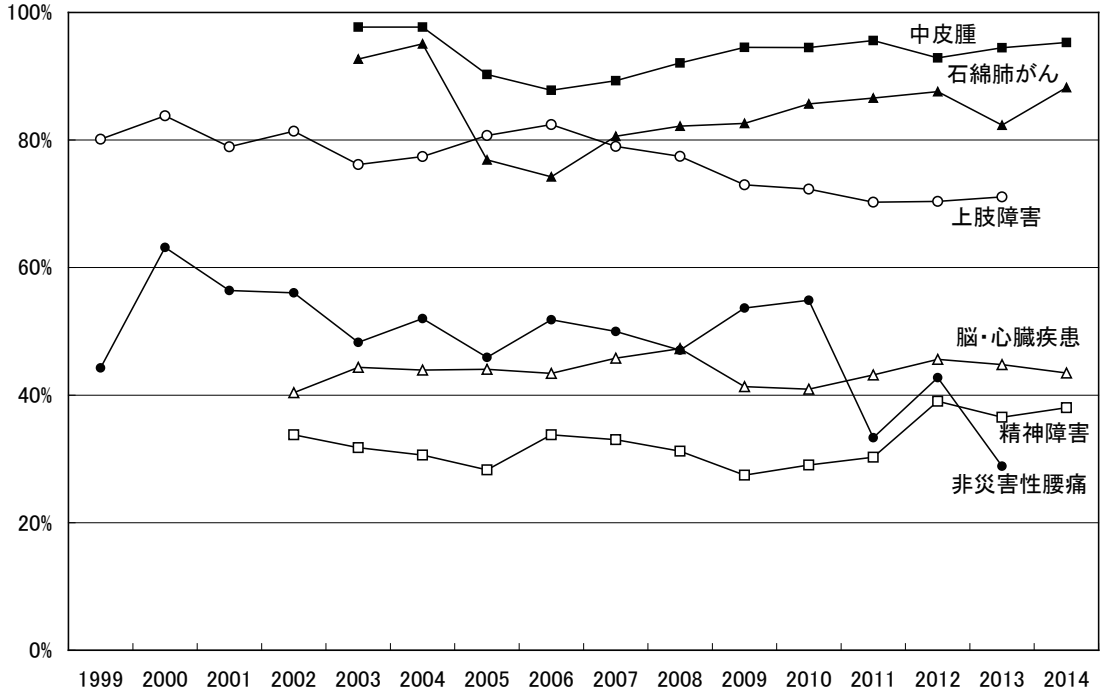

業　種	事業場数	労働者数	新規受給者数	死亡者数	重大災害件数	死傷者数	業務上疾病数
	2013年度末		2013年度	2014年（暦年）			2013年（暦年）
製造業	14.1%	15.9%	22.3%	17.0%	20.2%	23.0%	19.0%
建設業	22.9%	8.7%	9.8%	35.7%	44.5%	14.4%	10.0%
運輸業	2.7%	5.2%	6.7%	14.6%	6.5%	15.0%	13.5%
鉱　業	0.1%	0.0%	0.1%	1.2%	0.0%	0.2%	1.3%
林　業	0.5%	0.1%	0.5%	4.0%	0.0%	1.3%	56.1%
その他	59.6%	70.1%	60.5%	27.5%	28.8%	46.1%	
合　計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	43.9%
実　数	2,676,910	54,294,921	602,927	1,057	292	119,535	7,310

加し続け、2010年度にはついに「脳・心臓疾患」を上回った。2011年末に判断指針が認定基準に改訂されて2012年度はさらに増加して、「石綿肺がん」も上回り、2013年度は減少したものの、2014年度は再度増加に転じて過去最高を更新した。

前頁下図は、「認定率」を分析したものである。また、表5（30頁）に、請求件数、不支給決定件数が判明している職業病に係るデータのすべてを示してあるので参照していただきたい。表5の最下欄には、認定率①=認定件数/請求件数（いずれも当該年度）、認定率②=認定件数/（認定件数+不支給決定件数）の二つの指標を示してあるが、前頁下図は、認定率②の方である。

認定率②は、「中皮腫」がもっとも高く90%前後、次いで「石綿肺がん」が80%に迫りつつあり、その次が「上肢障害」である。

これらと比較すると、「脳・心臓疾患」、「精神障害等」は著しく低い。2012年度に「精神障害」の認定率が上昇したのは、2011年末の認定基準策定の影響と考えられるが、40%超えが期待されたものの、2013年度は減少、2014年度はやや持ち直した。「脳・心臓疾患」が2年連続して減少していることも、気になるところである。

「非災害性腰痛」が近年大きく減少してきていて、2013年度に「精神障害等」よりも低くなってしまっていることも際立っている。

なお、「災害性（負傷による）腰痛（1-1）」と「異常温度条件による疾病（2-4）」、「その他の物理的因子による疾病（2-6）」、「その他の身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病（3-5）」では系統的に、「化学物質による疾病（4-2）」や「細菌、ウイルス等の病原体による疾病」などでも、公表件数が補償件数を上回っており、使用者が職業病と判断して死傷病報告を届け出たにも関わらず、労災補償の手続がなされていないケースが多々あるのではないかと示唆されるところである。

また、各種統計の業種別内訳を、一覧にして別掲表に示した。

● 労働者の健康状況等

労働者の健康状況全般については、定期健康診断受診者のうちの有所見率が、1990年の23.6%から2013年の53.0%へと経年的に増加し続けている。項目別の有所見率では、血圧、貧血、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査で経年的な増加傾向が認められる。

警察庁によれば、自殺者が2011年まで14年連続で3万人を超えた後、2012年27,858人→2013年27,283人→2014年25,427人と人減少したが、そのうち「被雇用者・勤め人」が7,272→7,421人→7,164人（27%弱～28%強）、「勤務問題」が原因・動機のひとつとなっているものが2,323→2,472人→2,227人（全体の8～9%）である。

「平成20年技術革新と労働に関する実態調査」、「平成21年建設業労働災害防止対策等総合実態調査」、「平成22年労働安全衛生基本調査」、「平成23年労働災害防止対策等重点調査」、「平成24年労働者健康状況調査の概況」、「平成25年労働安全衛生調査（実態調査）」等の概況報告が、厚生労働省のホームページに掲載されている（http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50.html）。

5年に一度実施されている「平成24年労働者健康状況調査」では、事業所調査で、「心の健康対策（メンタルヘルスケア）」の実施率は、1992年22.7%→1997年26.5%→2002年23.5%→2007年33.6%→2012年47.2%と連続して上昇。「喫煙対策」の実施率も、1992年34.1%→1997年47.7%→2002年59.1%→2007年75.5%→2012年81.8%と連続して上昇している。

労働者調査では、自分の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレスがある」とする労働者の割合は、1992年57.3%→1997年62.8%→2002年61.5%→2007年58.0%→2012年60.9%となっている。その内容は、「職場の人間関係の問題」41.3%（前回38.4%）が高く、次いで「仕事の質の問題」33.1%（前回34.8%）、「仕事の量の問題」30.3%（前回30.6%）となっている。

何らかの「健康の保持・増進」に取り組んでいる事業所は、1992年43.9%→1997年46.4%→2002年37.4%→2007年45.2%→2012年には項目がなくなった。また、1992年64.6%→1997年72.0%→2002年72.2%と増加していた、普段の仕事で「身体が疲れる」という質問項目もなくなってしまっている。

他方で新規項目として、時間外・休日労働が100時間を超える長時間労働者への医師による面接指導を知っている事業所が、2007年45.6%→2012年58.2%。面接指導を実施した事業所が、2012年4.3%。面接指導を実施した後に何らかの措置を講じた事業所が、2012年82.9%。面接指導制度を知っている労働者が、2007年21.7%→2012年33.2%。面接指導を受けたことがある労働者が、2007年6.3%→2012年5.5%。面接指導を受けた後に何らかの改善措置が講じられたと答えた労働者が、2007年40.0%→2012年45.3%となっている。

労働者のストレスチェックを実施した事業所は、2012年25.8%。そのうち定期健診の機会に合わせて実施が32.2%、定期健診以外の機会に実施が67.7%、不明0.1%である。

さらに、「平成25年労働安全衛生調査（実態調査）」では、事業所調査で実施しているまたは取り組んでいると答えた割合が、リスクアセスメント53.1%（＞2011年46.5%＞2010年33.8%）、安全衛生教育77.1%、メンタルヘルス対策60.7%（＞2012年47.2%＞2011年43.6%）、ストレスチェック26.0%（＞2012年25.8%）、パワーハラスメント防止対策56.0%、受動喫煙防止対策85.6%（＞2012年81.8%）、非正規労働者に対する安全衛生教育52.9%、高年齢労働者の労働災害防止対策64.6%、腰痛予防対策65.3%、熱中症予防対策77.0%。労働者調査では、現在の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレスがある」52.3%（＜2012年60.9%）、「職場で受動喫煙がある」47.7%（＜2012年51.8%）、等といった結果を紹介している。

3. 労働安全衛生対策

● 第12次労働災害防止計画

2013～2017年度を対象期間とする第12次労働災害防止計画は、以下の目標を掲げている。

① 死亡災害の撲滅を目指して、2012年と比較して、2017年までに労働災害による死亡者数を15%以上減少させること

② 2012年と比較して、2017年までに労働災害による休業4日以上の死傷者の数を15%以上減少させること

また、6つの重点施策を掲げて、各々の具体的取り組みについても示しているが、詳しくは2013年5月号を参照されたい。前述のとおり、2014年2月19日基安発0219第5号「安全衛生業務の推進について」は、2014年度における単年目標を掲げたものの、実現できなかった。2015年2月19日に基安発0219第1号「安全衛生業務の推進について」が発出されているが、「対象文書の開示・不開示の審査に時間を要する」として開示決定期限を延長されてしまって、本稿執筆時点で入手できていない（したがって2015年度の単年目標について、設定したかどうかも含めて確認できていない）。2014年度には、以下のような通達も示されている。

・2014年4月11日基安発0411第1号「建設工事関係者連絡会議の設置」

・2014年4月28日基安安発0428第2号「林業死亡

労働災害多発警報発令要綱」
・2014年5月16日基発0516第1号「石油コンビナート等における災害防止対策の推進」
・2014年5月29日基安発0529第1号「平成26年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施」
・2014年6月26日基安発0626第2号「三菱マテリアル㈱四日市工場爆発事故を踏まえた保守・点検等の事故防止対策」
・2014年7月31日基安労発0731第1号「平成25年度に発生した酸素欠乏症等の労働災害発生状況」
・2014年8月5日基安発0805第1号「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」、第4号「労働災害防止に向けた集中的取組の実施」
・2014年8月5日基安安発0805第1号「建設業における労働災害防止対策の徹底」
・2014年8月12日基安安発0812第1号「平成26年度陸上貨物運送事業の荷役作業における墜落・転倒災害等防止対策推進事業」
・2014年8月18日基安安発0818第1号「食品製造業における労働災害防止対策の推進～自主点検のお願い～」
・2014年8月18日基安安発0818第2号「陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進～自主点検のお願い～」
・2014年8月18日基安安発0818第4号「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」
・2014年8月20日基安安発0818第1号「推進工法によるずい道建設工事における労働災害防止対策の徹底」、9月8日にも同様通達
・2014年8月26日基安労発0826第1号「今夏の職場における熱中症予防対策の徹底（続報）」
・2015年1月20日基安発0120第1号「第12次労働災害防止計画の目標達成に向けた労働災害対策の推進（協力要請）－『STOP！転倒災害プロジェクト2015』による転倒災害の防止－」
・2015年2月24日基発0224第1号「鉄鋼生産設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドラインの改正」
・2015年3月13日基安発0313第1号「交通労働災害防止対策の推進」
・2015年3月30日基安労発0330第2号「温泉関係施設における硫化水素中毒防止対策の徹底」

● 監督指導業務の動向

胆管がん事件を契機として厚生労働省の労働衛生監督が強化されつつある。2014年2月17日基発0217第7号「今後における労働衛生対策の推進に関する基本方針」（「衛生基本通達」と呼ばれる－2014年7月号参照）及び第8号「労働衛生対策における監督指導等に当たって留意すべき事項」（「衛生留意通達」）は、長らく放棄されてきた労働衛生監督実施の再開を示したものと伝えられている（2001年3月30日「今後の労働衛生対策における監督指導等の進め方」は廃止）。同年2月18日基発0218第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項」でも、「労働衛生に係る監督指導等について」という項目が設けられた。

そのこともひとつの要因として、1999年に策定された「今後における一般労働条件の確保・改善対策の推進に関する基本方針」も同名の2014年2月17日基発0217第6号によって改訂され、同年4月1日基発0401第27号「監督指導時における一般労働条件の確保・改善に係る措置等」（1999年通達を廃止）、同日付け基発0401第59号「『監督業務運営要領の改善について』［1964年の通達］の一部改正」等も示されている。2011年度から全国で実施されている「新たな監督指導手法」－労働条件集合監督・企業単位監督・チーム監督－も含めて（2015年2月18日に企業単位監督について一部改正）、監督関係通達の大きな見直しである。

なお、監督指導業務では11月を「過重労働解消キャンペーン月間」としてきたが、2013年度は「若者の『使い捨て』が疑われる企業等に関する無料電話相談」実施と合わせて9月に変更された。2014年度は、6月に成立した過労死等防止対策推進法が11月を「過労死等防止啓発月間」とすることを規定していることも踏まえ、9月1日から2015年3月31日まで平日夜間・土日に「労働条件相談ホットライン」を開設するとともに、11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施。2014年10月3日基発1003第3号

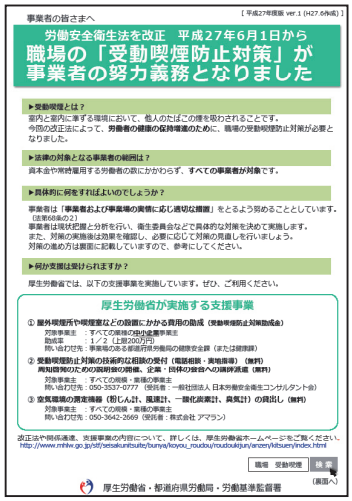

「若者の『使い捨て』が疑われる企業等及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対する取組の強化」が発出された。「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組」も含まれており、同日付け基監発1003第4号で「重点監督の実施等」について示されている。

2015年1月8日には、基監発0108第2号「長時間にわたる過重な労働等の労働条件に問題があると考えられる事業場に対するインターネットを活用した取組」で、求人情報サイトや匿名の掲示版への書き込み等による情報を監督対象事業場の選定等に試行的に活用することを示した（2015年度から委託事業で本格実施）。また、2015年度には、東京労働局と大阪労働局に、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る特定の事案に対する指導等を実施する専従チーム「過重労働撲滅特別対策班」を常設で設置している。

しかし、監督指導業務関係の行政文書は開示請求しても不開示（墨塗り）部分が多く、その結果についても十分に周知されていない。

● 改正労働安全衛生法

2014年6月に労働安全衛生法改正案が成立した。主な改正内容は、以下のとおりである。

① 表示・通知義務対象化学物質についてリスクアセスメントの義務付け
② 医師等によるストレスチェック制度の創設
③ 受動喫煙防止対策の努力義務化
④ 重大な労働災害を繰り返す事業場に厚生労働大臣が指示、勧告、公表を行う制度の導入
⑤ 規模の大きい工場等で建築物、機械等の設置、移動等を行う場合の事前届出の廃止
⑥ 電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定、譲渡制限の対象に追加
⑦ 外国に立地する機関も検査・検定機関として登録可能に

このうち、⑤⑥については、2014年12月1日に施行。電動ファン付き呼吸用保護具の規格（厚生労働省告示第455号）等が示されている。

③④⑦については、2015年6月1日に施行。

③については、2015年5月15日に「職場の受動喫煙防止対策に係る技術的留意事項に関する専門家検討会報告書」がまとめられ、「職場において受動喫煙防止措置を講じる際の効果的な手法等の例」（基安発0515第1号）が示されるとともに、受動喫煙防止対策助成金交付要領、質疑応答集の改正等も行われている（7月号、http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/）。

また、法改正事項には該当しなかったが、法改正のもととなった労働政策審議会の建議を踏まえ

て、2014年12月25日に「安全衛生に関する優良企業を評価・公表する仕組みに関する検討会報告書」が公表され、2015年7月8日に最初の安全衛生優良企業公表が行われた。今後、原則として月1回行うとしている（http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html）。

● ストレスチェック制度

労働安全衛生対策のまったく正反対のアプローチを代表している①と②が今回の法改正の中心的内容とされているが、②は2015年12月1日、①は2016年6月までに、施行される予定である。

法改正後、「ストレスチェック項目等に関する専門検討会」、「ストレスチェックと面接指導の実施方法等に関する検討会」、「ストレスチェック制度に関わる情報管理及び不利益扱い等に関する検討会」が開催され、12月17日に合同の「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度に関する検討会報告書」が公表された。2015年4月15日には、省令・告示・指針（心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針）、5月にはストレスチェック制度実施マニュアルとQ&A、7月にはストレスチェック制度簡単導入マニュアル等が示されているが、「高ストレス者」の選定基準は事業者任せ、「集団ごとの集計・分析及び職場環境の改善」は義務化されないなどを含めて、問題点があまりに多いことは本誌が繰り返し指摘したとおりである（8月号等、http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/）。

● 過労死等防止対策推進法

前出のとおり、過労死等防止対策推進法は2014年11月1日に施行され、当事者、労使及び専門家代表委員からなる過労死等防止対策推進協議会が設置されて、過労死等防止対策大綱が7月24日に閣議決定されたる（1月号等、http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html）。すでに監督指導行政や過労死等の労災補償状況の公表に一定の影響を及ぼし始めているが、真価が問われるのはこれからである。

過労死等防止対策推進全国センター、過労死防止学会も設立され、地方レベルでの取り組みも活発化しそうである。

● パワーハラスメント

2012年9月10日基発0910第3号「職場のパワーハラスメント対策の推進」が2014年基発0403第2号によって一部改正されるとともに、2015年5月には「パワーハラスメント対策導入マニュアル」が作成された（http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/）。

2015年6月の「男女雇用機会均等月間」にあたっては、「STOP！マタハラ～『妊娠したから解雇』は違法です」がキャッチフレーズに採用されている（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088308.html）。

● その他の労働安全衛生対策

2014年4月1日から、地域産業保健事業、地域産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業が「3事業を一元化」した産業保健活動総合支援事業に変えられた（国の補助事業として、（独）労働者健康福祉機構が実施主体で、地域の医師会等と協力して行うものとされている）。

委託研究等により、屋外における岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業においても粉じん濃度が管理濃度を超える割合が高いことが認められたとして、呼吸用保護具の使用が必要な作業の範囲を拡大する粉じん障害防止規則の改正が行われ、2014年7月31日に施行された。

「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検

討会報告書」を踏まえて足場からの墜落・転倒災害防止対策の強化を図る労働安全衛生規則の改正が2015年7月1日から施行される。

2014年5月30日基発0530第4号「意識の消失等の症状を有する労働者が業務として自動車を運転する場合等の健康診断等における留意点」も示されている。

4. 化学物質・アスベスト対策

● 関係法令の改正・指針対象物質の追加

改正労働安全衛生法による、表示・通知義務対象化学物質についてのリスクアセスメントの義務化は、2016年6月までに施行の予定である。

2014年7月25日「化学物質のリスク評価検討会報告書（平成26年度第1回）」は、①ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバー（人造鉱物繊維）－健康障害防止措置検討、②エチレンクロロヒドリン、グルタルアルデヒド、タリウム及びその水溶性化合物、オルト-フェニレンジアミン－詳細なリスク評価が必要、③メタクリロニトリル－関係事業者による自主的なリスク管理、を勧告。2015年2月6日「化学物質による健康障害防止措置に係る検討会報告書（第1回）」が、ナフタレンとこれを含む製剤等の製造・取扱業務について特定化学物質等障害予防規則の特定第2類物質と同様の規制、リフラクトリーセラミックファイバーとこれを含む製剤等の製造・取扱業務について管理第2類物質と同様の規制が必要と勧告して、特化則の一部改正が行われる予定である（2015年8月公布、11月1日施行予定）。

2015年2月10日「化学物質のリスク評価検討会報告書（平成26年度第2回）」は、①クロロメタン－詳細なリスク評価が必要、②アルファ-メチルスチレン、2-エチルヘキサン酸、弗化ナトリウム－関係事業者による自主的なリスク管理、を勧告した。

以上は、2006年の労働安全衛生規則改正で設けられた、①有害物曝露作業報告（第95条の6）を活用して、②国が曝露評価と有害性評価をもとにリスク評価（初期リスク評価及び詳細リスク評価）を行い、③リスクが高い作業等については特別規則による規制等を行うという仕組みのなかで行われたものである。

前年度勧告のジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）及びジクロロメタンを含む発がん性のおそれのある有機溶剤10物質に関する特化則等の改正が2014年11月1日に施行され、作業環境測定基準も一部改正されている。

労働安全衛生法第28条第3項は、厚生労働大臣はがんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質を製造・取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表するものとされ、2014年12月3日付け基発1203第5号によって、DDVP等5物質が対象物質に追加されて34物質になるとともに、指針の内容も一部改正された。

さらに、2014年12月3日付け基発1203第9号によって、事業者からの届出のあった49物質、既存化学物資のうち20物質について、学識経験者から強度の変異原性が認められる旨の意見を得て、2003年5月17日付け基発第312号の3の別添1「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」の適用対象に追加した。一方で、届出物質1について、2012年度化学物質のリスク評価検討会で強度の変異原性があると判断できない旨の結論が得られたとして対象から除外したので、同指針の対象となる化学物質の数は、届出物質831、既存化学物質170、合計1,001となっている。

● その他の化学物質関係通達

医療現場で取り扱う（調剤、投与、廃棄等）薬剤師や看護師等が意図せず、気化した抗がん剤の吸入曝露、針刺し、あるいは漏出した抗がん剤への接触による経皮曝露をした場合等に健康障害を発症するおそれがあることから、2014年5月29日基安化発0529第1号「発がん性等を有する化学物質を含有する抗がん剤等に対するばく露防止対策」が示された。

また、2014年5月30日基安化・基安労発0530第1号「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止」も示されている。

● 衛生留意通達の中長期計画

前出の「衛生留意通達」は、都道府県労働局において3～5か年の化学物質対策に係る中長期計画を策定し、計画的かつ効果的に実施するよう指示しており、2014年度がその初年度となる。

また、計画的な取り組みに必要となる基礎資料の整備について、特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）に基づく事業所からの届出情報との突き合わせを、有機則等特別規則の対象物質について実施しているが、今後は、それ以外のSDS交付義務対象物質に着手する必要があるともされている。

● アスベスト対策

2014年2月7日に「建築物等の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議報告書」が公表され、これを踏まえた石綿障害予防規則の一部改正が行われて同年6月1日から施行されている。同時に、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」も策定された（2012年の公示を名称も含めて改訂）。一部重なる内容もあるものの必ずしも調整がとれているとは言えない大気汚染防止法の改正も、同じく2014年6月1日から施行されている。

隔離空間内部での作業ではフード付き保護衣の使用を示しているところ、形状はフード付きつなぎの保護衣のようにみえるが、性能は汚れ防止等を目的とした使い捨ての簡易な不織布製作業服の使用がみられることから、2014年9月12日基安化発0912第1号「石綿の粉じん曝露防止のための適正な保護衣の使用」が示されている。

● 健康管理手帳の費用負担等

2014年9月24日基安労発0924第1号「労災適用期間及び労災適用除外期間を有する健康管理手帳所持者が受ける健康診断の費用負担等に関する留意事項」が示されたが、旧国鉄とJR双方に雇用されていた期間中にアスベストに曝露していた者に対する健康管理手帳の取り扱いなどが該当するものである。費用負担以前に、健康管理手帳取得に当たっての、JRと（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構の対応に問題がある。

5. 原子力災害関係

● 原子力施設に対する監督指導

私たちは反対しているが、厚生労働省は「厚生労働大臣は、緊急作業に係る事故の状況などを勘案し、100mSvの被ばく限度によることが困難であると認めるときは、250mSvを超えない範囲内で、被ばく限度（特例緊急被ばく限度）を別に定め、またはこれを変更することができる」等とする電離放射線障害防止規則の改正を予定している。2015年8月に改正省令を交付して、2016年4月1施行予定とされている。これに合わせて、「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」も改正するとしている。

● 緊急作業従事者の疫学研究

2014年6月4日「東電福島第一原発緊急作業従事者に対する疫学研究のあり方に関する専門家検討会報告書」がとりまとめられた。調査対象集団の1割（約2千人）を対象にしたベースライン研究を10月にも開始して、2015年度以降の本格的な研究に向けた準備を進めるとしている。

● 除染業務関連対策

2012年3月2日基発0302第2号「除染等業務における安全衛生対策」が、2014年10月20日基発1020第2号「除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務における安全衛生対策」に置き換えられた。

除染電離等の改正に伴い、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」が改正されるとともに、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」、「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労

働者の放射線障害防止のためのガイドライン」が策定され、さらに、「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」の発足と関連するガイドラインの再改正等を踏まえたものである。(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000029897.html)

各ガイドラインは、土壌等の放射能濃度の簡易測定に関する係数の更新等について、2014年11月18日基発1118第6号によっても改正されている。

6. 労災補償対策

● 死亡診断書の取り扱い

2014年4月11日基労管発0411第2号「未支給の保険給付、遺族(補償)給付及び葬祭料(葬祭給付)の請求における死亡診断書等の取扱い」によって、請求人の負担の軽減や厚生年金等の事務の取り扱いを踏まえ、死亡診断書等の写しで差し支えないこととされた。

● 行政不服審査法の改正

2014年6月13日基発0613第7号「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布」−2年以内に施行される予定で、必要な政省令を含め運用の詳細については今後順次示されることになる。

● 毎月勤労統計の訂正に伴う処理

2014年6月に厚生労働省は、委託業者のプログラムミスによる毎月勤労統計の訂正を公表するとともに、これに伴い過去の一定期間の労災年金のスライド率等についても訂正する必要が生じたが、多く支給していた場合には遡及的修正は行わず、少なく支給していた場合には追加して支払うこととした。なお、2015年7月には労災保険等支払証明書の誤送付という事件も発生している。

● 労災就学援護費の支給要件の拡大

2014年7月10日基発0710第5号「『社会復帰促進事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について』の一部改正」によって、新たに、頭頸部外傷性症候群等に対する職能回復援護の承認または不承認、休業補償特別支給金の支給または不支給、長期家族介護者に対する援護金の支給または不支給、振動障害者社会復帰援護金の支給または不支給、労災療養援護金の認定または不認定について、行政処分として取り扱われることになった。。

● 特別加入の対象の拡大

特化則等の改正を受けて、有機溶剤や有機溶剤含有物を使用する一定の製品(履物・鞄等、木製・合成樹脂製漆器)の製造・加工作業に従事する家内労働者について2014年11月1日から、産業用無人ヘリコプターを用いた農薬の空中散布等作業に従事する農作業従事者について2015年4月1日から、労災保険の特別加入対象者に追加された。

● 放射線被ばくによるがん

2015年1月28日に電離放射線障害の業務上外に関する検討会の「膀胱がん・喉頭がん・肺がんと放射線被ばくに関する医学的知見について」公表された。同検討会は、2012年9月28日にも「胃がん・食道がん・結腸がんと放射線被ばくに関する医学的知見について」まとめているが、ともに因果関係を推認する被ばく線量を示すにはいたっておらず、個別事案ごとの判断が続いている。

● 原子力損害賠償法の改正

「原子力損害の補完的な補償に関する条約」の締結に伴う国内法の整備のため原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律が改正されたことから(2015年4月15日施行)、2015年3月25日l基発0325第10号「原子力損害の賠償に関する法律の一部改正に伴う原子力損害が生じた場合の取扱いの見直し」が示された。同法は、原子力事業者の無過失責任、責任集中原則等を定めたものであるが、従業員損害の原賠法による賠償と労災保険給付の調整・求償について一部取り扱いの見直し及び整理をしたものとされている。

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度/年	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4(8)日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
1947	115,901				85,759	2,276	2,276			2,276
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	49,074			49,074
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,838	63,838			63,838
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,533	75,416	117	883	76,416
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,300	73,028	272	1,051	74,351
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	79,132	74,270	4,862	1,106	80,238
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	57,600	53,387	4,213	1,482	59,082
1978	1,668,093	29,908,023	3,326	348,826	1,142,928	57,676	53,601	4,075	2,634	60,310
1979	1,763,532	30,759,019	3,077	340,731	1,130,621	57,659	53,643	4,016	2,707	60,366
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	56,350	52,465	3,885	2,619	58,969
1981	1,896,973	32,750,233	2,912	312,844	1,027,477	54,651	50,567	4,084	2,286	56,937
1982	1,940,378	33,593,799	2,674	294,219	963,496	53,085	49,003	4,082	2,415	55,500
1983	1,993,359	34,510,310	2,588	278,623	929,841	51,306	47,405	3,901	2,326	53,632
1984	2,035,693	35,196,556	2,635	271,884	921,400	52,125	48,011	4,114	2,012	54,137
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	50,410	46,648	3,762	1,674	52,084
1986	2,110,305	36,696,975	2,318	246,891	859,220	50,022	46,170	3,852	1,336	51,358
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	47,978	44,256	3,722	1,218	49,196
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	46,966	43,181	3,785	1,135	48,101
1989	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	44,265	40,759	3,506	891	45,156
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	42,043	38,716	3,327	814	42,857
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	40,221	37,108	3,113	804	41,025
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	38,222	35,215	3,007	791	39,013
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	37,166	34,132	3,034	752	37,918
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	35,637	32,564	3,073	697	36,334
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	665,043	34,543	31,433	3,110	815	35,358
1996	2,584,588	47,896,500	2,363	162,862	654,855	33,190	30,087	3,103	814	34,004
1997	2,698,597	48,435,492	2,078	156,726	649,404	33,126	30,202	2,924	778	33,904
1998	2,699,013	48,823,930	1,844	148,248	625,427	32,030	29,039	2,991	739	32,769
1999	2,687,662	48,492,908	1,992	137,316	602,853	30,750	27,855	2,895	722	31,472
2000	2,700,055	48,546,453	1,889	133,948	603,101	29,297	26,558	2,739	637	29,934
2001	2,692,395	48,578,841	1,790	133,598	600,210	28,954	26,414	2,540	606	29,560
2002	2,646,286	48,194,705	1,658	125,918	578,229	27,928	25,237	2,691	604	28,532
2003	2,632,411	47,922,373	1,628	125,750	593,992	27,314	24,543	2,771	880	28,194
2004	2,627,510	48,552,436	1,620	122,804	603,484	26,352	23,776	2,576	818	27,170
2005	2,630,805	49,184,518	1,514	120,354	608,030	25,904	23,387	2,517	599	26,503
2006	2,642,570	50,707,376	1,472	121,378	606,645	25,188	22,787	2,401	551	25,739
2007	2,642,607	51,313,223	1,357	121,356	607,348	25,236	22,811	2,425	635	25,871
2008	2,632,696	52,418,376	1,268	119,291	604,139	24,702	22,404	2,298	782	25,484
2009	2,621,343	52,788,681	1,075	105,718	534,623	24,127	21,813	2,314	578	24,705
2010	2,622,356	52,487,983	1,195	107,759	574,958	22,663	20,487	2,176	651	23,314
2011	2,627,669	52,741,870	1,024	111,349	614,914	22,075	19,967	2,108	547	22,622
2012	2,645,473	53,236,873	1,093	119,576	606,886	22,408	20,377	2,031	547	22,955
2013	2,676,910	54,294,921	1,030	118,157	602,927	22,326	20,265	2,061	429	22,755
2014			1,057	119,535						

注) 「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は暦年。それ以外は年度で、業務災害及び通勤災害を含む。
「死傷災害発生状況」は、1973年以降は休業4日以上、1972年以前は休業8日以上のものである。
「死傷災害発生状況」は、2011年以前は労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)、2012年以降は労働者死傷病報告による。
1995年の「死亡災害発生状況」には、阪神・淡路大震災を直接の原因とする64人、地下鉄サリン事件による2人、を含んでいない。
2011年の「死亡災害発生状況」「死傷災害発生状況」には、東日本大震災による1,314人、2,827人を含んでいない。

年度/年	葬祭料・葬祭給付受給者数	遺族（補償）給付			新規年金受給者数合計	各年度末年金受給者数						
		新規受給者数	一時金	年金		合計	傷病（補償）年金				障害（補償）年金	遺族（補償）年金
							計	じん肺	せき損	その他		
1947	1,248	1,245	1,245									
1950	4,412	4,585	4,585									
1955	5,010	5,107	5,107									
1960	6,039	6,161	6,161		1,000	3,496	3,379	2,372	965	42	117	
1965	5,880	6,548	6,548		1,323	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215	
1970	5,898	7,854	1,507	6,347	12,315	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144
1975	4,563	6,362	1,310	5,052	10,747	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918
1978	4,610	5,553	923	4,630	11,339	131,395	19,373	10,353	4,567	4,453	51,190	60,832
1979	4,371	5,254	820	4,434	11,157	139,248	20,558	11,413	4,641	4,504	54,328	64,362
1980	4,238	5,150	753	4,397	10,901	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871
1981	4,124	5,060	691	4,369	10,739	154,142	22,307	13,383	4,651	4,273	60,383	71,452
1982	4,146	4,984	746	4,238	10,735	160,910	22,990	14,317	4,594	4,079	63,380	74,540
1983	3,893	4,680	638	4,042	10,269	167,009	23,589	15,147	4,510	3,932	66,134	77,286
1984	3,839	4,808	698	4,110	10,236	172,986	23,909	15,782	4,436	3,691	68,981	80,096
1985	3,903	4,540	735	3,805	9,241	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397
1986	3,609	4,475	699	3,776	8,964	182,545	23,494	15,927	4,255	3,312	74,344	84,707
1987	3,570	4,369	704	3,665	8,605	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,863
1988	3,789	4,410	773	3,637	8,557	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901
1989	3,894	4,502	768	3,734	8,131	193,726	21,496	14,967	3,854	2,675	81,390	90,840
1990	3,846	4,675	819	3,856	7,997	196,763	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	92,800
1991	4,015	4,687	894	3,793	7,710	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,672
1992	3,753	4,657	866	3,791	7,589	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513	96,599
1993	3,767	4,541	867	3,674	7,460	204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	88,075	98,450
1994	3,775	4,507	838	3,669	7,439	207,211	17,373	12,030	3,179	2,164	89,588	100,250
1995	4,022	5,128	1,046	4,082	8,007	209,778	16,533	11,390	3,070	2,073	90,918	102,327
1996	3,803	4,933	815	4,118	8,035	212,465	15,915	10,932	2,978	2,005	92,069	104,481
1997	3,666	4,563	899	3,664	7,366	214,489	15,350	10,494	2,893	1,963	93,067	106,072
1998	3,330	3,812	833	2,979	6,709	216,007	14,646	9,940	2,825	1,881	94,096	107,265
1999	3,349	4,165	761	3,404	7,021	217,386	14,029	9,439	2,741	1,849	94,891	108,466
2000	3,231	4,096	807	3,289	6,665	218,386	13,392	8,926	2,653	1,813	95,489	109,505
2001	3,244	4,015	817	3,198	6,344	218,957	12,790	8,415	2,603	1,772	95,785	110,382
2002	3,239	3,894	790	3,104	6,399	219,720	12,202	7,924	2,532	1,746	96,310	111,208
2003	3,399	4,169	757	3,412	7,063	220,953	11,900	7,711	2,458	1,731	96,862	112,191
2004	3,322	3,984	770	3,214	6,608	221,574	11,617	7,490	2,405	1,722	96,979	112,978
2005	3,444	4,138	759	3,379	6,495	221,684	11,099	7,038	2,356	1,705	96,846	113,739
2006	4,017	5,973	1,091	4,882	7,834	223,240	10,581	6,564	2,301	1,716	96,733	115,926
2007	3,865	4,837	940	3,897	6,957	223,735	10,103	6,140	2,263	1,700	96,512	117,120
2008	3,703	4,222	926	3,556	6,376	223,592	9,785	5,890	2,199	1,696	95,989	117,818
2009	3,591	4,124	941	3,444	6,075	223,139	9,316	5,415	2,173	1,728	95,610	118,213
2010	3,621	4,262	895	3,367	6,194	222,280	8,929	5,097	2,119	1,713	94,914	118,437
2011	5,509	6,057	1,348	4,709	7,364	222,192	8,412	4,688	2,050	1,674	94,094	119,686
2012	3,552	4,519	980	3,539	6,117	220,592	7,897	4,261	1,994	1,642	93,072	119,623
2013	3,317	4,020	923	3,097	5,587	218,434	7,399	3,879	1,943	1,577	92,003	119,032
2014												

注）　遺族（補償）年金新規受給者数は、1982年度以降は年金と前払一時金、1968年度以降は年金と附則第42条の新規受給者数の合計
障害（補償）年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。
傷病（補償）年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の件数である。1959年度の数字は、1960年度当初、長期傷病者補補償へ移行した者の件数である。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表2-1 業務上疾病の発生状況

号	一			二			三			四			五		
分類	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病（がんを除く）―有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病―腰痛、振動障害、頚肩腕障害等			化学物質等による疾病（がんを除く）―労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。			粉じんの吸入による疾病―じん肺及びその合併症		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	13,807	11,415	2,392	1,711	1,344	367	1,665	2,782	-1,117	713	398	315	2,491	2,150	341
1980	13,630	11,985	1,645	1,128	1,212	-84	789	2,674	-1,885	621	400	221	2,365	2,108	257
1981	13,269	11,792	1,477	1,646	1,197	449	711	2,451	-1,740	475	458	17	2,249	2,034	215
1982	12,235	11,131	1,104	1,128	1,011	117	447	2,187	-1,740	505	335	170	2,282	2,114	168
1983	11,651	9,731	1,920	821	888	-67	363	1,683	-1,320	426	413	13	2,163	1,899	264
1984	11,242	9,395	1,847	1,293	846	447	372	1,687	-1,315	608	348	260	1,561	1,339	222
1985	11,022	8,834	2,188	1,237	846	391	413	1,617	-1,204	456	309	147	1,387	1,353	34
1986	10,763	8,296	2,467	1,292	1,238	54	532	1,652	-1,120	368	298	70	1,472	1,272	200
1987	9,170	8,035	1,135	730	1,627	-897	733	1,382	-649	399	303	96	1,401	1,327	74
1988	9,598	7,831	1,767	566	1,217	-651	612	1,375	-763	364	279	85	1,308	1,254	54
1989	9,485	8,046	1,439	728	690	38	680	1,221	-541	316	277	39	1,201	1,238	-37
1990	8,759	7,791	968	501	592	-91	543	1,012	-469	331	216	115	1,185	1,144	41
1991	9,146	7,016	2,130	860	523	337	370	1,000	-630	370	260	110	1,103	1,140	-37
1992	8,323	6,683	1,640	729	489	240	240	1,131	-891	343	196	147	1,140	1,060	80
1993	7,306	5,823	1,483	524	411	113	290	1,035	-745	400	225	175	1,025	983	42
1994	7,183	5,406	1,777	733	579	154	235	953	-718	407	239	168	1,259	1,245	14
1995	6,451	5,000	1,451	726	646	80	290	1,097	-807	334	248	86	1,326	1,395	-69
1996	6,521	4,806	1,715	513	602	-89	293	1,163	-870	344	195	149	1,477	1,502	-25
1997	6,034	4,743	1,291	321	656	-335	287	1,330	-1,043	411	258	153	1,415	1,480	-65
1998	6,002	4,693	1,309	567	612	-45	320	1,522	-1,202	330	202	128	1,201	1,424	-223
1999	5,388	4,658	730	395	684	-289	357	1,727	-1,370	238	200	38	1,276	1,385	-109
2000	5,405	4,344	1,061	461	718	-257	438	1,595	-1,157	323	227	96	1,180	1,322	-142
2001	5,652	4,600	1,052	517	824	-307	381	1,514	-1,133	269	153	116	982	1,148	-166
2002	5,277	4,650	627	443	754	-311	346	1,448	-1,102	297	203	94	956	1,139	-183
2003	5,861	4,647	1,214	447	730	-283	393	1,281	-888	316	196	120	856	1,243	-387
2004	5,370	4,530	840	513	766	-253	368	1,283	-915	295	218	77	814	1,233	-419
2005	5,829	4,660	1,169	459	649	-190	425	1,223	-798	315	209	106	767	1,172	-405
2006	5,962	5,051	911	487	619	-132	432	1,449	-1,017	332	298	34	765	1,165	-400
2007	6,252	5,094	1,158	552	747	-195	518	1,494	-976	270	204	66	640	1,032	-392
2008	6,625	5,075	1,550	502	609	-107	490	1,465	-975	231	215	16	587	850	-263
2009	5,721	4,457	1,264	328	479	-151	388	1,223	-835	200	195	5	531	812	-281
2010	5,819	4,620	1,199	865	932	-67	394	1,233	-839	232	219	13	516	800	-284
2011	5,654	4,516	1,138	651	774	-123	381	1,149	-768	267	244	23	439	712	-273
2012	5,688	4,412	1,276	684	797	-113	372	1,193	-821	216	237	-21	361	581	-220
2013	5,253	4,261	992	785	879	-94	346	1,221	-875	221	218	3	334	448	-114
合計	277,353	228,027	49,326	25,843	28,187	-2,344	16,214	51,452	-35,238	12,543	9,093	3,450	42,015	44,503	-2,488

注） 各号の左欄の数字は、厚生労働省「業務上疾病発生状況」から、疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上のもの、当該年（暦年）中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したもの、と説明されている。中欄の数字は、「年度別業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」（被災労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度（暦年ではない）中に支給決定がなされたもの。厚生労働省労働

号	一			二			三			四			五		
年/年度	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
2010	5,367	5,819	4,620	865	865	932	846	394	1,233	237	232	219	516	516	800
2011	5,167	5,654	4,516	651	651	774	868	381	1,149	267	267	244	439	439	712
2012	5,315	5,688	4,412	684	684	797	745	372	1,193	216	216	237	361	361	581
2013	5,253	5,253	4,261	785	785	879	346	346	1,221	221	221	218	334	334	448

号	六			七			八・九・十・十一			二～十一			一～十一		
分類	細菌、ウイルス等の病原体による疾病			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病			その他業務に起因することの明らかな疾病等			職業性疾病（二号から十一号までの小計）			計		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	101	85	16	6	47	-41	50	226	-176	6,737	7,032	-295	20,544	18,447	2,097
1980	48	123	-75	3	41	-38	60	470	-410	5,014	7,028	-2,014	18,644	19,013	-369
1981	48	164	-116	6	49	-43	45	622	-577	5,180	6,975	-1,795	18,449	18,767	-318
1982	51	206	-155	5	60	-55	52	634	-582	4,470	6,547	-2,077	16,705	17,678	-973
1983	41	166	-125	6	68	-62	9	541	-532	3,829	5,658	-1,829	15,480	15,389	91
1984	56	162	-106	4	49	-45	11	440	-429	3,905	4,871	-966	15,147	14,266	881
1985	60	138	-78	0	67	-67	13	256	-243	3,566	4,586	-1,020	14,588	13,420	1,168
1986	108	113	-5	6	64	-58	6	211	-205	3,784	4,848	-1,064	14,547	13,144	1,403
1987	69	140	-71	4	61	-57	4	106	-102	3,340	4,946	-1,606	12,510	12,981	-471
1988	55	141	-86	4	53	-49	16	187	-171	2,925	4,506	-1,581	12,523	12,337	186
1989	40	128	-88	2	67	-65	13	133	-120	2,980	3,754	-774	12,465	11,800	665
1990	87	120	-33	1	51	-50	8	120	-112	2,656	3,255	-599	11,415	11,046	369
1991	92	173	-81	5	80	-75	5	174	-169	2,805	3,350	-545	11,951	10,366	1,585
1992	64	424	-360	2	54	-52	1	125	-124	2,519	3,479	-960	10,842	10,162	680
1993	75	156	-81	6	73	-67	4	108	-104	2,324	2,991	-667	9,630	8,814	816
1994	74	161	-87	9	79	-70	15	121	-106	2,732	3,377	-645	9,915	8,783	1,132
1995	92	118	-26	3	69	-66	8	140	-132	2,779	3,713	-934	9,230	8,713	517
1996	94	143	-49	0	68	-68	8	145	-137	2,729	3,818	-1,089	9,250	8,624	626
1997	74	179	-105	0	38	-38	15	110	-95	2,523	4,051	-1,528	8,557	8,794	-237
1998	142	183	-41	0	57	-57	12	118	-106	2,572	4,118	-1,546	8,574	8,811	-237
1999	111	132	-21	1	61	-60	51	122	-71	2,429	4,311	-1,882	7,817	8,969	-1,152
2000	215	159	56	0	72	-72	61	146	-85	2,678	4,239	-1,561	8,083	8,583	-500
2001	105	157	-52	1	86	-85	77	259	-182	2,332	4,141	-1,809	7,984	8,741	-757
2002	120	224	-104	3	95	-92	60	533	-473	2,225	4,396	-2,171	7,502	9,046	-1,544
2003	132	136	-4	2	143	-141	48	434	-386	2,194	4,163	-1,969	8,055	8,810	-755
2004	165	190	-25	1	209	-208	83	429	-346	2,239	4,328	-2,089	7,609	8,858	-1,249
2005	248	158	90	5	732	-727	178	461	-283	2,397	4,604	-2,207	8,226	9,264	-1,038
2006	241	214	27	1	1,810	-1,809	149	565	-416	2,407	6,120	-3,713	8,369	11,171	-2,802
2007	257	200	57	9	1,021	-1,012	186	664	-478	2,432	5,362	-2,930	8,684	10,456	-1,772
2008	207	205	2	10	1,080	-1,070	222	649	-427	2,249	5,073	-2,824	8,874	10,148	-1,274
2009	137	133	4	10	1,033	-1,023	176	530	-354	1,770	4,405	-2,635	7,491	8,862	-1,371
2010	126	110	16	6	949	-943	153	594	-441	2,292	4,837	-2,545	8,111	9,457	-1,346
2011	160	189	-29	5	957	-952	222	635	-413	2,125	4,660	-2,535	7,779	9,176	-1,397
2012	186	155	31	4	954	-950	232	814	-582	2,055	4,731	-2,676	7,743	9,143	-1,400
2013	182	160	22	6	939	-933	183	746	-563	2,057	4,611	-2,554	7,310	8,872	-1,562
合計	4,063	5,745	-1,682	136	11,336	-11,200	2,436	12,568	-10,132	103,250	162,884	-59,634	380,603	390,911	-10,308

基準局「業務上疾病の労災補償状況調査結果」等。右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

号	六			七			八・九・十・十一			二～十一			一～十一		
年/年度	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
2010	126	126	110	6	6	949	148	153	594	2,744	2,292	4,837	8,111	8,111	9,457
2011	160	160	189	5	5	957	222	222	635	2,612	2,125	4,660	7,779	7,779	9,176
2012	186	186	155	4	4	954	232	232	814	2,428	2,055	4,731	7,743	7,743	9,143
2013	182	182	160	6	6	939	183	183	746	2,057	2,057	4,611	7,310	7,310	8,872

表2-2 「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

分類	三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
	三-1			三-2			三-3			三-4			三-5		
	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内蔵脱			重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛（非災害性腰痛）			さく岩機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動機能障害（振動障害）			電話交換の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群（頸肩腕症候群等）			1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1986	61	303	-242	247	56	191	54	941	-887	155	332	-177	15	20	-5
1987	124	324	-200	380	49	331	59	731	-672	127	264	-137	43	14	29
1988	117	351	-234	267	47	220	50	656	-606	154	304	-150	24	17	7
1989	144	347	-203	353	32	321	39	505	-466	111	313	-202	33	24	9
1990	73	324	-251	297	33	264	23	361	-338	131	268	-137	19	26	-7
1991	70	344	-274	186	41	145	23	377	-354	73	213	-140	18	25	-7
1992	38	458	-420	64	52	12	21	405	-384	97	195	-98	20	21	-1
1993	77	296	-219	96	30	66	24	496	-472	63	182	-119	30	31	-1
1994	80	262	-182	62	41	21	17	475	-458	57	156	-99	19	19	0
1995	75	309	-234	127	37	90	18	578	-560	56	149	-93	14	24	-10
1996	76	310	-234	112	35	77	16	556	-540	77	234	-157	12	28	-16
1997	95	283	-188	79	44	35	7	612	-605	94	368	-274	12	23	-11
1998	106	257	-151	109	45	64	10	773	-763	80	442	-362	15	5	10
1999	146	286	-140	73	27	46	6	912	-906	92	496	-404	40	6	34
2000	158	241	-83	72	48	24	12	784	-772	134	507	-373	62	15	47
2001	104	179	-75	77	44	33	16	717	-701	144	558	-414	40	16	24
2002	75	147	-72	70	65	5	7	632	-625	150	590	-440	44	14	30
2003	115	149	-34	61	56	5	7	481	-474	149	581	-432	61	14	47
2004	89	138	-49	54	52	2	9	412	-403	154	671	-517	62	10	52
2005	105	133	-28	55	45	10	4	317	-313	180	711	-531	81	17	64
2006	92	126	-34	31	71	-40	6	308	-302	233	924	-691	70	20	50
2007	119	160	-41	57	63	-6	5	315	-310	245	940	-695	92	16	76
2008	89	137	-48	47	72	-25	3	251	-248	246	986	-740	105	19	86
2009	109	136	-27	54	81	-27	3	267	-264	163	726	-563	59	13	46
2010	117	174	-57	58	79	-21	5	263	-258	141	707	-566	73	10	63
2011	87	172	-85	56	40	16	4	272	-268	161	659	-498	73	6	67
2012	90	196	-106	43	53	-10	9	296	-287	139	641	-502	91	7	84
2013	86	206	-120	50	28	22	2	306	-304	140	673	-533	68	8	60
合計	2,717	6,748	-4,031	3,237	1,366	1,871	459	13,999	-13,540	3,746	13,790	-10,044	1,295	468	827

注） 表2-1の注に同じ。

表2-3 「業務上の負傷に起因する疾病」等の発生状況

分類	一 業務上の負傷に起因する疾病						二 物理的因子による疾病（がんを除く）								
	一-1			一-2			二-1			二-2			二-3		
	負傷による腰痛			一-1以外の「業務上の負傷に起因する疾病」			有害光線による疾病			電離放射線による疾病			異常気圧下における疾病		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	4,559	3,061	1,498	829	1,597	-768	7	5	2	3	3	0	10	18	-8
2000	4,622	2,749	1,873	783	1,595	-812	5	9	-4	3	3	0	7	14	-7
2001	4,793	3,106	1,687	859	1,494	-635	6	7	-1	1	0	1	5	11	-6
2002	4,334	3,170	1,164	943	1,480	-537	5	4	1	0	1	-1	3	16	-13
2003	4,765	3,280	1,485	1,096	1,367	-271	8	9	-1	0	3	-3	8	15	-7
2004	4,377	3,158	1,219	993	1,372	-379	7	6	1	0	2	-2	11	21	-10
2005	4,840	3,271	1,569	989	1,389	-400	7	10	-3	0	0	0	16	24	-8
2006	4,889	3,506	1,383	1,073	1,545	-472	6	3	3	0	0	0	20	25	-5
2007	5,230	3,727	1,503	1,022	1,367	-345	9	5	4	0	0	0	18	25	-7
2008	5,509	3,736	1,773	1,116	1,339	-223	7	11	-4	1	0	1	6	20	-14
2009	4,816	3,280	1,536	905	1,177	-272	9	11	-2	1	1	0	3	19	-16
2010	4,960	3,361	1,599	859	1,259	-400	8	9	-1	0	2	-2	10	19	-9
2011	4,766	3,190	1,576	888	1,326	-438	3	11	-8	0	2	-2	12	22	-10
2012	4,789	3,148	1,641	899	1,264	-365	6	20	-14	0	3	-3	11	31	-20
2013	4,388	3,008	1,380	865	1,253	-388	9	11	-2	0	0	0	21	16	5

分類	二 物理的因子による疾病（がんを除く）									四 化学物質等による疾病（がんを除く）					
	二-4			二-5			二-6			四-1			四-2		
	異常温度条件による疾病			騒音による耳の疾病			二-1～二-5以外の「物理的因子による疾病」			酸素欠乏症			四-1以外の「化学物質等による疾病」		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	332	157	175	8	499	-491	35	2	33	9	18	-9	229	182	47
2000	419	176	243	13	515	-502	14	1	13	21	25	-4	302	202	100
2001	478	272	206	9	532	-523	18	2	16	15	13	2	254	141	113
2002	407	235	172	9	498	-489	19	0	19	10	17	-7	287	186	101
2003	394	218	176	8	481	-473	29	4	25	5	8	-3	311	188	123
2004	467	277	190	9	453	-444	19	7	12	11	19	-8	284	199	85
2005	397	236	161	10	377	-367	29	2	27	9	27	-18	306	181	125
2006	422	273	149	12	314	-302	27	4	23	12	38	-26	320	260	60
2007	474	337	137	9	374	-365	42	6	36	12	13	-1	258	191	67
2008	463	278	185	9	295	-286	16	5	11	11	11	0	220	194	26
2009	288	169	119	10	276	-266	17	3	14	9	10	-1	191	185	6
2010	816	584	232	9	315	-306	22	3	19	4	10	-6	228	209	19
2011	606	441	165	8	297	-289	22	1	21	10	6	4	257	238	19
2012	631	412	219	10	328	-318	26	3	23	12	11	1	204	226	-22
2013	724	485	239	4	365	-361	27	2	25	16	4	12	206	214	-8

注） 表2-1の注に同じ。

表3-1　定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況

年度	定期健康診断				特殊健康診断				
	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率	対象業務数	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率
1965		9,370,497	574,578	6.1%	24	8,927	226,979	24,048	10.6%
1970		11,199,917	562,894	5.0%	30	14,865	304,793	30,735	10.1%
1971		11,361,913	563,388	5.0%	49	16,786	346,830	31,769	9.2%
1972		10,692,430	547,896	5.1%	49	20,833	390,874	32,049	8.2%
1973		10,588,390	595,590	5.6%	51	22,998	422,076	25,123	6.0%
1974		10,847,458	668,509	6.2%	53	26,694	493,553	29,000	5.9%
1975		10,901,527	733,029	6.7%	67	30,446	557,224	29,962	5.4%
1976		11,081,169	850,818	7.7%	67	36,009	663,399	28,946	4.4%
1977		11,154,186	822,923	7.4%	67	40,028	715,842	30,241	4.2%
1978		11,132,487	895,605	8.0%	67	42,033	744,875	27,354	3.7%
1979		11,158,472	957,986	8.6%	67	66,285	1,146,421	30,930	2.7%
1980		11,306,990	990,149	8.8%	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5%
1981		10,333,192	916,522	8.9%	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5%
1982		10,408,511	953,393	9.2%	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4%
1983		10,625,676	991,035	9.3%	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0%
1984		10,618,339	970,752	9.1%	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0%
1985		10,733,013	1,005,929	9.4%	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7%
1986		10,900,258	1,065,354	9.8%	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6%
1987		10,859,413	1,100,724	10.1%	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5%
1988		10,586,406	1,123,126	10.6%	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4%
1989	50,730	9,232,997	1,117,564	12.1%	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8%
1990	55,178	10,009,681	2,367,251	23.6%	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3%
1991	56,024	10,911,023	2,990,890	27.4%	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0%
1992	54,916	10,825,454	3,483,525	32.2%	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2%
1993	58,004	11,187,605	3,762,451	33.6%	72	76,986	1,553,650	52,353	3.4%
1994	59,555	11,317,518	3,920,311	34.6%	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6%
1995	60,638	11,331,900	4,124,407	36.4%	72	76,021	1,536,772	78,198	5.1%
1996	61,305	11,284,849	4,288,473	38.0%	72	76,355	1,554,080	80,661	5.2%
1997	80,288	11,549,676	4,567,081	39.5%	72	77,503	1,585,063	84,125	5.3%
1998	83,458	11,158,358	4,595,662	41.2%	72	78,099	1,606,353	93,438	5.8%
1999	86,541	11,426,033	4,901,172	42.9%	72	79,421	1,608,603	94,686	5.9%
2000	87,797	11,451,050	5,097,590	44.5%	72	80,153	1,609,154	95,656	6.0%
2001	88,916	11,426,677	5,273,677	46.2%	72	79,628	1,596,593	92,718	5.8%
2002	93,416	11,886,644	5,552,412	46.7%	72	80,989	1,626,958	96,795	5.9%
2003	94,073	11,794,484	5,577,816	47.3%	72	79,055	1,637,878	97,328	5.9%
2004	95,795	11,933,703	5,683,544	47.6%	72	81,986	1,661,201	101,039	6.1%
2005	97,238	12,099,886	5,855,413	48.4%	72	85,938	1,739,513	107,777	6.2%
2006	101,294	12,547,368	6,162,931	49.1%	72	88,577	1,883,529	114,142	6.1%
2007	104,177	12,796,048	6,385,219	49.9%	72	88,556	1,955,230	123,809	6.3%
2008	112,180	14,005,978	7,181,567	51.3%	72	91,016	2,099,488	135,540	6.5%
2009	105,476	12,995,607	6,799,421	52.3%	72	86,879	1,985,552	122,841	6.2%
2010	116,780	14,539,258	7,629,997	52.5%	72	92,879	2,138,360	134,272	6.3%
2011	108,525	13,121,381	6,913,366	52.7%	72	90,217	2,093,544	129,499	6.2%
2012	110,104	13,096,696	6,900,380	52.7%	72	92,394	2,101,445	131,454	6.3%
2013	112,328	13,262,069	7,031,313	53.0%	72	101,452	2,229,617	134,434	6.0%

注）　健康診断結果調、特殊健康診断結果調（じん肺健康診断を除く）、じん肺健康診断結果調による。
1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正。特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

年度	じん肺健康診断							
	受診 労働者数	管理1 有所見者	管理2	管理3	管理4	有所見率	合併症 り患者数	有所見率
1965	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234		8.8%
1970	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642		8.4%
1971	185,441	14,133	4,400	864	364	19,761		10.7%
1972	186,632	12,705	4,729	998	301	18,733		10.0%
1973	210,758	11,304	4,779	1,092	274	17,449		8.3%
1974	204,496	13,901	5,373	1,112	309	20,695		10.1%
1975	203,709	12,716	5,055	1,080	318	19,169		9.4%
1976	224,892	12,503	5,291	1,112	287	19,193		8.5%
1977	225,964	13,786	4,923	1,233	368	20,310		9.0%
1978	216,915	7,108	9,921	2,792	286	20,107	66	9.3%
1979	246,829		27,808	7,571	198	35,577	209	14.4%
1980	259,899		34,133	8,132	122	42,387	172	16.3%
1981	271,775		36,872	7,787	148	44,807	177	16.5%
1982	265,720		38,099	8,010	126	46,235	147	17.4%
1983	260,565		37,183	7,120	137	44,440	133	17.1%
1984	262,024		34,958	6,231	81	41,270	102	15.8%
1985	260,629		33,391	5,905	80	39,376	87	15.1%
1986	251,822		34,232	5,614	75	39,921	140	15.9%
1987	237,310		29,111	4,645	93	33,849	104	14.3%
1988	228,425		27,164	4,209	64	31,437	60	13.8%
1989	219,624		25,364	3,864	66	29,294	63	13.3%
1990	216,420		22,184	3,557	74	25,815	93	11.9%
1991	229,139		22,799	3,475	50	26,324	47	11.5%
1992	220,988		18,782	3,249	52	22,083	63	10.0%
1993	219,607		19,888	3,138	36	23,062	27	10.5%
1994	215,174		19,107	2,969	43	22,119	54	10.3%
1995	212,586		16,304	2,761	110	19,175	71	9.0%
1996	209,520		15,958	2,520	42	18,520	32	8.8%
1997	214,819		14,626	2,087	30	16,743	40	7.8%
1998	206,138		13,514	1,993	23	15,530	20	7.5%
1999	191,432		13,143	1,677	12	14,832	58	7.7%
2000	187,323		10,610	1,421	22	12,053	24	6.4%
2001	191,707		9,880	1,375	21	11,276	14	5.9%
2002	190,946		8,170	1,120	20	9,310	9	4.9%
2003	183,961		6,380	912	12	7,304	8	4.0%
2004	202,885		6,279	827	7	7,113	8	3.5%
2005	196,841		5,245	713	14	5,972	7	3.0%
2006	225,183		5,167	729	12	5,908	10	2.6%
2007	224,651		4,637	620	7	5,264	7	2.3%
2008	244,993		4,146	592	14	4,752	4	1.9%
2009	213,784		3,951	494	10	4,455	4	2.1%
2010	243,636		3,445	459	11	3,915	9	1.6%
2011	234,477		2,843	378	14	3,235	6	1.4%
2012	235,923		2,633	324	8	2,965	7	1.3%
2013	243,740		2,186	295	12	2,493	5	1.0%

注）　1978年にじん肺管理区分が改正されている。じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表3-2　定期健康診断実施結果（項目別の有所見率等）

（%）

年度	聴力（1000Hz）	聴力（4000Hz）	聴力（その他）	胸部X線検査	喀痰検査	血圧	貧血検査	肝機能検査	血中脂質検査	血糖検査	尿検査（糖）	尿検査（蛋白）	心電図検査	有所見者率
1990	5.1	8.2	0.9	1.6	1.0	7.1	4.2	8.7	11.1		2.7	1.8	6.2	23.6
1991	5.2	9.3	1.1	2.6	0.9	7.7	4.9	10.1	13.6		3.1	2.1	6.8	27.4
1992	5.2	9.9	0.9	2.1	0.9	8.1	5.0	11.3	15.8		3.1	2.3	7.6	32.2
1993	5.0	10.0	0.9	2.1	0.7	8.4	5.2	11.8	17.2		3.3	2.4	7.8	33.6
1994	4.9	9.9	0.9	2.3	0.8	8.5	5.8	11.8	18.3		3.2	2.7	8.0	34.6
1995	4.7	9.9	0.7	2.4	0.7	8.8	5.8	12.7	20.0		3.5	2.7	8.1	36.4
1996	4.5	9.8	0.8	2.6	0.9	9.2	5.8	12.6	20.9		3.4	2.8	8.3	38.0
1997	4.4	9.7	0.8	2.7	1.1	9.3	6.0	13.1	22.0		3.4	3.0	8.3	39.5
1998	4.4	9.4	0.8	2.9	1.9	9.7	6.2	13.7	23.0		3.5	3.3	8.5	41.2
1999	4.2	9.3	0.8	3.1	1.4	9.9	6.2	13.8	24.7	7.9	3.3	3.2	8.7	42.9
2000	4.1	9.1	0.8	3.2	1.5	10.4	6.3	14.4	26.5	8.1	3.3	3.4	8.8	44.5
2002	3.9	8.7	0.7	3.3	1.4	11.5	6.6	15.5	28.4	8.3	3.2	3.5	8.8	46.7
2003	3.8	8.5	0.7	3.4	1.6	11.9	6.5	15.4	29.1	8.3	5.1	3.2	8.9	47.3
2004	3.7	8.4		3.6	1.5	12.0	6.5	15.3	28.7	8.3	3.1	3.5	8.9	47.6
2005	3.7	8.2		3.7	1.5	12.3	6.7	15.6	29.4	8.3	3.1	3.5	9.1	48.4
2006	3.6	8.2		3.9	1.8	12.5	6.9	15.1	30.1	8.4	2.9	3.7	9.1	49.1
2007	3.6	8.1		4.0	2.0	12.7	7.0	15.1	30.8	8.4	2.8	4.0	9.2	49.9
2008	3.6	7.9		4.1	2.0	13.8	7.4	15.3	31.7	9.5	2.7	4.1	9.3	51.3
2009	3.6	7.9		4.2	1.8	14.2	7.6	15.5	32.6	10.0	2.7	4.2	9.7	52.3
2010	3.6	7.6		4.4	2.0	14.3	7.6	15.4	32.1	10.3	2.6	4.4	9.7	52.5
2011	3.6	7.7		4.3	1.7	14.5	7.6	15.6	32.2	10.4	2.7	4.2	9.7	52.7
2012	3.6	7.7		4.3	2.2	14.5	7.4	15.1	32.4	10.2	2.5	4.2	9.6	52.7
2013	3.6	7.6		4.2	1.9	14.7	7.5	14.8	32.6	10.2	2.5	4.2	9.7	53.0

注）　「有所見者率」は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者（他覚所見のみを除く）の人数を受診者数で割った値である。

全国安全センター情報公開推進局
http://www.joshrc.org/～open/

いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター（IMC）
http://ijimemental.web.fc2.com/
http://ijimemakenai.blog84.fc2.com/　http://d.hatena.ne.jp/yokito5656/

表4 業務上疾病の新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	年度				
大	小	CODE		2009	2010	2011	2012	2013
一			**業務上の負傷に起因する疾病**	**4,457**	**4,620**	**4,516**	**4,412**	**4,261**
		01	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	374	449	482	462	486
		02	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	69	58	58	62	55
		03	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜瘢痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	166	209	187	171	161
		04	負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	3,280	3,361	3,190	3,148	3,008
		05	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	54	36	75	69	64
		06	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	117	142	139	127	119
		07	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	334	305	329	308	321
		08	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	32	35	31	40	36
		99	CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	31	25	25	25	11
二			**物理的因子による次に掲げる疾病**	**479**	**932**	**774**	**797**	**879**
			(有害光線による疾病)					
1		01	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	8	7	7	13	5
2		02	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	2	1	2	4	4
3		03	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患			2	3	2
4		04	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	1	1			
5		05	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	1	2	2	3	
			(皮膚障害)					
			(白内障)					
			(急性放射線症)					
			(再生不良性貧血)					
			(造血器障害)					
			(異常気圧による疾病)					
6		06	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	12	9	13	17	7
7		07	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	7	10	9	14	9
			(異常温度条件による疾病)					
8		08	暑熱な場所における業務による熱中症	127	537	352	349	427
9		09	高熱物体を取り扱う業務による熱傷	26	34	63	22	30
10		10	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	16	13	26	41	28
11		11	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	276	315	297	328	365
12		12	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	1			1	
13		99	1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	2	3	1	2	2
三			**身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病**	**1,223**	**1,232**	**1,149**	**1,193**	**1,221**
1		01	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く。)	136	174	172	196	206
2		02	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く。)	81	79	40	53	28
3		03	さく岩機、鋲打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	267	263	272	296	306
4		04-09	電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	726	707	659	641	673
5		99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	13	9	6	7	8

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	年度 2009	2010	2011	2012	2013
四			化学物質等による次に掲げる疾病	195	219	244	237	218
1		01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの（内訳は表6参照）	71	72	79	74	69
2		02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患		3	2	1	2
		03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患		1	2	2	
3		04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン糸の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	14	12	15	12	15
4		05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	1	3	2	5	4
5		06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	5	4	6	2	2
6		07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	13	9	9	14	7
7			石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚		72	93	84	97
		08	（良性石綿胸水）		(37)	(42)	(45)	(44)
		09	（びまん性胸膜肥厚）		(35)	(51)	(39)	(53)
8		10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	10	10	6	11	4
9		99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	81	33	30	32	18
五		56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	812	800	712	581	448
		01	（管理4）	(194)	(191)	(176)	(146)	(117)
		02	（肺結核）	(22)	(17)	(13)	(16)	(11)
		03	（結核性胸膜炎）	(5)	(4)	(4)	(1)	
		04	（続発性気管支炎）	(458)	(451)	(386)	(321)	(254)
		05	（続発性気管支拡張症）	(8)	(9)	(4)	(1)	(1)
		06	（続発性気胸）	(32)	(29)	(33)	(23)	(17)
		07	（原発性肺がん）	(93)	(99)	(96)	(73)	(48)
六			細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	133	110	189	155	160
1		01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	74	78	146	118	119
		01	（患者の診療の業務）			(23)	(17)	(15)
		02	（患者の看護の業務）			(56)	(45)	(39)
		03	（介護の業務）			(56)	(47)	(62)
		04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）			(11)	(9)	(3)
2		05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	2	3	5	5	2
3		06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	19	10	3	1	3
4		07	屋外における業務による恙虫病	6	8	13	12	14
5		99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	32	11	22	19	22
七			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	1,033	949	957	954	939
1		01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	2	4	2	3	1
2		02	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	2	2	4	1	
3		03	4-アミノジフェニンにさらされる業務による尿路系腫瘍					
4		04	4-ニトロジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
5		05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	1	1			
7		06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん					

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	年度 2009	年度 2010	年度 2011	年度 2012	年度 2013
8			石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	1,016	922	944	924	910
		07	（石綿に曝される業務による肺がん）	（480）	（424）	（400）	（402）	（382）
		08	（石綿に曝される業務による中皮腫）	（536）	（498）	（544）	（522）	（528）
9		09	ベンゼンにさらされる業務による白血病					
10		10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん					1
13			電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	1	3	1	1	2
		12	（白血病）					（1）
		13	（肺がん）					
		14	（皮膚がん）					
		15	（骨肉腫）					
		16	（甲状腺がん）					
		17	（多発性骨髄腫）					
		18	（非ホジキンリンパ腫）			（1）	（1）	（1）
14		19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
15		20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
16		21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	7	11	4	6	10
17		22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	3	4	2	3	2
18		23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん					
19		24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん		1			
20		25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん		1			
6		26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん					
11		27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん					10
12		28	ジクロロメタンロパンにさらされる業務による胆管がん					3
21		99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	1			16	
八		01	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病		285	310	338	306
			（脳血管疾患）		（176）	（200）	（211）	（182）
			（虚血性心疾患等）		（109）	（110）	（127）	（124）
九		01	人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病		308	325	475	436
十			前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	1	0	0	2
		01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患					（1）
		02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん					
		03	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍		（1）			（1）
十一		01	その他業務に起因することの明らかな疾病	530	1	0	1	2
			［非災害性脳血管疾患］ 2010年度以降第八号へ移行	（180）				
			［非災害性虚血性心疾患等］ 2010年度以降第八号へ移行	（113）				
			［精神障害等］ 2010年度以降第九号へ移行	（234）				
			合計	8,729	9,457	9,176	9,143	8,872
			A:具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	8,070	9,400	9,117	9,066	8,820
			B:包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	659	57	59	77	52
			A/（A+B）	92.5%	99.4%	99.4%	99.2%	99.4%

注）　「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1) 同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード（小さな番号）に分類する。(3) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

表5 業務上疾病の新規請求件数、支給・不支給決定件数（判明しているもの）

分類	疾病分類項目（労基則別表第1の2）	2011（平成23）年度			2012（平成24）年度			2013（平成25）年度		
		請求	支給	不支給	請求	支給	不支給	請求	支給	不支給
2	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	118	40	80	131	53	71	107	28	69
4	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頚肩腕症候群	978	659	279	983	641	270	1,055	673	274
七	**がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病**	1,079	957	89	1,187	954	101	1,058	939	143
1	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	2	2	0	5	3	1	1	1	0
2	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	4	4	0	1	1	0	0	0	0
3	4-アミノジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	4-ニトロジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	1	0	0	0	0	0
6	ベリリウムにさらされる業務による肺がん							0	0	0
7	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	石綿にさらされる業務による肺がん	480	400	62	587	522	40	593	528	31
9	石綿にさらされる業務中皮腫	579	544	25	495	402	57	420	382	80
10	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	1	0	0	0	0	1
11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0	0	0	0	0	0	1	0
12	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん							9	10	0
13	ジクロロメタンロパンにさらされる業務による胆管がん							9	3	7
14	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	3	1	0	1	1	0	2	2	2
15	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	4	4	0	6	6	1	8	10	0
18	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	3	2	1	2	3	0	2	2	0
19	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	4	0	1	88	16	2	14	0	22
	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん							0	0	0
	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍							0	1	0
	非災害性脳血管疾患	574	200	270	526	211	255	468	182	214
	非災害性虚血性心疾患等	324	110	138	316	127	148	316	124	148
	精神障害等	1,272	325	749	1,257	475	742	1,409	436	757
	請求・不支給件数が判明しているものの合計	4,345	2,291	1,605	4,400	2,461	1,587	4,413	2,383	1,605
		救済率①	救済率②		救済率①	救済率②		救済率①	救済率②	
		52.7%	58.8%		55.9%	60.8%		54.0%	59.8%	

表6 化学物質による業務上疾病（第四号1）の内訳別新規支給決定件数

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	1996～合計
四	1	枝番	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	115	93	117	90	73	71	72	79	74	69	1,670
		1	アンモニア		1	4	1	3	1		4	2	1	32
		2	塩酸（塩化水素を含む）	1	2	9	7	3	4	2		2	2	51
		3	硝酸	3	2	1	2	1	1			2		35
		4	水酸化カリウム			1		4		3	3	1	2	22
		5	水酸化ナトリウム	16	12	6	11	5	13	8	6	7	10	165
		6	水酸化リチウム											0
		7	弗化水素酸（弗化水素を含む。以下同じ）	5	2	4	3	3	2	2		1	1	55
		8	硫酸	3	2	2	2	1	2	1	1	2		30
		9	亜鉛等の金属ヒューム	3	3	1		3		2	2	2		37
		10	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ）											0
		11	アンチモン及びその化合物											0
		12	塩化亜鉛	1		1					1			9
		13	塩化白金酸及びその化合物											0
		14	カドミウム及びその化合物											0
		15	クロム及びその化合物	2	2	2			1	1	3		2	21
		16	コバルト及びその化合物	1		1	1							9
		17	四アルキル鉛化合物											0
		18	水銀及びその化合物（アルキル水銀化合物を含む）											12
		19	セレン及びその化合物（セレン化水素を除く）								1			2
		20	セレン化水素											1
		21	鉛及びその化合物（四アルキル鉛化合物を除く）	1	7	2	5	1	1	4	4	3		35
		22	ニッケルカルボニル			1				2				4
		23	バナジウム及びその化合物						1					1
		24	砒化水素			1								2
		25	砒素及びその化合物（砒化水素を除く）	1					1					4
		26	ブチル錫	1	1		1							12
		27	ベリリウム及びその化合物			1			1					3
		28	マンガン及びその化合物		1	1	1						1	7
			（ハロゲン及びその無機化合物）											
		29	塩素	3	5	6	2	5	6	4	2	8	2	83
		30	臭素		1				1			1		9
		31	弗素及びその無機化合物（弗化水素酸を除く）			2	1	3		1		1		16
		32	沃素											0
		33	一酸化炭素	32	21	25	13	19	16	19	21	24	22	379
		34	黄りん											0
		35	カルシウムシアナミド											1
		36	シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物							1				7
		37*	二酸化硫黄					2					1	7
		38	二酸化窒素	6	2	2	1			1	1			22
		39	二酸化炭素	1			3				1			8
		40	ヒドラジン								1			6
		41	ホスゲン					2			1			5
		42	ホスフィン											1
		43	硫化水素	3	2	3	1	1		2	4	1	7	57

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	1996～合計
		44	塩化ビニル											0
		45	塩化メチル											0
		46	クロロプレン				1							1
		47*	クロロホルム			4								5
		48*	四塩化炭素											2
		49*	1･2-ジクロルエタン（別名二塩化エチレン）											0
		50*	1･2-ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）											1
		51*	ジクロルメタン	1		2		2	2		2	1	1	22
		52	臭化エチル											1
		53	臭化メチル	3							1	2		19
		54*	1･1･2･2-テトラクロルエタン（別名四塩化アセチレン）											0
		55*	テトラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）				1							3
		56*	1･1･1-トリクロルエタン											5
		57*	1･1･2-トリクロルエタン											0
		58*	トリクロルエチレン		1	1		1			1	1	2	12
		59*	ノルマルヘキサン				2	1			1			11
		60	沃化メチル						1					1
		61	アクリル酸エチル							1				1
		62	アクリル酸ブチル											0
		63	アクロレイン			1								1
		64*	アセトン	1	4	2	1	1	1	1	2		2	20
		65*	イソアミルアルコール（別名イソペンチルアルコール）			1								2
		66*	エチルエーテル			1								1
		67	エチレンクロルヒドリン											0
		68*	エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）			1								1
		69*	酢酸アミル											0
		70*	酢酸エチル	1			2			1			1	7
		71*	酢酸ブチル											3
		72*	酢酸プロピル	1										2
		73*	酢酸メチル											0
		74	2-シアノアクリル酸メチル											0
		75	ニトログリコール	1										2
		76	ニトログリセリン											0
		77	2-ヒドロキシエチルメタクリレート			1			1					2
		78	ホルムアルデヒド		2	1					1		1	14
		79	メタクリル酸メチル											1
		80*	メチルアルコール	2	1	3			1		1	1		15
		81	メチルブチルケトン			1								2
		82*	硫酸ジメチル	1	1		1							4
		83	アクリルアミド							1				2
		84	アクリルニトリル							1	1			3
		85	エチレンイミン	1		1			1					5
		86	エチレンジアミン	1	1									4
		87	エピクロルヒドリン		1	1	1							9
		88	酸化エチレン						1		1			11
		89	ジアゾメタン											0
		90	ジメチルアセトアミド		1	1						1		4
		91*	ジメチルホルムアミド	7			4		1			1	1	22

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	1996～合計
		92	ヘキサメチレンジイソシアネート						1				1	3
		93	無水マレイン酸											2
			（脂環式化合物）											
		94	イソホロンジイソシアネート	1										2
		95*	シクロヘキサノール			1								1
		96*	シクロヘキサン		1									2
		97	ジシクロヘキシルメタン-4･4'-ジイソシアネート					1						5
		98*	キシレン	1	1	4	5	1		1	3	3	3	45
		99*	スチレン				1							5
		100*	トルエン	2	6	4	6	3	5	6	2	4	4	106
		101	パラ-tert-ブチルフェノール											0
		102	ベンゼン						2		1			3
		103	塩素化ナフタリン											0
		104	塩素化ビフェニル（別名PCB）											0
		105*	ベンゼンの塩化物							2				4
		106	アニシジン											3
		107	アニリン		1		1	1			1			6
		108	クロルジニトロベンゼン											0
		109	4･4'-ジアミノジフェニルメタン											0
		110	ジニトロフェノール											1
		111	ジニトロベンゼン											0
		112	ジメチルアニリン											1
		113	トリニトロトルエン（別名TNT）						1					1
		114	2･4･6-トリニトロフェニルメチルニトロアミン（別名テトリル）											0
		115	トルイジン											0
		116	パラ-ニトロアニリン				4							4
		117	パラ-ニトロクロルベンゼン							1				3
		118	ニトロベンゼン				1						1	2
		119	パラ-フェニレンジアミン	2	2	1		2		1	1			15
		120	フェネチジン											0
		121*	クレゾール											2
		122	クロルヘキシジン											0
		123	トリレンジイソシアネート（別名TDI）	1	3		2			1				13
		124	1･5-ナフチレンジイソシアネート											0
		125	ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂	1	1	2		2		1				11
		126	フェニルフェノール											0
		127	フェノール（別名石炭酸）			1			1					8
		128	オルト-フタロジニトリル											0
		129	ベンゾトリクロライド											0
		130	無水トリメリット酸											0
		131	無水フタル酸											0
		132	メチレンビスフェニルイソシアネート（別名MDI）	1		1	1	1				1		11
		133	4-メトキシフェノール											0
		134	りん酸トリ-オルト-クレジル								1			2
		135	レゾルシン											3
		136*	1･4-ジオキサン											0
		137*	テトラヒドロフラン	1					1					3
		138	ピリジン											1

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	1996～合計
		139	有機りん化合物（ジチオリン酸O-エチル=S・S-ジフェニル（別名EDDP）、ジチオリン酸O・O-ジエチル=S-（2-エチルチオエル）（別名エチルチオメトン）、チオリン酸O・O-ジエチル=O-2-イソプロピル-4-メチル6-ピリミジニル（別名ダイアジノン）、チオリン酸O・O-ジメチル=O-4-ニトロ-メタ-トリル（別名MEP）、チオリン酸S-ベニル=O・O-ジイソプロピル（別名IBP）、フェニルホスホノチオン酸O-エチル=O-パラ-ニトロフェニル（別名EPN）、りん酸2・2-ジクロルビニル=ジメチル（別名DDVP）及びりん酸パラ-メチルチオフェニル=ジプロピル（別名プロパホス）	2		5		1		1	2	1		24
		140	カーバメート系化合物（メチルアルバミド酸オルト-セコンダリーブチルフェニル（別名BPMC）、メチルカルバミド酸メタ-トリル（別名MTMC）及びN-（メチルカルバモイルオキシ）チオアセトイミド酸S-メチル（別名メソミル）				1					1		3
		141	2・4-ジクロルフェニル=パラ-ニトロフェニル=エーテル（別名NIP）											0
		142	ジチオカーバメート系化合物（エチレンビス（ジチオカルバミド酸）亜鉛（別名ジネブ）及びエチレンビス（ジチオカルバミド酸）マンガン（別名マンネブ）											0
		143	N-（1・1・2・2-テトラクロルエルチオ）-4-シクロヘキサン-1・2-ジカルボキシミド（別名ダイホルタン）											0
		144	トリクロルニトロメタン（別名クロルピクリン）											0
		145	二塩化1・1'-ジメチル-4・4'-ビピリジニウム（別名パラコート）								1			4
		146	パラ-ニトロフェニル=2・4・6-トリクロルフェニル=エーテル（別名CNP）											0
		147	ブラストサイジンS											0
		148	6・7・8・9・10・10-ヘキサクロル-5・5a・6・9・9a-ヘキサヒドロ-6・9-メタノ-2・4・3-ベンゾジオキサチエピン3-オキシド（別名ベンゾエピン）											0
		149	ペンタクロルフェノール（別名PCP）											0
		150	モノフルオル酢酸ナトリウム											0
		151	硫酸ニコチン											0
		152	アジ化ナトリウム										1	1
		153	インジウム及びその化合物											0
		154	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル											0
		155	過酸化水素											0
		156	グルタルアルデヒド											0
		157	タリウム及びその化合物											0
		158	テトラメチルチウラムジスルフィド											0
		159	N-（トリクロロメチルチオ）-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド											0
		160	二亜硫酸ナトリウム											0
		161	ニッケル及びその化合物											0
		162	ヒドロキノン 皮膚障害											0
		163	1-ブロモプロパン											0
		164	2-ブロモプロパン											0
		165	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアジン											0
		166	ペルオキソ二硫酸アンモニウム											0
		167	ペルオキソ二硫酸カリウム											0
		168	ロジウム及びその化合物											0

注）　*: 有機溶剤中毒予防規則該当物質。合計には1996～2003年度分も含まれている。
厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-1 傷病別長期療養者推移状況（2013年度）

区分	療養開始後1年以上経過した者の推移						本年度末療養中の内訳			
傷病名	前年度末療養中	新規該当者（再発を含む）	治ゆ又は中断者	死亡	傷病（補償）年金移行	本年度末療養中	1年以上1年6か月未満	1年6か月以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上
じん肺患者	8,547	486	82	607	162	8,182	175	186	368	7,453
せき髄損傷患者	415 (58)	429 (77)	395 (57)	3 (1)	73 (4)	373 (73)	145 (32)	63 (10)	76 (17)	89 (14)
外傷性の脳中枢損傷患者	793 (282)	606 (225)	540 (205)	12 (2)	55 (14)	792 (286)	223 (84)	162 (51)	199 (68)	208 (83)
頭頸部外傷症候群患者	530 (146)	439 (138)	444 (135)	4 (1)	8 (0)	513 (148)	150 (51)	102 (32)	118 (29)	143 (36)
頸肩腕症候群患者	157	52	56			153	20	8	23	102
腰痛患者	653	526	560	3	1	615	158	123	125	209
一酸化炭素中毒患者	4	2		1		5		1	1	3
振動障害患者	5,956	268	411	63		5,750	172	94	287	5,197
その他の患者	19,948 (3,380)	25,108 (4,630	23,589 (4,275)	347 (7)	95 (10)	21,025 (3,718)	8,014 (1,686)	4,078 (710)	4,110 (776)	4,823 (546)
骨折	9,938 (2,379)	14,779 (3,451)	14,179 (3,172)	15 (2)	17 (5)	10,506 (2,669)	5,055 (1,327)	2,167 (506)	2,008 (537)	1,276 (299)
切断	511 (12)	673 (17)	683 (17)	2 (-)	1 (-)	498 (12)	205 (6)	116 (1)	104 (3)	73 (2)
関節の障害	2,580 (334)	3,347 (451)	3,159 (401)	1 (-)	- (-)	2,767 (384)	1,072 (149)	628 (85)	632 (93)	435 (57)
打撲傷	1,191 (250)	1,610 (348)	1,559 (353)	7 (1)	4 (1)	1,231 (243)	474 (96)	257 (51)	251 (54)	249 (42)
創傷	808 (87)	1,271 (117)	1,268 (106)	2 (1)	1 (-)	808 (97)	320 (36)	177 (23)	169 (25)	142 (13)
その他	4,920 (300)	3,428 (246)	2,741 (226)	320 (3)	72 (4)	5,215 (313)	888 (72)	733 (44)	946 (64)	2,648 (133)
合計	37,003 (3,866)	27,916 (5,070)	26,077 (4,672)	1,040 (11)	394 (28)	37,408 (4,225)	9,057 (1,853)	4,817 (803)	5,307 (890)	18,227 (679)

注）　（　）は通勤災害に係る件数で内数である。
厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-2 年度別・傷病別長期（1年以上）療養者数

年度	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者	骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他	合計
2003	9,166	327	700	601	118	615	7	8,624	16,315	9,303	536	1,528	1,050	766	3,132	36,473
2004	9,262	376	702	580	121	611	4	8,452	16,264	9,228	550	1,557	1,091	782	3,056	36,372
2005	9,628	362	734	603	127	551	7	8,119	16,644	9,348	486	1,698	1,208	762	3,142	36,775
2006	9,917	445	780	631	126	656	9	7,689	17,517	9,495	471	1,822	1,309	794	3,626	37,770
2007	9,869	439	743	567	153	713	8	7,363	17,512	9,040	464	1,934	1,285	801	3,988	37,367
2008	9,764	405	743	512	160	654	5	7,043	17,111	8,700	456	1,936	1,221	712	4,086	36,397
2009	9,498	367	716	506	158	672	5	6,723	16,915	8,459	457	1,971	1,180	719	4,129	35,560
2010	9,152	359	649	492	150	685	9	6,451	16,881	8,272	453	2,011	1,097	725	4,323	34,828
2011	9,122	362	645	492	150	694	9	6,449	16,949	8,301	454	2,001	1,104	728	4,361	34,872
2012	8,556	411	785	531	157	650	4	5,960	19,895	9,915	508	2,565	1,189	803	4,915	36,949
2013	8,182	373	792	513	153	615	5	5,750	21,025	10,506	498	2,767	1,231	808	5,215	37,408

表8　都道府県別の死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数（2013年度）

都道府県	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況（休業4日以上）	労災保険新規受給者数	障害（補償）給付			傷病（補償）年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
北海道	135,984	1,937,625	64	6,708	32,470	1,047	933	114	79	1,126
青　森	29,708	419,907	7	1,224	4,484	164	143	21	4	168
岩　手	27,679	435,783	19	1,458	6,577	142	121	21	5	147
宮　城	47,785	832,490	17	2,580	11,845	319	290	29	4	323
秋　田	23,807	339,276	22	1,006	4,361	126	115	11	4	130
山　形	26,184	378,734	11	1,253	6,661	133	119	14	6	139
福　島	43,353	727,710	31	2,080	9,372	274	237	37	6	280
茨　城	51,198	972,341	35	2,757	10,593	430	381	49	8	438
栃　木	37,176	808,931	16	1,786	7,393	253	236	17	3	256
群　馬	40,730	761,742	17	2,252	10,868	403	368	35	7	410
埼　玉	97,490	1,965,004	45	5,639	32,617	735	647	88	6	741
千　葉	84,017	1,684,702	48	4,992	24,672	743	657	86	7	750
東　京	382,217	13,128,526	54	9,639	80,665	1,697	1,525	172	22	1,719
神奈川	131,798	2,767,903	44	6,485	36,738	1,145	1,049	96	24	1,169
新　潟	55,889	902,331	30	2,633	13,379	401	370	31	4	405
富　山	26,504	437,063	11	1,110	5,034	231	211	20	3	234
石　川	27,304	436,633	8	1,053	5,301	156	144	12	2	158
福　井	21,573	323,717	17	759	3,469	136	113	23	4	140
山　梨	17,607	275,052	9	777	3,554	96	87	9	4	100
長　野	49,039	793,760	20	2,024	9,789	263	240	23	10	273
岐　阜	44,904	724,614	16	2,019	10,233	360	322	38	7	367
静　岡	84,533	1,436,422	25	3,986	20,677	637	568	69	7	644
愛　知	140,184	3,442,283	54	6,534	35,156	1,410	1,292	118	14	1,424
三　重	37,611	642,581	16	2,141	9,582	510	484	26	2	512
滋　賀	26,735	476,520	12	1,422	7,391	383	367	16		383
京　都	56,573	987,163	16	2,488	11,573	778	731	47	3	781
大　阪	205,248	4,581,200	68	8,014	43,780	2,226	2,032	194	36	2,262
兵　庫	98,914	1,809,899	36	4,668	22,108	1,255	1,139	116	20	1,275
奈　良	24,173	308,223	9	1,293	5,138	309	290	19	5	314
和歌山	26,303	314,636	7	1,173	4,789	305	276	29		305
鳥　取	13,435	182,115	5	465	2,429	49	42	7	2	51
島　根	18,187	242,525	12	729	3,463	104	94	10	5	109
岡　山	42,379	752,271	35	1,968	9,363	478	435	43	25	503
広　島	63,632	1,178,979	28	3,024	14,300	674	605	69	16	690
山　口	31,542	512,305	14	1,247	5,702	244	223	21	7	251
徳　島	17,955	239,451	9	826	3,202	192	178	14	2	194
香　川	22,391	378,539	8	1,119	4,578	251	215	36	1	252
愛　媛	33,369	503,042	13	1,461	6,024	314	283	31	8	322
高　知	18,432	241,983	12	922	4,152	278	255	23	3	281
福　岡	108,256	1,995,924	34	4,946	21,465	1,120	1,016	104	9	1,129
佐　賀	17,342	281,296	6	1,129	4,126	143	129	14	6	149
長　崎	31,044	423,415	17	1,367	5,371	213	194	19	7	220
熊　本	38,979	589,874	15	1,800	7,196	229	212	17	17	246
大　分	26,223	395,823	8	1,177	4,294	313	295	18	3	316
宮　崎	25,722	347,045	12	1,287	5,845	274	246	28	6	280
鹿児島	36,472	539,643	12	1,750	7,121	245	225	20	6	251
沖　縄	29,330	437,920	6	987	4,027	138	131	7		138
合　計	2,676,910	54,294,921	1,030	118,157	602,927	22,326	20,265	2,061	429	22,755

注）　表1注参照（死傷災害は労働者死傷病報告による）。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

都道府県	葬祭料・葬祭給付受給者数	遺族(補償)給付			新規年金受給者数合計	各年度末年金受給者数						
		新規受給者数	一時金	年金		合計	傷病(補償)年金				障害(補償)年金	遺族(補償)年金
							計	じん肺	せき損	その他		
北海道	274	326	72	254	447	15,174	673	555	51	67	5,522	8,979
青　森	14	21	4	17	42	1,982	57	10	29	18	751	1,174
岩　手	33	59	24	35	61	2,726	85	10	60	15	853	1,788
宮　城	50	104	35	69	102	4,240	169	17	113	39	1,156	2,915
秋　田	30	27	3	24	39	2,100	57	16	26	15	808	1,235
山　形	29	33	5	28	48	1,957	82	39	32	11	757	1,118
福　島	57	66	12	54	97	3,766	100	21	48	31	1,320	2,346
茨　城	58	81	16	65	122	4,171	90	32	26	32	1,831	2,250
栃　木	36	48	9	39	59	3,326	146	68	42	36	1,260	1,920
群　馬	40	47	9	38	80	3,511	170	86	48	36	1,541	1,800
埼　玉	113	127	30	97	191	6,714	113	18	46	49	3,479	3,122
千　葉	77	85	26	59	152	6,355	119	6	53	60	3,110	3,126
東　京	276	342	67	275	469	16,143	244	74	73	97	7,552	8,347
神奈川	168	201	47	154	274	9,570	197	66	55	76	4,515	4,858
新　潟	58	72	19	53	88	4,829	185	62	84	39	1,808	2,836
富　山	37	57	11	46	69	2,617	70	30	28	12	984	1,563
石　川	19	29	6	23	37	1,971	26	22	3	1	750	1,195
福　井	23	28	8	20	47	1,771	49	16	18	15	651	1,071
山　梨	16	21	4	17	30	1,410	49	17	21	11	518	843
長　野	49	57	14	43	76	3,744	111	64	22	25	1,402	2,231
岐　阜	59	72	16	56	101	4,591	191	137	28	26	1,924	2,476
静　岡	86	104	20	84	160	7,228	123	73	28	22	3,745	3,360
愛　知	161	191	38	153	285	12,028	225	144	38	43	6,129	5,674
三　重	61	78	16	62	90	4,170	302	270	14	18	1,730	2,138
滋　賀	31	38	9	29	45	2,419	102	42	38	22	1,054	1,263
京　都	58	66	18	48	98	4,294	114	64	23	27	2,037	2,143
大　阪	255	299	67	232	462	17,163	391	205	71	115	8,731	8,041
兵　庫	220	242	40	202	338	10,370	204	89	52	63	4,287	5,879
奈　良	37	40	11	29	53	2,019	50	21	22	7	864	1,105
和歌山	38	43	13	30	59	2,353	96	72	10	14	951	1,306
鳥　取	14	17	5	12	21	1,137	27	3	13	11	486	624
島　根	27	35	6	29	44	1,599	37	20	7	10	624	938
岡　山	122	140	38	102	170	4,942	303	241	36	26	1,635	3,004
広　島	122	141	34	107	192	6,792	185	46	55	84	3,010	3,597
山　口	57	70	25	45	73	3,406	81	28	28	25	1,243	2,082
徳　島	13	16	1	15	31	1,804	35	8	16	11	764	1,005
香　川	37	39	8	31	68	2,341	81	10	46	25	968	1,292
愛　媛	53	56	10	46	85	3,270	126	24	57	45	1,199	1,945
高　知	30	34	10	24	50	2,029	74	13	34	27	825	1,130
福　岡	121	148	39	109	222	9,170	365	181	97	87	3,534	5,271
佐　賀	29	36	14	22	42	1,591	105	34	55	16	530	956
長　崎	82	92	23	69	95	3,525	506	448	38	20	873	2,146
熊　本	45	61	15	46	80	3,542	425	310	56	59	1,077	2,040
大　分	31	37	8	29	50	2,709	135	75	41	19	913	1,661
宮　崎	27	37	6	31	65	2,166	143	55	65	23	835	1,188
鹿児島	31	34	9	25	51	2,689	114	23	63	28	1,028	1,547
沖　縄	13	23	3	20	27	1,010	67	14	34	19	439	504
合　計	3,317	4,020	923	3,097	5,587	218,434	7,399	3,879	1,943	1,577	92,003	119,032

注)　表1注参照(死傷災害は労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表9 都道府県別の業務上疾病の新規支給決定件数（2013年度）

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	1 北海道	2 青森	3 岩手	4 宮城	5 秋田	6 山形
一			業務上の負傷に起因する疾病	241	53	58	116	37	56
		01	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	24	6	6	14	3	12
		02	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	6	2	3	1	0	0
		03	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア（横隔膜ヘルニア、腹膜瘢痕ヘルニア等）等の胸腹部臓器の疾患	15	5	0	2	0	2
		04	負傷（急激な力の作用による内部組織の負傷を含む）による腰痛	166	31	44	87	26	36
		05	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症（負傷による腰痛を除く）	4	0	0	0	1	0
		06	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	8	1	1	2	2	3
		07	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	16	7	3	9	4	2
		08	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	2	0	0	0	1	1
		99	CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	0	1	1	1	0	0
二			物理的因子による次に掲げる疾病	46	4	9	12	4	4
			（有害光線による疾病）						
1		01	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	0	1	0	0	0	0
2		02	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
3		03	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4		04	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5		05	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	0	0	0	0	0	0
			（皮膚障害）						
			（白内障）						
			（急性放射線症）						
			（再生不良性貧血）						
			（造血器障害）						
			（異常気圧による疾病）						
6		06	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	2	1	0	0	0	0
7		07	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	0	0	0	0	0	0
			（異常温度条件による疾病）						
8		08	暑熱な場所における業務による熱中症	4	1	4	5	2	1
9		09	高熱物体を取り扱う業務による熱傷	1	0	0	2	0	0
10		10	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	8	0	1	0	0	0
11		11	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	31	1	4	5	2	3
12		12	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13		99	1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	102	13	7	8	4	7
1		01	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱（腰痛を除く）	10	3	1	1	0	2
2		02	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛（負傷に起因する腰痛を除く）	0	0	0	0	0	0
3		03	さく岩機、鋲打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	49	2	1	5	2	2
4		04-09	電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	43	7	5	2	2	3
5		99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	0	1	0	0	0	0

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
64	118	58	42	420	151	232	181	71	21	35	14	24	77	59	69	169	115
10	12	5	7	28	19	48	37	14	5	2	1	3	6	15	15	21	15
1	0	0	1	3	4	1	6	1	0	1	0	0	0	1	2	1	1
2	3	1	1	8	5	25	14	1	2	0	3	0	4	0	7	3	3
45	91	41	30	341	101	129	86	45	8	31	8	17	59	33	36	110	81
1	5	4	0	7	1	6	6	1	0	0	0	0	0	1	0	2	2
1	1	3	1	5	7	9	3	4	3	1	1	2	1	2	1	6	0
3	5	2	2	27	12	13	25	5	3	0	1	2	5	6	8	24	11
1	1	2	0	0	2	1	3	0	0	0	0	0	2	0	0	1	2
0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
11	9	12	14	29	26	47	50	13	8	13	13	10	7	13	21	44	16
0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	9	9	11	22	22	31	19	5	2	2	2	1	1	8	15	29	4
1	0	0	1	4	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	2	1	2	3	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0
5	0	3	2	1	1	6	26	8	5	9	11	9	6	4	3	13	12
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	34	2	14	33	129	125	90	23	5	7	17	12	11	13	34	47	17
1	5	0	1	4	84	11	6	0	2	0	0	1	3	6	6	14	2
1	1	0	0	0	5	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	2	1	6	2	7	1	6	13	6	1	3	4	5	12
6	28	2	13	26	38	106	80	16	2	1	4	5	7	4	24	27	3
0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	25 滋賀	26 京都	27 大阪	28 兵庫	29 奈良	30 和歌山
一			**業務上の負傷に起因する疾病**	**34**	**120**	**375**	**116**	**62**	**25**
		01	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	5	8	21	11	10	4
		02	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	0	1	4	3	2	0
		03	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア（横隔膜ヘルニア、腹膜瘢痕ヘルニア等）等の胸腹部臓器の疾患	3	9	14	6	0	0
		04	負傷（急激な力の作用による内部組織の負傷を含む）による腰痛	19	92	304	70	41	13
		05	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症（負傷による腰痛を除く）	1	2	4	2	1	0
		06	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	0	3	8	7	1	3
		07	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	6	4	15	11	6	3
		08	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	0	1	5	5	1	2
		99	CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	0	0	0	1	0	0
二			**物理的因子による次に掲げる疾病**	**14**	**11**	**34**	**53**	**2**	**4**
			（有害光線による疾病）						
1		01	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
2		02	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
3		03	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4		04	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5		05	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	0	0	0	0	0	0
			（皮膚障害）						
			（白内障）						
			（急性放射線症）						
			（再生不良性貧血）						
			（造血器障害）						
			（異常気圧による疾病）						
6		06	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	0	0	0	0	0	0
7		07	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	0	0	0	0	0	0
			（異常温度条件による疾病）						
8		08	暑熱な場所における業務による熱中症	4	8	25	19	0	3
9		09	高熱物体を取り扱う業務による熱傷	7	1	1	0	0	0
10		10	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	0	0	2	0	0	0
11		11	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	3	2	6	34	2	1
12		12	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13		99	1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
三			**身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病**	**35**	**39**	**75**	**31**	**14**	**6**
1		01	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱（腰痛を除く）	4	5	10	1	1	0
2		02	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛（負傷に起因する腰痛を除く）	3	2	1	3	1	1
3		03	さく岩機、鋲打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	5	15	12	2	0	1
4		04-09	電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	23	14	52	25	12	4
5		99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	0	3	0	0	0	0

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
16	30	68	121	40	51	37	55	47	241	19	63	63	49	44	52	52	4,261
1	0	5	6	8	5	5	3	3	25	3	8	7	4	6	6	4	486
0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	1	1	0	3	1	55
0	2	2	5	2	1	2	1	0	2	0	1	1	1	1	1	1	161
13	22	52	96	23	39	30	48	37	186	14	41	44	32	34	33	43	3,008
0	0	0	0	0	2	0	0	1	5	0	1	3	0	0	1	0	64
0	5	1	2	2	0	0	0	0	3	2	5	2	2	0	2	3	119
2	1	7	12	4	4	0	2	5	17	0	6	5	8	2	6	0	321
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	36
0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	11
7	8	13	26	15	12	13	29	14	59	5	24	17	23	33	20	8	879
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9
0	2	7	13	9	7	5	8	7	49	5	7	8	8	10	7	2	427
0	1	2	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	30
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	1	0	1	0	28
7	5	4	12	6	5	7	21	7	6	0	16	7	10	22	10	2	365
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
2	8	8	40	7	9	2	9	17	28	9	7	18	20	56	17	2	1,221
0	1	1	2	3	1	1	0	1	0	1	2	3	2	1	3	0	206
1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28
1	7	1	13	1	5	0	8	9	8	1	3	15	10	50	9	0	306
0	0	5	21	3	3	1	1	7	19	7	2	0	8	5	5	2	673
0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	1 北海道	2 青森	3 岩手	4 宮城	5 秋田	6 山形
四			化学物質等による次に掲げる疾病	12	4	2	8	3	0
1		01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	5	2	0	0	2	0
2		02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
		03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	0	0	0	0	0	0
3		04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン糸の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	0	0	2	0	0	0
4		05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	1	0	0	1	0	0
5		06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	1	0	0	0	0	0
6		07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
7			石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	4	1	0	6	1	0
		08	（良性石綿胸水）	(4)			(2)		
		09	（びまん性胸膜肥厚）		(1)		(4)	(1)	
8		10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	0	0	0	0	0	0
9		99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1	1	0	1	0	0
五		56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	65	5	1	8	6	5
		01	（管理4）	(15)	(1)			(1)	(1)
		02	（肺結核）	(1)					
		03	（結核性胸膜炎）						
		04	（続発性気管支炎）	(35)	(3)	(1)	(8)	(4)	(4)
		05	（続発性気管支拡張症）						
		06	（続発性気胸）	(5)					
		07	（原発性肺がん）	(9)	(1)			(1)	
六			細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	4	0	1	4	0	1
1		01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	3	0	1	4	0	1
		01	（患者の診療の業務）						
		02	（患者の看護の業務）						
		03	（介護の業務）						
		04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）						
2		05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	0	0	0	0	0	0
3		06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	0	0	0	0
4		07	屋外における業務による恙虫病	0	0	0	0	0	0
5		99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1	0	0	0	0	0
七			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	53	5	2	15	1	3
1		01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
2		02	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
3		03	4-アミノジフェニンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4		04	4-ニトロジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5		05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
6		06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
2	3	0	1	1	6	21	17	5	6	1	1	0	2	2	7	16	3
0	0	0	1	1	2	8	3	2	4	0	0	0	1	1	2	3	3
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	5	0
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
1	2	0	0	0	2	12	9	2	1	0	1	0	0	0	0	7	0
	(2)				(1)	(3)	(7)	(1)								(3)	
(1)					(1)	(9)	(2)	(1)	(1)		(1)					(4)	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	1	3	0	0
14	3	4	7	5	4	40	11	14	6	4	3	3	6	6	9	30	4
(1)		(2)	(4)	(1)	(2)	(12)		(4)		(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(11)	(2)
	(1)					(1)										(3)	
(12)	(2)	(2)	(3)	(2)	(1)	(25)	(9)	(9)	(6)	(2)	(1)	(1)	(4)	(3)	(5)	(5)	(2)
						(1)										(4)	
(1)				(2)	(1)	(1)	(2)	(1)						(1)	(2)	(7)	
1	1	1	0	10	6	23	15	2	2	1	0	1	6	1	6	4	6
1	1	1	0	10	6	14	11	1	1	1	0	0	6	0	6	4	6
0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	2	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	6	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
9	14	4	1	42	32	104	77	9	11	6	5	2	5	7	29	49	11
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	25 滋賀	26 京都	27 大阪	28 兵庫	29 奈良	30 和歌山
四			化学物質等による次に掲げる疾病	1	2	19	11	1	0
1		01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	0	1	6	0	0	0
2		02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	0	0	1	0	0	0
		03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	0	0	0	0	0	0
3		04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン糸の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4		05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	1	0	0	0
5		06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
6		07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	0	0	1	0	0	0
7			石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	1	0	9	9	1	0
		08	（良性石綿胸水）	(1)		(2)	(5)		
		09	（びまん性胸膜肥厚）			(7)	(4)	(1)	
8		10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	0	0	0	2	0	0
9		99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	1	1	0	0	0
五		56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	3	2	28	14	6	8
		01	（管理4）	(1)		(7)	(5)	(5)	(3)
		02	（肺結核）	(1)	(1)	(1)		(1)	
		03	（結核性胸膜炎）						
		04	（続発性気管支炎）	(1)		(20)	(3)		(3)
		05	（続発性気管支拡張症）						
		06	（続発性気胸）				(1)		
		07	（原発性肺がん）		(1)		(5)		(2)
六			細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	0	3	10	8	1	0
1		01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	0	3	5	7	1	0
		01	（患者の診療の業務）						
		02	（患者の看護の業務）						
		03	（介護の業務）						
		04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）						
2		05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	0	0	0	0	0	0
3		06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	0	0	0	0
4		07	屋外における業務による恙虫病	0	0	1	1	0	0
5		99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	4	0	0	0
七			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	9	25	80	66	8	4
1		01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
2		02	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
3		03	4-アミノジフェニンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4		04	4-ニトロジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5		05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
6		06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
3	2	8	11	3	0	4	2	0	5	4	9	2	2	3	1	2	218
2	1	1	1	1	0	4	0	0	2	1	6	1	0	1	0	1	69
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
0	1	5	6	2	0	0	1	0	3	2	3	1	1	2	1	0	97
		(3)	(3)				(1)		(1)	(1)		(1)		(2)	(1)		(44)
	(1)	(2)	(3)	(2)					(2)	(1)	(3)	0	(1)				(53)
0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	18
3	1	11	3	6	1	6	17	3	15	1	28	7	3	8	10	1	448
		(4)		(3)	(1)	(3)		(1)	(5)		(4)	(1)	(1)		(4)		(117)
									(1)								(11)
						(1)											(1)
(3)	(1)	(5)	(2)	(2)		(2)	(16)	(1)	(5)	(1)	(20)	(6)	(2)	(6)	(4)	(1)	(253)
								(1)									(1)
		(1)							(2)		(1)			(1)	(1)		(17)
		(1)	(1)	(1)			(1)		(2)		(3)			(1)	(1)		(48)
0	1	1	4	3	2	0	1	0	7	4	3	1	1	7	3	4	160
0	1	0	3	3	1	0	1	0	4	4	2	0	1	5	0	0	119
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0	14
0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	2	0	2	22
4	3	42	50	17	4	7	19	0	50	3	25	6	8	3	6	4	939
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	1 北海道	2 青森	3 岩手	4 宮城	5 秋田	6 山形
8			石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	51	4	2	13	1	3
		07	（石綿に曝される業務による肺がん）	(23)	(2)	(1)	(4)	(1)	(1)
		08	（石綿に曝される業務による中皮腫）	(28)	(2)	(1)	(9)		(2)
9		09	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
10		10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	0	0	0	0	0	0
13			電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	0	0	0
		12	（白血病）						
		13	（肺がん）						
		14	（皮膚がん）						
		15	（骨肉腫）						
		16	（甲状腺がん）						
		17	（多発性骨髄腫）						
		18	（非ホジキンリンパ腫）						
14		19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
15		20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
16		21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
17		22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
18		23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
19		24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
20		25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
6		26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
11		27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	2	0	0	2	0	0
12		28	ジクロロメタンロパンにさらされる業務による胆管がん	0	1	0	0	0	0
21		99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八		01	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	13	0	1	13	2	4
			（脳血管疾患）	(9)		(1)	(9)	(1)	(3)
			（虚血性心疾患等）	(4)			(4)	(1)	(1)
九		01	人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	18	2	6	12	3	2
十			前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
		01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患						
		02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん						
		03	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍						
十一		01	その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
			［じん肺症患者に発生した肺がん］2003年度以降第五号へ移行						
			［非災害性脳血管疾患］2010年度以降第八号へ移行						
			［非災害性虚血性心疾患等］2010年度以降第八号へ移行						
			［精神障害等］2010年度以降第九号へ移行						
			合計	554	86	87	196	60	82
			A:具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	552	84	87	195	60	82
			B:包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	2	2	0	1	0	0
			A/（A+B）	99.6%	97.7%	100.0%	99.5%	100.0%	100.0%

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
9	13	4	1	41	32	103	76	9	11	6	5	2	5	7	29	46	10
(3)	(4)	(2)	(1)	(17)	(16)	(52)	(43)	(3)	(3)		(2)		(1)	(4)	(4)	(14)	(7)
(6)	(9)	(2)		(24)	(16)	(51)	(33)	(6)	(8)	(6)	(3)	(2)	(4)	(3)	(25)	(32)	(3)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	2	2	1	19	13	38	16	2	2	4	3	0	0	2	4	12	3
(3)		(1)		(12)	(9)	(20)	(12)		(1)	(1)	(3)			(2)	(4)	(7)	
	(2)	(1)	(1)	(7)	(4)	(18)	(4)	(2)	(1)	(3)						(5)	(3)
10	6	2	2	8	13	80	30	9	6	2	1	7	9	5	6	10	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
122	190	85	82	567	380	711	487	148	67	73	57	59	123	108	185	381	177
122	190	85	82	566	379	704	484	147	67	72	57	58	123	107	182	381	177
0	0	0	0	1	1	7	3	1	0	1	0	1	0	1	3	0	0
100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.8%	99.7%	99.0%	99.4%	99.3%	100.0%	98.6%	100.0%	98.3%	100.0%	99.1%	98.4%	100.0%	100.0%

分類 大	分類 小	分類 CODE	疾病分類項目	25 滋賀	26 京都	27 大阪	28 兵庫	29 奈良	30 和歌山
8			石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	9	25	77	65	8	2
		07	（石綿に曝される業務による肺がん）	(5)	(12)	(23)	(24)	(3)	
		08	（石綿に曝される業務による中皮腫）	(4)	(13)	(54)	(41)	(5)	(2)
9		09	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
10		10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	0	0	0	0	0	0
13			電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	1	0	0
		12	（白血病）						
		13	（肺がん）						
		14	（皮膚がん）						
		15	（骨肉腫）						
		16	（甲状腺がん）						
		17	（多発性骨髄腫）						
		18	（非ホジキンリンパ腫）						
14		19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
15		20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
16		21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	2
17		22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
18		23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
19		24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
20		25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
6		26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
11		27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	0	0	2	0	0	0
12		28	ジクロロメタンロパンにさらされる業務による胆管がん	0	0	1	0	0	0
21		99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八		01	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	7	7	31	17	4	3
			（脳血管疾患）	(3)	(3)	(16)	(9)	(2)	(2)
			（虚血性心疾患等）	(4)	(4)	(15)	(8)	(2)	(1)
九		01	人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	3	8	44	35	6	0
十			前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	1
		01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患						
		02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん						
		03	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍						(1)
十一		01	その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	1
			［じん肺症患者に発生した肺がん］2003年度以降第五号へ移行						
			［非災害性脳血管疾患］2010年度以降第八号へ移行						
			［非災害性虚血性心疾患等］2010年度以降第八号へ移行						
			［精神障害等］2010年度以降第九号へ移行						
			合計	106	217	696	351	104	52
			A:具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	106	213	691	351	104	51
			B:包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	0	4	5	0	0	1
			A/（A+B）	100.0%	98.2%	99.3%	100.0%	100.0%	98.1%

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
4	3	42	50	17	2	7	19	0	43	3	25	6	8	3	5	4	910
(1)	(3)	(29)	(19)	(6)		(5)	(8)		(19)		(10)	(2)	(1)	(1)	(2)	(1)	(382)
(3)		(13)	(31)	(11)	(2)	(2)	(11)		(24)	(3)	(15)	(4)	(7)	(2)	(3)	(3)	(528)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	10
0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	10
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	2	6	9	3	3	6	7	2	13	5	2	1	3	4	7	3	306
(1)		(1)	(7)		(2)	(3)	(6)	(2)	(10)	(5)			(1)	(3)	(6)	(2)	(182)
(1)	(2)	(5)	(2)	(3)	(1)	(3)	(1)		(3)		(2)	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	(124)
3	0	3	16	5	2	0	4	7	29	4	2	2	2	3	4	3	436
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
												(1)					(1)
																	(1)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
40	55	160	280	99	84	75	143	90	447	54	163	118	111	161	120	79	8,872
40	55	157	279	99	84	75	143	90	444	53	162	117	110	159	120	74	8,820
0	0	3	1	0	0	0	0	0	3	1	1	1	1	2	0	5	52
100.0%	100.0%	98.1%	99.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.3%	98.1%	99.4%	99.2%	99.1%	98.8%	100.0%	93.7%	99.4%

表10 都道府県別・傷病別長期（1年以上）療養者数（2013年度末）

	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者	骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他	合計
北海道	1,156	31	49	39	12	24		927	1,322	655	24	285	60	31	267	3,560
青森	50	7	12	2	1	4		34	288	164	6	37	11	10	60	398
岩手	57	11	14	8		13		19	276	156	4	28	9	17	62	398
宮城	213	7	9	10		10		36	481	226	4	41	27	9	174	766
秋田	45	6	6	3		5		14	196	102	5	17	4	4	64	275
山形	117	3	6	2		4		28	155	80	9	11	4	3	48	315
福島	202	7	13	4		1		27	257	166	4	22	5	6	54	511
茨城	164	12	19	13	3	20		8	295	147	14	21	10	4	99	534
栃木	55	6	16	6	1	6		13	238	125	7	34	13	14	45	341
群馬	87	4	3	3	3	5		29	314	173	5	39	28	27	42	448
埼玉	73	8	24	28	5	49		35	963	542	23	110	84	39	165	1,185
千葉	52	15	51	59	9	83	1	16	1,284	595	29	258	124	50	228	1,570
東京	282	24	109	84	35	58		71	2,119	998	36	219	115	100	651	2,782
神奈川	187	31	66	39	7	72	1	58	1,325	621	20	204	50	58	372	1,786
新潟	278	12	9	15		4		106	348	178	14	36	10	10	100	772
富山	119	1	4	3		2		42	178	93	5	13	1	7	59	349
石川	42	4	5			1		12	110	63	3	13	7	3	21	174
福井	103	3	3	2	1	1		87	110	52	3	16		4	35	310
山梨	44	3	1	2		2		21	94	63	5	5	3	3	15	167
長野	147	4	18	7		3		108	387	203	6	76	17	17	68	674
岐阜	251	11	13	3		2		81	244	134	8	21	9	12	60	605
静岡	153	16	36	21		14		77	629	328	15	96	35	36	119	946
愛知	175	9	18	5	3	3		42	1,003	545	22	81	94	39	222	1,258
三重	44	2	9	2		1		66	147	70	5	8	6	3	55	271
滋賀	60	8	12	17	29	34	1	47	346	155	8	39	41	11	92	554
京都	149	6	21	11	3	16	1	196	464	213	8	69	27	16	131	867
大阪	200	26	61	13	25	41		97	2,128	1,018	74	291	217	106	422	2,591
兵庫	372	23	34	28	11	70		145	964	442	21	111	42	35	313	1,647
奈良	84	6	9	2	1	1		45	184	99	14	19	7	7	38	332
和歌山	70	3	4	1		1		57	170	61	4	26	12	7	60	306
鳥取	27		1					10	51	25	2	3			21	89
島根	57	2	3	1				61	64	28	2	17	2		15	188
岡山	532	3	12	10		4		52	319	134	14	39	11	4	117	932
広島	331	10	27	21		17	1	168	743	354	11	134	29	17	198	1,318
山口	165	3	1	3		1		43	259	116	7	13	16	7	100	475
徳島	74	1	3	2				206	98	54	5	10	1	6	22	384
香川	76		10	5		1		59	168	104	2	18	2	6	36	319
愛媛	273	10	16	15		5		552	331	169	6	46	11	17	82	1,202
高知	139	5	5	2		9		655	184	101	3	31	8	6	35	999
福岡	313	4	21			3		51	721	380	17	111	28	25	160	1,113
佐賀	47	2						21	86	41	3	14	7		21	156
長崎	517	3	9	2		2		42	212	100	3	19	2	4	84	787
熊本	59	1	4	5				207	190	113		16	8	8	45	466
大分	309	7	15	2	4	7		407	197	107	4	16	16	10	44	948
宮崎	80	3	2	1				443	79	46		4	1	2	26	608
鹿児島	130	9	8	10		7		209	200	113	7	16	7	5	52	573
沖縄	22	1	1	2		9		20	104	54	7	14	10	3	16	159
合計	8,182	373	792	513	153	615	5	5,750	21,025	10,506	498	2,767	1,231	808	5,215	37,408

注） 厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働基準行政関係通達等
2014年度

2014. 4. 1　基発0401第27号「監督指導時における一般労働条件の確保・改善に係る指導等について」★
2014. 4. 1　基発0401第32号「『今後の労働時間等設定改善関係業務の進め方について』の一部改正について」☆
2014. 4. 1　基発0401第33号「労働時間等設定改善対策の推進について」☆
2014. 4. 1　基政発0401第号「『今後の労働時間等設定改善関係業務の運営に当たって留意すべき事項について』の一部改正について」☆
2014. 4. 1　基発0401第40・41号「平成26年度地方労働行政運営方針について」☆
2014. 4. 1　基発0401第45号「『労災就学援護費の支給について』の一部改正について」★
2014. 4. 1　基発0401第48号「労働基準局の組織の変更等について」★
2014. 4. 1　基発0401第55号「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の一部改定について」☆
2014. 4. 1　基発0401第59号「『監督業務運営要領の改善について』の一部改正について」★
2014. 4. 1　基発0401第61号「労働保険加入促進業務の実施について」★
2014. 4. 1　基監発0401第9号「『過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について』の監督指導に係る方法及び措置の今後における運用について」★
2014. 4. 1　基監発0401第10号「関係通達の整備について」★
2014. 4. 1　基監発0401第11号「『大量整理解雇事案等に対する対応の実施状況について』の一部改正について」★
2014. 4. 1　基監発0401第12号「関係通達の整備について」★
2014. 4. 1　基労補発0401第1号「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について」☆
2014. 4. 1　基労補発0401第2号「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定に係る周知及び協定の締結について」☆
2014. 4. 1　基労補発0401第3号「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の一部改定について」☆
2014. 4. 1　基労補発0401第4号「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の一部改定に係る周知及び協定の締結について」☆
2014. 4. 1　補償課事務連絡「中央労災補償訟務官の担当労働局の通知及び新任訟務担当者事務指導の実施について」★
2014. 4. 3　基発0403第2号「『職場のパワーハラスメント対策の推進について』の一部改正について」☆
2014. 4. 4　基労補発0404第1号「義肢等補装具費支給要綱における基準外支給について（回答）」★
2014. 4. 11　基発0411第3号「『労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム及び労災レセプト電算処理システム運用管理要領』の改定について」★
2014. 4. 11　基安発0411第1号「建設工事関係者連絡会議の設置について」★
2014. 4. 11　基安安発0411第1号・基安労発0411第1号・基安化発0411第1号「建設工事関係者連絡会議の設置等に当たって留意すべき事項について」★
2014. 4. 11　基労管発0411第2号「未支給の保険給付、遺族（補償）給付及び葬祭料（総裁給付）の請求における死亡診断書等の取扱に

ついて」★

2014. 4. 15　基安発0415第1・2号「機械ユーザーから機械メーカー等への災害情報等の提供の促進について」★

2014. 4. 15　基安発0415第3・4号「設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全に係る教育について」★

2014. 4. 15　基安安発0415第1号「設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全に係る教育に関し留意すべき事項について」★

2014. 4. 16　基発0416第1号「酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習における講師の条件等の改正について」☆

2014. 4. 17　基発0417第1～3号「平成26年度全国安全週間の実施について」★

2014. 4. 21　基監発0421第1号「『最低賃金法の一部を改正する法律の施行に伴う監督指導時の措置等について』の一部改正について」★

2014. 4. 21　基発0421第2号「義肢等補装具費支給要綱に定める完成用部品の価格等の一部改正について」★

2014. 4. 21　基労補発0421第1号「義肢等補装具費支給要綱に定める完成用部品の価格等の一部改正について」★

2014. 4. 21　補償課事務連絡「義肢等補装具費支給要綱に定める完成用部品の価格等の一部改正について」★

2014. 4. 22　基発0422第1・2号「平成26年度中央監察の実施について」★

2014. 4. 22　基監発0422第2号「『自動車運転者時間管理等指導員の配置等に関して留意すべき事項について』の一部改正について」★

2014. 4. 22　基監発0422第4号「『自動車運転者時間管理等指導員の活用について』の一部改正について」★

2014. 4. 22　基安化発0422第1号「日本工業規格の制定について（公示）」☆

2014. 4. 23　基発0423第6号「石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」☆

2014. 4. 23　基発0423第7号「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の制定について」☆

2014. 4. 23　基発0423第8号「石綿障害予防規則の改正及び労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の制定について」☆

2014. 4. 23　基発0423第9号「石綿障害予防規則の一部を改正する省令及び建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の周知について」☆

2014. 4. 24　基安安発0424第7号「建設業に従事する一人親方等の非労働者の死亡災害に係る情報収集について」★

2014. 4. 24　基安安発0424第1号・基安対発0424第1号・基安計0424発第1号・基安労発0424第1号「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく行政文書の開示に係る本省協議の見直しについて」★

2014. 4. 28　基安安発0428第2号「林業死亡労働災害多発警報発令要綱について」★

2014. 5. 2　補償課事務連絡「労災精神障害専門員の業務実績報告について」★

2014. 5. 7　労災保険業務課事務連絡「平成26年度診療報酬改定及び労災診療費算定基準の一部改定に伴う労災レセプト電算処理システムにおける機械処理事務の留意事項について」★

2014. 5. 8　補償課事務連絡「『平成25年度振動障害者社会復帰援護金等支給状況』及び『平成25年度社会復帰促進等事業処理状況』の把握について（依頼）」★

2014. 5. 13　基発0513第1号「労災レセプト電算処理システムに係る機械処理事務手引の一部改正について」★

2014. 5. 16　基発0516第1～5号「石油コンビナート等における災害防止対策の推進について」☆

2014. 5. 22　基発0522第1号「地方労働基準監察における主要監察項目について」★

2014. 5. 27　基監発0527第1号「警察庁、法務省及び厚生労働省の三省庁による『不法就労等外国人対策に係る具体的施策について』の策定について」☆

2014. 5. 29　基安発0529第1・2号「平成26年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」☆

2014. 5. 29　基安化発0529第1・2号「発がん性等を有する化学物質を含有する抗がん剤等に対するばく露防止対策について」☆

2014. 5. 30　基発0530第1号「平成26年度外国人労

働者問題啓発月間について」☆
2014. 5. 30　基発0530第2・3号「平成26年度外国人労働者問題啓発月間実施に対する協力依頼について」☆
2014. 5. 30　基監発0530第1号「平成26年度『外国人労働者問題啓発月間』の実施に当たって留意すべき事項について」★
2014. 5. 30　基発0530第4･5号「意識の消失等の症状を有する労働者が業務として自動車を運転する場合等の健康診断等における留意点について」☆
2014. 5. 30　基安化発0530第1～3号・基安労発0530第1～3号「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」☆
2014. 6. 6　労災保険業務課事務連絡「『労働基準行政システムFAQ利用ガイド』の改定について」★
2014. 6. 13　基発0613第7号「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について」★
2014. 6. 13　基労補発0613第2号「『労災診療費算定マニュアル（平成26年度版）』の送付について」★
2014. 6. 17　基発0617第4号「労災補償業務に係る特別監察の実施について」★
2014. 6. 19　基発0619第1号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について」★
2014. 6. 19　基安発0619第1号「ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト等に係る労働安全衛生関係法令の見直しに関するWTO事務局への通報について（依頼）」★
2014. 6. 20　基安安発0620第1号「工業標準の制定について（公示）」★
2014. 6. 23　労災管理課事務連絡「長期家族援護金の事務処理における取扱いについて」★
2014. 6. 24　基発0624第9号「『技能実習制度の適正化等に係る技能実習制度推進事業における巡回指導の基準』に基づき労働基準監督機関へ情報提供された事案への対応について」★
2014. 6. 24　労災管理課事務連絡「中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施結果について」★
2014. 6. 25　基発0625第2･3号「粉じん障害防止規則の一部を改正する省令の施行について」☆
2014. 6. 25　基発0625第4号「労働安全衛生法の一部を改正する法律について」☆
2014. 6. 26　基安発0626第1号「三菱マテリアル㈱四日市工場爆発事故を踏まえた保守・点検時等の事故防止対策を踏まえた行動計画の策定について（要請）」☆
2014. 6. 26　基安発0626第2号「三菱マテリアル㈱四日市工場爆発事故を踏まえた保守・点検時等の事故防止対策について」☆
2014. 6. 26　基安化発626第1号「三菱マテリアル㈱四日市工場爆発事故を踏まえた保守・点検時等の事故防止対策に係る留意事項について」☆
2014. 6. 27　基発0627第12号「過労死等防止対策推進法の公布について」☆
2014. 6. 27　基安計発0627第1号「『労働安全衛生法の一部を改正する法律』の当面の周知等について」★
2014. 6. 27　基安労発0627第1･2号「粉じん作業用機器の取扱説明書等への防じんマスク使用の必要性その他粉じん障害防止に関する事項等への記載について」★
2014. 6. 30　基発0630第1号「爆発火災災害防止対策の推進に関する基本方針について」★
2014. 6. 30　基発0630第2号「爆発火災災害防止対策の推進に当たって留意すべき事項について」★
2014. 6. 30　基安発0630第2・3号「平成26年度夏季の電力需給対策を受けた事務所・作業場等の室内温度等の取扱いについて」☆
2014. 7. 1　基発0701第1号「『受動喫煙防止対策助成金の支給の実施について』の一部改正について」☆
2014. 7. 1　基安労発0701第1号「『受動喫煙防止対策助成金関係業務の運営等について』の一部改正について」★
2014. 7. 1　基安労発0701第2号「『受動喫煙防止対策助成金の事務取扱についての質疑応答集（Q&A）について』の一部改正について」★
2014. 7. 1　基安労発0701第3号「『受動喫煙防止対策助成金に関する質疑応答集（Q&A）について』の一部改正について」☆
2014. 7. 1　基安労発0701第4号「『受動喫煙防止対策助成金の申請に係る必要書類の作成要領について』の一部改正について」☆
2014. 7. 2　基発0702第3号「義肢等補装具費支給要綱に定める完成用部品の価格等につい

て」★

2014. 7. 4　基発0704第2号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理事務手引の改訂について」★

2014. 7. 4　基発0704第3号「『労災保険における訪問看護の取扱いについて』の一部改正について」★

2014. 7. 4　補償課事務連絡「訪問看護費用に係るシステムの稼働に伴う事務処理に当たっての留意点について」★

2014. 7. 9　基発0709第1号「中央労災補償業務特別監察の実施結果について」★

2014. 7. 9　基発0709第5号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について」★

2014. 7. 9　補償課事務連絡「不法就労外国人であると思われる者に対する労災補償状況について」★

2014. 7. 10　基発0710第5号「『社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について』の一部改正について」★

2014. 7. 14　基安化発0714第1号「食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止について」☆

2014. 7. 24　基発0724第2号「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律の一部を改正する法律の施行について」☆

2014. 7. 24　基発0724第3号「『短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律』等の施行に係る都道府県労働局における業務の推進について」☆

2014. 7. 24　基発0724第4号「『都道府県労働局における労働基準行政と雇用均等行政との連携について』の一部改正について」☆

2014. 7. 24　基発0724第8号「労働基準局の組織の変更等について」★

2014. 7. 25　補償課事務連絡「平成25年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表に関する作業について」★

2014. 7. 31　基発0731第5号「『インドネシア人看護師等及びフィリピン人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度について』の一部改正について」★

2014. 7. 31　基監発0731第1号「『インドネシア人看護師等及びフィリピン人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度の運用について』の一部改正について」★

2014. 7. 31　基安労発0731第1号「平成25年度に発生した酸素欠乏症等の労働災害発生状況について」☆

2014. 7. 31　基労補発0731第1号「業務上疾病の労災補償状況調査について」☆

2014. 7. 31　補償課事務連絡「厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物による疾病並びに『その他に包括される疾病』に係る統計調査について」☆

2014. 7. 31　労災管理課事務連絡「労働者災害補償保険法の規定による告示の制定等について」★

2014. 8. 1　基安労発0801第1号「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」☆

2014. 8. 5　基安発0805第1～3号「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」★

2014. 8. 5　基安発0805第4号「労働災害防止に向けた集中的取組の実施について」★

2014. 8. 5　基安安発0805第1～3号「建設業における労働災害防止対策の徹底について」★

2014. 8. 7　基発0807第10号「『労災保険審査請求事務取扱手引』の改正について」★

2014. 8. 7　基発0807第1号「『職場の健康診断実施強化月間』の実施について」☆

2014. 8. 7　基発0807第2～5号「『職場の健康診断実施強化月間』の実施に関する協力依頼ついて」☆

2014. 8. 8　基発0808第1号「平成26年度労働条件相談ダイヤル事業の実施について」★

2014. 8. 11　基発0811第2号「『監督業務運営要領の改善について』の一部改正について」★

2014. 8. 11　基安労発0811第1号「災害調査等の実施に当たっての取扱いについて」★

2014. 8. 12　基安安発0812第1号「平成26年度陸上貨物運送事業の荷役作業における墜落・転落災害等防止対策推進事業について」★

2014. 8. 15　基発0815第2号「労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金業務）の一部改正について」★

2014. 8. 18　基安安発0818第1号「食品製造業における労働災害防止対策の推進について～自主点検実施のお願い～」★

2014. 8. 18　基安安発0818第2号「陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進につ

いて～自主点検実施のお願い～」★
2014. 8. 18　基安安発0818第4号「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」★
2014. 8. 20　基安安発0820第1号「推進工法によるずい道建設工事における労働災害防止対策の徹底について」★
2014. 8. 21　基発0821第2号「中央じん肺診査医会の開催について（通知）」★
2014. 8. 22　労災管理課事務連絡「労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金業務）の一部改正に伴う労働基準監督署端末の機能追加における留意事項等について」★
2014. 8. 26　基安労発0826第1号「今夏の職場における熱中症予防対策の徹底について」☆
2014. 8. 29　基監発0829第2号「『長時間労働による脳・心臓疾患又は精神障害に係る労災請求が行われた事業場に対する当面の対応について』の一部改正について」★
2014. 9. 1　基発0901第3号「訪問看護費用に係るシステム化及び本省払い化に伴う支払業務の変更について」★
2014. 9. 1　労災管理課事務連絡「中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施結果について」★
2014. 9. 8　基安安発0908第1号「推進工法によるずい道建設工事における労働災害防止対策について」★
2014. 9. 11　補償課事務連絡「石綿ばく露作業に係る労災認定者の死亡年統計に関する作業について」★
2014. 9. 12　基安化発0912第1号「石綿粉じんのばく露防止のための適正な保護衣の使用について」☆
2014. 9. 24　基発0924第1号「『労働条件通知書等の普及促進について』の一部改正について」☆
2014. 9. 24　基発0924第2号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について」★
2014. 9. 24　基発0924第6・7号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」☆
2014. 9. 24　基安労発0924第1号「労災適用期間及び労災適用外期間を有する健康管理手帳所持者が受ける健康診断の費用負担等に関する留意事項について」★
2014. 9. 30　基発0930第1号「特別加入の申請等に対する承認等に関する手続の一部改正について」★
2014. 9. 30　基発0930第3・4号「特定化学物質等障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示の適用等について」☆
2014. 9. 30　基安安発0930第1号「技能実習生に係る労働者死傷病報告の提出の徹底について（協力依頼）」★
2014. 9. 30　労災発0930第1号「特別加入の申請等に対する承認等に関する手続の一部改正に伴う関係通達の改正及び周知について」★
2014. 9. 30　基労補発0930第1号「特別加入の申請等に対する承認等に関する手続の一部改正に伴う事務処理の一部改正について」☆
2014. 10. 1　基発1001第1・2「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について」★
2014. 10. 1　基発1001第8・9号「労働安全衛生法関係手数料及令び作業環境測定法施行令の一部を改正する政令の施行について」★
2014. 10. 1　基安計発1001第2号・基安対発1001第1号「労働安全衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施行令の一部を改正する政令の施行に係る周知について」★
2014. 10. 1　基発1001第20号「労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金業務）の一部改正について」★
2014. 10. 1　基発1001第21号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理事務手引の改訂について」★
2014. 10. 3　基発1003第1号「強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案に対する地方入国管理局との合同監督・調査の実施について」★
2014. 10. 3　基監発1003第1号「強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案に対する地方入国管理局との合同監督・調査の実施に当たって留意すべき事項について」★
2014. 10. 3　基監発1003第2号「外国人労働者を雇用する事業場に対する監督指導の実施について」★
2014. 10. 3　基発1003第2号「平成26年度過重労働解消キャンペーンの実施について」★
2014. 10. 3　基監発1003第3号「平成26年度過重労

働解消キャンペーンにおける全国一斉『過重労働解消相談ダイヤル』の実施について」★

2014. 10. 3　基発1003第3号「若者の『使い捨て』が疑われる企業等及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対する取組の強化について」★

2014. 10. 3　基監発1003第4号「若者の『使い捨て』が疑われる企業等及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対する重点監督の実施等について」★

2014. 10. 9　基発1009第1号「労災保険における訪問看護の取扱いの一部改正について」★

2014. 10. 14　基発1014第1号「平成26年度過重労働解消キャンペーンにおける使用者団体等への過重労働解消に向けた取組の要請について」★

2014. 10. 20　基発1020第2号「除染業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務における安全衛生対策の推進について」☆

2014. 10. 20　基安労発1020第1号「除染業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務における安全衛生対策の推進に当たって留意すべき事項について」★

2014. 10. 21　基安労発1021第1・2号「『じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定におけるDR（FPD）写真及びCR写真の取扱い等について』の一部改正について」☆

2014. 10. 23　基安化発1023第1号「作業環境測定特例許可及び当該許可の後における測定の具体的方法について」☆

2014. 10. 23　基安化発1023第2号「特別有機溶剤等及び特定有機溶剤混合物に係る作業環境測定特例許可手続きにおける留意事項について」☆

2014. 10. 23　基安労発1023第1号「『作業環境測定特例許可及び当該許可の後における測定の具体的方法について』の全部改正について」☆

2014. 10. 23　基労保発1023第1号「児童扶養手当法等の一部改正による児童扶養手当と労災保険の年金たる給付との調整規定の見直しについて」★

2014. 10. 28　基発1028第1・2号「過労死等防止対策推進法の施行について」☆

2014. 10. 28　基総発1028第1号「当面の過労死等防止対策の推進について」★

2014. 10. 28　基安化発1028第1・2号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令で定める作業環境測定士等の資格に係る経過措置について」☆

2014. 10. 29　基安安発1029第1号・基安化発1029第1号・基安計発1029第1号・基安労発1029第1号「『登録免許税の課税に伴う登録教習機関等の登録に係る事務処理等について』の一部改正について」★

2014. 10. 31　基発1031第1号「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」★

2014. 11. 4　基発1104第1号「有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき時効の内容及び掲示方法を定める等の件の一部を改正する件の適用について」☆

2014. 11. 18　基発1118第3～6号「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について」☆

2014. 11. 19　補償課事務連絡「筋電電動義手の装着訓練等の実施医療機関に係る周知広報等について」★

2014. 11. 21　基発1121第1号「社会保険労務士法の一部を改正する法律の公布に伴う通達の発出について」☆

2014. 11. 21　基総発1121第1号「労働法制の普及等に関する取組の強化について」☆

2014. 11. 28　基発1128第7号「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令等の施行について」☆

2014. 11. 28　基発1128第12号「電動ファン付き呼吸用保護具の規格の適用等について」☆

2014. 11. 28　基発1128第13・14号「電動ファン付き呼吸用保護具等の型式検定に係る検定の方法等について」☆

2014. 11. 28　基発1128第15・16号「電動ファン付き呼吸用保護具等の型式の取扱いについて」☆

2014. 11. 28　基安安発1128第1・2号「伐出等機械の運転の業務、走行集材機械の運転の業務及び簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転の業務に係る特別教育を事業者に代わって安全衛生団体等が実施する場合に留意すべき事項について」★

2014. 11. 28　労災管理課事務連絡「中央労災補償業

務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施結果について」★

2014. 12. 1　基安化発1201第2号「電動ファン付き呼吸用保護具に係る登録型式検定機関の登録について」★

2014. 12. 2　補償課事務連絡「労災保険の支給決定復命書の送付への協力について」★

2014. 12. 3　基発1203第5・6号「『労働安全衛生法第23条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針』の周知について」☆

2014. 12. 3　基発1203第7～9号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」☆

2014. 12. 3　基安化発1203第2号「変異原性が認められた化学物質に関する情報について」☆

2014. 12. 3　基安発1203第1号「防じんマスク（使い捨て式防じんマスク）の規格不適合の再発防止について」★

2014. 12. 10　基発1210第2号「労働基準監督機関が保有する捜査資料の管理の徹底について」★

2014. 12. 10　基監発1210第1号「労働基準監督機関が保有する捜査資料の管理の徹底において留意すべき事項について」★

2014. 12. 12　基安労発1212第1号「ノロウイルスによる感染性胃腸炎の感染制御対策等の周知等について」☆

2014. 12. 22　基発1222第1号「『働き方改革』の推進について」☆

2014. 12. 22　基政発1222第1号「『働き方改革』の推進に当たって留意すべき事項について」☆

2014. 12. 22　基発1222第2号「長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底について」★

2014. 12. 24　基発1224第1号「平成26年度全国労働基準部長会議等の開催について」★

2014. 12. 24　基発1224第3号「労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金業務）の一部改正について」★

2014. 12. 25　基発1225第1号「労働災害統計に係る起因物分類の改正について」★

2014. 12. 26　基発1226第5号「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する告示の適用について」☆

2014. 12. 22　基監発1222第1号「長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底に当たって留意すべき事項について」★

2014. 12. 22　基監発1222第2号「監督業務の遂行に当たって生じた法令等の疑義照会について」★

2014. 12. 26　基安発1226第2号「有害物ばく露作業報告制度の周知徹底について」☆

2015. 1. 8　基監発0108第2号「長時間にわたる過重な労働等の労働条件に問題があると考えられる事業場に対するインターネットを活用した当面の取組について」★

2015. 1. 9　基発0109第2・3号「高気圧作業安全規則の一部を改正する省令の施行等について」☆

2015. 1. 13　基安安発0113第1～3号「公共工事における月別の死亡労働災害の発生状況等を踏まえた対応について（要請）」★

2015. 1. 20　基発0120第2号「労働保険料の徴収に関し会計検査院より指摘された事項について」★

2015. 1. 20　基徴収発0120第1号「労働保険料の徴収に関し会計検査院からの指摘に対する対応について」★

2015. 1. 20　基安発0120第1・2号「第12次労働災害防止計画の目標達成に向けた労働災害対策の推進について（協力要請）－『STOP！転倒災害プロジェクト2015』による転倒災害の防止－」★

2015. 1. 20　基安発0120第4号「『STOP！転倒災害プロジェクト2015』の実施について」★

2015. 1. 20　基安発0120第5号「転倒災害防止対策の推進について」★

2015. 1. 23　基発0123第3号「原子力発電所における労働災害防止対策の徹底について」★

2015. 1. 23　基発0123第7号「平成26年度中央労災補償業務監察実施結果について」★

2015. 1. 23　基発0123第8号「平成26年度中央労働保険適用徴収業務監察実施結果について」★

2015. 1. 26　基発0126第1号「平成26年度中央労働基準監察結果の概要について」★

2015. 1. 27　基発0127第2号「平成26年度全国労災補償課長会議の開催について」★

2015. 1. 27　基労発0127第2号「『膀胱がん、喉頭がん及び肺がんと放射線被ばくに関する医学的知見について』とこれに基づいた労災補償の考え方について」☆

2014年度 労働基準行政関係通達

2015. 2. 4　基安安発0204第1号「労働災害統計に係る起因物分類の解説について」★
2015. 2. 5　基安安発0205第1号「日本工業規格B8811 ラウンドスリング外1件の改正について（公示）」★
2015. 2. 6　補償課事務連絡「『脳・心臓疾患及び精神障害事案に係る処理経過簿』の入力の徹底について」★
2015. 2. 9　労災管理課事務連絡「平成26年度中央労災補償業務監察結果に基づくチェックリストの送付について」★
2015. 2. 13　基労発0213第2号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」☆
2015. 2. 16　基発0216第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」★
2015. 2. 17　基安労発0217第1号「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施業務を委託する医療機関に関する報告について」★
2015. 2. 17　基安労発0217第2号「労働衛生指導医及び粉じん対策指導委員の活動実績報告について」★
2015. 2. 18　基発0218第1号「『新たな監督指導手法の実施について』の一部改正について」★
2015. 2. 18　基監発0218第1号「『企業単位監督の実施に当たって留意すべき事項について』の一部改正について」★
2015. 2. 18　基安安発0218第1号「家内労働死傷病届について」★
2015. 2. 19　基安発0219第1号「安全衛生業務の推進について」★
2015. 2. 24　基発0224第1・2号「鉄鋼生産設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドラインの改正について」★
2015. 2. 25　補償課事務連絡「レセプト管理支援機器（レセプト管理システム）の更改について」★
2015. 2. 26　基安労発0226第3～5号「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の平成27年度以降の負担金について」★
2015. 2. 26　基安労発0226第6号「『職場の健康診断実施強化月間』の取組結果及び次年度以降の実施等について」★
2015. 2. 26　補償課事務連絡「労災診療費請求に係る変更データの労災診療被災労働者援護事業者への情報提供について」★
2015. 3. 2　基徴収発0302第1号「平成27年度における労働保険適用徴収業務の運営に当たっての留意事項等について」
2015. 3. 6　基監発0306第1号「『障害者である労働者の労働条件の確保・改善等に係る留意事項について』の一部改正について」★
2015. 3. 10　基発0310第1～3号「平成27年度全国安全週間の実施について」☆
2015. 3. 13　基安発0313第1～6号「交通労働災害防止対策の推進について」☆
2015. 3. 16　基安安発0316第1号「個別検定を受けていない小型圧力容器の取扱いについて」★
2015. 3. 18　基発0318第4号「労働基準法第14条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正について」☆
2015. 3. 18　補償課事務連絡「効果的な債権回収業務の実施に係る参考事例集の作成について」★
2015. 3. 19　基発0319第4号「『登録製造時等検査機関等に対する監査指導実施要綱』の一部改正について」★
2015. 3. 19　基安発0319第1号「『登録製造時等検査機関等に対する監査指導の実施にあたって留意すべき事項について』の一部改正について」★
2015. 3. 20　基発0320第2～4号「安全衛生優良企業公表制度の運営について」☆
2015. 3. 20　労災保険業務課事務連絡「労災保険給付における債権管理の適正な事務処理について」★
2015. 3. 24　基発0324第6号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について」★
2015. 3. 24　補償課事務連絡「がん診療連携拠点病院等への請求勧奨依頼の徹底について」★
2015. 3. 25　基発0325第5号「長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る特定の事案に対する指導等を実施する専従チームの設置について」★
2015. 3. 25　基監発025第1号「過重労働撲滅特別対策班に係る設置要綱について」★
2015. 3. 25　基発0325第10号「原子力損害の賠償に関する法律の一部改正に伴う原子力損害が生じた場合の労災保険の取扱いの見直しについて」☆
2015. 3. 25　基発0325第11号「農作業従事者の特別加入に係る指定農業機械の範囲の拡大に

ついて」☆

2015. 3. 26　基発0326第6号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」☆

2015. 3. 26　基発0326第7号「生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業及び就労訓練事業において就労する者に対する労働基準法の適用について」☆

2015. 3. 27　基発0327第1号「『安全管理士及び衛生管理士の選任について』の一部改正について」★

2015. 3. 27　基発0327第2号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理事務手引等の一部改訂について」★

2015. 3. 27　基発0327第27・28号「学習塾の講師に係る労働時間の適正な把握、賃金の適正な支払等について」★

2015. 3. 27　基発0327第号13「労働基準局報告例規の一部改正について」★

2015. 3. 27　基労補発0327第2号「『労災診療費等審査点検業務における疑義附箋添付件数等の報告について』の一部改正について」★

2015. 3. 27　補償課事務連絡「石綿関連疾患に係る労災認定等事業場に対する退職労働者等への周知依頼等について」★

2015. 3. 27　補償課事務連絡「平成27年度石綿確定診断等事業について」★

2015. 3. 30　基発0330第2号「労働基準行政情報システムに係る機械処理事務手引等の一部改訂について」★

2015. 3. 30　基発0330第3号「社会保険労務士法の一部を改正する法律等の施行について」☆

2015. 3. 30　基発0330第7号「年少者の除染等業務への就業禁止の徹底について」（環境省水・大気環境局長宛て）★

2015. 3. 30　基発0330第8号「年少者の除染等業務への就業禁止に係る労働基準関係法令の周知について」（文部科学省初等中等教育局長宛て）★

2015. 3. 30　基発0330第9号「除染等業務における年少者の就労禁止の徹底について」（関係事業者団体宛て）★

2015. 3. 30　基発0330第10号「年少者の除染等業務への就業禁止の徹底について」（都道府県労働局長宛て）★

2015. 3. 30　基安労発0330第1・2号「温泉関係施設における硫化水素中毒防止対策の徹底について」☆

2015. 3. 31　基発0331第6・7号「『労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム及び労災レセプト電算処理システム運用管理要領』の改定について」★

2015. 3. 31　基発0331第8号「徴収関係事務取扱手引2（滞納処分）の改訂について」★

2015. 3. 31　基発0331第9号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」☆

2015. 3. 31　基発0331第10号「労働安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示の適用について」☆

2015. 3. 31　基発0331第11号「労働基準行政情報システム事務処理手引（概要・共通編、監督関連編、安全衛生関連編）の改訂について」★

2015. 3. 31　基発0331第14号「労働基準法施行規則の一部改正について」☆

2015. 3. 31　基発0331第22号「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について」☆

2015. 3. 31　基発0331第号「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の規定に基づく介護料の支給について」☆

2015. 3. 31　基安安発0331第1・2号「伐出等機械の運転の業務、走行集材機械の運転の業務及び簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転の業務に係る特別教育を事業者に代わって安全衛生団体等が実施する場合に留意すべき事項について」★

2015. 3. 31　基徴収発0331第1号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に係る留意すべき事項について」☆

2015. 3. 31　補償課事務連絡「石綿に関する労災認定等情報及び統計処理ツールの改修について」★

2015. 3. 31　補償課事務連絡「平成26年度における石綿関連疾患に係る処理経過簿の入力及び『石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況』に係る統計情報の精査作業について」★

★ 開示請求により入手したもの
☆ 「行政サービス」として提供を受け入手したもの

全国安全センターの活動報告と方針案

今年は、2005年夏のクボタ・ショックから10年目にあたり、5月30日に開催された石綿対策全国連絡会議第27回総会は「クボタ・ショックから10年のアスベスト問題を考える」をテーマに掲げ、また、6月27-28日には「“クボタショック”から10年 アスベスト被害の救済と根絶をめざす尼崎集会」も開催されました。

クボタ・ショック翌年の全国安全センター第17回総会活動報告は、「関西をはじめとした各地域安全センターと全国安全センターはまさに最前線で事態を先導してきたと自負しています。そして私たちは、今回のアスベスト問題を、一時期の一つの課題に関する問題としてだけではなく、労働災害・職業病全般、さらには公害をも包含した産業災害に係る普遍的な問題ととらえ、予防と補償、国や企業の責任、運動のあり方などをとらえ返す試金石としていく必要性を痛感しています」と書きました。

「そのような問題意識を念頭に置きながら、この間私たちの果たしてきた役割の意義・成果を再確認」したのが、以下の諸点でした。

第一に、これまでの潜在的被害の掘り起こし及び患者・家族に対する支援の経験と実績をもって、殺到する相談や問い合わせに対応してきました。

第二に、患者と家族の会と連携、協力しながら、患者・家族の団結と組織化を促進してきました。

第三に、現場の事実に基づいて実態、課題と解決の方向性を積極的に提起してきました。

第四に、独自に、また、石綿対策全国連絡会議の中核メンバーのひとつとして、国民的キャンペーンの展開及び国会対策等においても重要な役割を果たしてきました。

第五に、尼崎クボタ周辺住民のアスベスト公害の因果関係の解明と企業責任の追求を並行してすすめ、公害としてのアスベスト被害に対処するモデルを示してきました。

第六に、当初から職業病と公害の同根性を強調して、双方の被害者、及び労働者と住民の連帯を訴え、促進してきました。

第七に、2004年世界アスベスト東京会議の成功を支えた草の根国際交流を発展させながら、地球規模でのアスベスト問題の解決に向けた国際的努力との連携を図ってきました。

2006年時点では、政府策定の石綿健康被害救済法案は無修正のまま採択されてしまい、私たちは「与党絶対多数のもとで絶対不変のものなのか、それとも変わり得るものなのかということが示すことが決定的に重要」と言ったわけですが、この点についても、2009年と2011年の二度にわたる石綿健康被害救済法の改正を通じて、異なる政権のもとであっても、在野からのイニシアティブによって国会を動かすことが可能であるという新たな経験と実績を示すこともできました。

こうした私たちの運動の経験、特徴あるいは長所といったものは、アスベスト問題だけに限定されずに様々な課題に生かされてきていると考えます。職業性胆管がん事件に対する取り組みがひとつの典型であり、いまもなお未知の新たな職業病が生じうるという事態にいかに対処するかという大きな課題に一石を投じました。これを一層根付かせ、深化・発展させていくことが基本的大方向です。

なかでも、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の重要性をあらためて強調したいと思います。職業病と公害の患者・家族が分断されずに団結し

た、アスベスト疾患で唯一の全国組織として、また、日本でもっとも長い歴史とひろがりをもつ石綿対策全国連絡会議等を通じて他の患者・家族や労働組合・市民団体等と連携・協力しているという構造も、他に類例をみない貴重な存在です。名実ともに全国組織として発展・強化していくことができれば、運動のパターンをさらに豊富化し、進化・発展させていくことができると確信します。

患者と家族の会は、2004年に横須賀、関東、関西の3支部で出発し、2008年までに、ひょうご、広島・山口、尼崎、北海道、奈良、四国、東海、岡山に支部ができて11支部体制になりました。2012年以降、旧松尾鉱山被害者の会（宮崎）の財産処分にともない、アスベスト被害者の掘り起こしのための基金を得られたことから、安全センターやアスベストセンターが協力して、空白地域での相談会開催と相談への継続対応に尽力してきました。その結果、2013年に南九州支部、2014年に北陸支部と東北支部、2015年も4月に神奈川支部、6月に泉南支部、7月に17番目の支部として山陰支部が設立されました。

松尾基金は2014年度で終了しましたが、今年度は有志団体（関西・兵庫・神奈川）が出資して資金を確保して掘り起こしを継続するとともに、カンパ等を患者と家族の会に還元するようにして、自立財源での組織強化を維持できる状況づくりをめざしています。

これまでも各地域センターは、患者・家族の掘り起こし、相談対応から、支部づくりとその運営のお手伝い等積極的に支援していますが、地域センターが存在しない地域も含めて協力・分担しあって全国くまなく対応できるようにするとともに、患者と家族の会の拡大・強化をこれまで以上に意識的・戦略的に支援していただくよう期待します。

昨年10月の結成10周年の集いの後、患者と家族の会の事務局長を務めてきたアスベストセンターの植草和則さんが家庭の事情により辞任。後任の事務局長として全国安全センター事務局次長である澤田慎一郎が候補にあがり、本人が承諾するとともに、全国安全センターとしてもこれを了承しました。今後、アスベストセンターの斎藤洋太郎さんとふたりで中心に患者と家族の会の事務局を支えることになります。患者と家族の会の全国組織としての機能の充実・強化を支援するという面でも、全国安全センター自体、また、各地域センター等との連携・調整を強化していきます。

事務局次長がこのような役割を引き受けることは、全国安全センターにとっても大きな影響がありますが、全国安全センターの活動や体制の今後のあり方もまた、この患者と家族の会重視の方針のなかで展望・検討していきたいと考えています。

1. アスベスト

当面の課題としては、泉南アスベスト国賠訴訟の成果を、類似事案に対する裁判手続を通じた和解事例を増やすことによって結実させるとともに、建設アスベスト訴訟をはじめとしたすべてのアスベスト訴訟の勝利をめざします。また、2015年度からはじまった住民石綿曝露者健康管理に係る試行調査を監視・検討して、国・環境省の責任逃れを許さずによりよい事業化の実現をめざすとともに、石綿健康被害救済法の（前回2011年法改正から5年の）2016年見直しを迫ります。

長期的には、すべてのアスベスト被害者・家族に対する公正・公平な補償、アスベストのない社会/環境の実現に向けた戦略・体制の確立（アスベスト対策基本法の制定）の実現をめざします。アスベストのない社会/環境を実現する目標時期を設定して戦略的に行動する国家計画というコンセプトを浸透させることが鍵となると思われます。これは、既存アスベスト対策の根幹であるとともに、アスベスト関連疾患を根絶するために禁止導入に続いて必要とされるステップと位置付けることが重要です。

2. 胆管がん

胆管がん労災請求に対する処理は継続されていますが、最近は業務上と認定される件数は減り、印刷事業場以外での認定事例もまだありません。

胆管がん事件を契機とした、リスクアセスメントの実施とその結果に基づく措置を講ずる事業者の義務を強化する労働安全衛生法改正は2016年6月ま

でに施行される予定ですが、このフォローアップとともに、引き続き未知の新たな職業病の可能性に対処するさらなる対応を迫っていきます。

最近、韓国でサムスン半導体職業病事件の高裁勝訴判決確定から解決に向けた当事者交渉が開始され、また、台湾で史上最悪の産業災害と言われるRCA事件で10年に及ぶ裁判闘争で勝訴判決が下され、アジアで初めてと言ってよいほど化学物質による職業病が注目されています。また、世界的に職業がん・環境がん問題も大きく取り上げられそうです。こうした内外の動向を最大限活用していくことも求められています。

3. ハラスメント等

過労死等防止対策推進法が昨年11月1日に施行され、近く過労死等防止対策大綱が策定されます。同法制定に至る過程で全国過労死を考える家族の会の果たした役割は、アスベスト問題における患者と家族の会を彷彿とさせます。大綱の作成・変更にあたって意見を聴くものとされた過労死等防止対策協議会に同会から当事者代表委員が加わっていることは何といっても画期的なことであり、また、労使代表、専門家委員を含めた構成のなかで大綱とりまとめを実現した経過にも学ぶべき経験があります。過労死等防止学会も設立され、地域レベルでの取り組みも含めた今後が重要です。

ストレスチェック制度を導入する労働安全衛生法改正の12月1日施行に向けて、政省令、指針、Q&A、実施マニュアル等が出そろいました。全国安全センターは、この悪影響をいかに防ぎ、職場改善につなげていくか、提起を続けてきました。施行後、現場で何が起こるか注視しながら、今後の展開につなげていきたいと考えています。

今年に入って、パワーハラスメント対策導入の策定、男女雇用機会均等月間におけるマタニティハラスメント相談の実施、と続いています。ハラスメント対策をもう一歩進めるべきところにきています。

全国安全センター内部ではメンタルヘルスハラスメント対策局を設置し、7また、いじめメンタルヘルス労働者支援センター等とともに、隔月程度の頻度で集まりをもちながら、取り組みを進めています。

4. 原発被ばく労働

関係団体と協力して開催している被ばく労働問題に関する省庁交渉は、7月7日で14回目と回を重ねており、引き続き継続していきます。

緊喫の最低課題は、緊急作業時被ばく線量限度引き上げの問題ですが、東電福島第一原発における労働災害多発、偽装派遣・違法派遣・労働法令違反、被ばく労働者の長期的な健康管理と遅発性疾病が発症した場合の補償、除染をめぐる諸問題など、課題は多岐にわたっています。

全国安全センター内部では原子力関連労働者支援局を設置し、関心をもつ他団体と地域センターが協力して被ばく労働問題を考えるネットワークを設立していますが、2月には福島県いわき市でフクシマ原発労働者相談センター（収束・廃炉・除染）が設立され、地元での取り組みが強化されることが期待されています。

5. 厚生労働省交渉

恒例の全国安全センターの厚生労働省交渉は、2015年3月25日に実施しました。

労災保険との「隙間」をなくすためだったはずの健康保険法改正の後、現場で労災申請期間中の健康保険傷病手当金の支給や労災症状固定後の健康保険からの療養給付に困難が出ていることが、一昨年来、問題になっています。とりわけ、今回の保険局保険課の対応は、現場の実情をまったく理解していない、問題を振り出しに戻すようなものでした。なんとか事態の改善を実現したいと切望しています。

6. 今後の法改正等

労働者派遣法改正案と、それに続いて「新しい労働時間制度の創設」としてホワイトカラー・エグゼンプションを導入する労働基準法改正案について、後者は延長された国会で成立は断念したもの

の審議入りし、前者についてはいまだどうなるのか予断を許しません。

私たちは、それらが働く者の安全と健康に及ぼす大きな悪影響を指摘して、法改悪には反対しています。

また、国際標準化機構（ISO）におけるOSH-MS規格策定の動き等も注視していきます。

7. 国際連帯

「“クボタショック”から10年 アスベスト被害の救済と根絶をめざす尼崎集会」には、イタリア、ベルギー、韓国から代表が参加しました。私たちの国際連帯も積み重ねられ、大きくひろがっています。

全国安全センターとしては、労災・公害被害者の権利のためのアジア・ネットワーク（ANROEV）及びアジア・アスベスト禁止ネットワーク（A-BAN）を中心に、国際連帯に取り組んでいますが、各々も欧州やアメリカの労働安全衛生ネットワーク及びアスベスト問題に取り組む諸団体・個人のネットワークとの連携を発展させているところです。

8. 組織・財政

『安全センター情報』の定期継続発刊、質の維持・向上を柱としながら、ホームページ・ブログの更新・改善、各地域センターの活性化や協力連携、各プロジェクトの増進等、また、全国安全センターとしても各地での患者・家族の掘り起こし等に貢献できるよう努力しています。

一方で、財政的裏付けは引き続き確保できている状況とはいえず、短期的には寄付金への依存はやむを得ないものの、可能な限り早期に会費の増加等による財政の確立に努めていきます。

全国安全センターだけでなく、課題別－アスベスト（石綿対策全国連）、いじめ・メンタルヘルス、原発被ばく労働でも、メーリングリストが運営されており、登録ご希望の方はぜひご連絡ください。

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、各地の地域安全（労災職業病センター）を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全・健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場にたった調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽にご相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル：0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウエブサイト：http://www.joshrc.org/～open/」では、ここでしか見られない情報を満載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

安全センター情報

● 購読会費（年間購読料）：10,000円（年度単位（4月から翌年3月）、複数部数割引あり）
● 読者になっていただけそうな個人・団体をご紹介下さい。見本誌をお届けします。
○ 中央労働金庫亀戸支店「（普）7535803」
郵便払込口座「00150-9-545940」
名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
PHONE（03）3636-3882 FAX（03）3636-3881

2014年度収支決算案

2014年4月1日から2015年3月31日まで

1）収入の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
地域C会費	1,614,000	1,369,000	245,000	1,800,000	▲ 186,000
賛助会費	5,220,000	3,864,000	1,356,000	5,700,000	▲ 480,000
購読会費	452,200	477,200	▲ 25,000	500,000	▲ 47,800
寄付金収入	7,210,000	5,520,000	1,690,000	5,600,000	1,610,000
資料頒布費	16,100	1,600	14,500	100,000	▲ 83,900
雑収入	1,087,672	480,290	607,382	500,000	587,672
前期繰越金	3,551,219	4,558,788	▲ 1,007,569	3,551,219	0
合計	19,151,191	16,270,878	2,880,313	17,751,219	1,399,972

2）支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
人件費	8,018,094	7,488,902	529,192	9,400,000	▲ 1,381,906
活動費	1,992,926	1,917,461	75,465	2,000,000	▲ 7,074
印刷費	2,560,417	2,291,708	268,709	2,300,000	260,417
通信運搬費	632,324	588,786	43,538	600,000	32,324
什器備品費	231,248	70,590	160,658	80,000	151,248
図書資料費	15,230	22,134	▲ 6,904	30,000	▲ 14,770
消耗品費	42,010	65,218	▲ 23,208	80,000	▲ 37,990
会議費	680,280	217,000	463,280	200,000	480,280
頒布資料費	0	0	0	0	0
雑費	160,250	57,860	102,390	60,000	100,250
予備費	0	0	0	3,001,219	▲ 3,001,219
小計	14,332,779	12,719,659	1,613,120	17,751,219	▲ 3,418,440
次期繰越金	4,818,412	3,551,219	1,267,193		
合計	19,151,191	16,270,878	2,880,313		

貸借対照表（2015年3月31日）

1）資産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
現金	1,038		201,300	
預金				
普通預金（中央労働金庫）	3,091,960		3,173,314	
普通預金（みずほ銀行）	129,078		109,855	
普通預金（三井住友銀行）	303,956			
郵便振替	1,292,380		66,750	
資産合計		4,818,412		3,551,219

2）負債及び正味財産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
借入金	0		0	
未払金	0		0	
負債合計		0		0
次期繰越金	4,818,412		3,551,219	
正味財産合計		4,818,412		3,551,219
負債及び正味財産合計		4,818,412		3,551,219

［75頁から続く］
神奈川●A&AMのアスベスト被害 ……95
アスベスト被害にようやく補償
山口●地労委命令と損害賠償裁判経て ……96
サムスン半導体の健康被害
韓国●労災認定も労災裁判も持続 ……97

2015年 3月号（通巻424号）
2015年2月15日発行　66頁　800円

■特集/アジアにおけるアスベスト禁止 2014
香港に続きネパールが禁止導入
マレーシア今年提案・決定か
タイ・ベトナム等もせめぎあいながら進展続く
全国安全センター・古谷杉郎…2
労働における災害及び健康障害の費用の推計
欧州リスク観測所のレポート ……29
安全衛生に関する優良企業
評価・公表制度検討会報告書
厚生労働省は6月から制度開始の予定 ……38
STOP！転倒災害プロジェクト2015実施要綱 ……49
【ルポ「1カ月」～ニュースにならなかった日々～⑮】柚岡明彦
原発災害⑥ 土との絆、断ち切られた ……51
【各地の便り/世界から】
緊急作業従事者は「志願者」?!
原子力規制委●進む緊急作業時制限の議論 ……55
「腸管嚢腫様気腫症」労災認定
兵庫●トリクロロエチレンによる全国2例目 ……57
韓国ではすい臓がん2例の認定
韓国●トリクロロエチレンによる職業がん ……60
外国人技能実習生の安全対策
関西●受け入れ拡大論議のなかで ……60
住民の中皮腫被害3人目確認
大阪●堺市石綿麻袋再生工場近隣曝露 ……63
妊娠中胎児の健康損傷は労災
韓国●看護士の子どもの先天性心臓疾患 ……65

2015年度収支予算案

2014年4月1日から2015年3月31日まで

1）収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域C会費	1,800,000	1,614,000	186,000	1,800,000	0
賛助会費	5,700,000	5,220,000	480,000	5,700,000	0
購読会費	500,000	452,200	47,800	500,000	0
寄付金収入	5,600,000	7,210,000	▲ 1,610,000	5,600,000	0
資料頒布費	100,000	16,100	83,900	100,000	0
雑収入	500,000	1,087,672	▲ 587,672	500,000	0
前期繰越金	4,818,412	3,551,219	1,267,193	3,551,219	1,267,193
合計	19,018,412	19,151,191	▲ 132,779	17,751,219	1,267,193

2）支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	9,400,000	8,018,094	1,381,906	9,400,000	0
活動費	2,000,000	1,992,926	7,074	2,000,000	0
印刷費	2,300,000	2,560,417	▲ 260,417	2,300,000	0
通信運搬費	600,000	632,324	▲ 32,324	600,000	0
什器備品費	80,000	231,248	▲ 151,248	80,000	0
図書資料費	30,000	15,230	14,770	30,000	0
消耗品費	80,000	42,010	37,990	80,000	0
会議費	200,000	680,280	▲ 480,280	200,000	0
頒布資料費	0	0	0	0	0
雑費	60,000	160,250	▲ 100,250	60,000	0
予備費	4,268,412	0	4,268,412	3,001,219	1,267,193
合計	19,018,412	14,332,779	4,685,633	17,751,219	1,267,193

2015年度役員体制案

議　　長	平野　敏夫	（NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師）
副 議 長	浜田　嘉彦	（財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事）
	西畠　　正	（三多摩労働安全衛生センター議長、弁護士）
	中地　重晴	（熊本学園大学教授、関西労働者安全センター事務局次長）
運営委員	川本　浩之	（社団法人神奈川労災職業病センター専務理事）
	白石　昭夫	（NPO法人愛媛労働安全衛生センター事務局長）
	飯田　　浩	（尼崎労働者安全衛生センター事務局長）
	西山　和宏	（ひょうご労働安全衛生センター事務局長）
事務局長	古谷　杉郎	（専従）
事務局次長	澤田　慎一郎	（専従）
	西野　方庸	（関西労働者安全センター事務局長）
	飯田　勝泰	（NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長）
会計監査	榊原　悟志	（情報公開推進局）
	片岡　明彦	（関西労働者安全センター事務局次長）
顧　　問	五島　正規	（元衆議院議員）
	天明　佳臣	（社団法人神奈川労災職業病センター所長、医師）

全国安全センターウエブサイト
http://joshrc.info/

全国安全センター・ブログ
http://ameblo.jp/joshrc/

安全センター情報目次
2014年度

特集目次

■1990年度特集目次
6･7月号　全国安全センター結成総会/脳･心臓疾患
8月号　精神障害・自殺の労災認定/振動病
9月号　夜勤・交代制労働
10月号　アスベストによる健康被害
11月号　出稼ぎ過労死は業務上災害
12月号　改正労災保険法施行通達
1月号　なくせじん肺全国キャラバン/アスベスト規制法/外国人労働者をめぐる諸問題
2月号　対談：将来を見据えた労災保険・労働行政のあり方を提起しよう
増刊号　じん肺合併肺がん問題資料集
3月号　外国人労働者の労災白書
増刊号　脳･心臓疾患の労災認定問題資料集
■1991年度特集目次
4月号　労働相談活動の中の労災問題
5月号　労働時間をめぐる問題
6月号　アスベスト規制法制定をめざす
7･8月号　全国安全センター第2回総会/改正労災保険法第3次分施行
9月号　参加型安全衛生活動の考え方･進め方
10月号　過労死労災闘争の相次ぐ勝利
11月号　派遣労働をめぐるトラブル
12月号　じん肺裁判判決
1月号　ILOマニュアルの活用
2月号　アジアの職業病･公害病を考える
3月号　腰痛予防ベルト/虚偽報告･労災隠し
■1992年度特集目次
4月号　労災補償制度の改革
5月号　外国人労働者の労災白書 92年版
6月号　労災補償制度の改革 2
7月号　アスベスト110番･規制法
8月号　追悼･佐野辰雄先生
9月号　快適職場形成促進事業
10月号　職場の化学物質対策
11･12月号　総特集:職場改善トレーニング
1月号　建設業の労災防止対策
2月号　「産業被害と人権」国際民衆法廷
3月号　エイズを知る
■1993年度特集目次
4月号　産業医のあり方を考える
5月号　労働安全衛生法と労働者の権利
6月号　外国人労働者の労働災害93
増刊号　化学物質危険有害性表示制度
7月号　第13回世界労働安全衛生会議
付録　全国安全センター第4回総会議案
8月号　外国人労働者の雇用・労働条件指針
9月号　原発労災/騒音障害防止ガイドライン
10月号　行政監察結果に基づく勧告
11･12月号　職場改善の国際経験/企業のアルコール･ドラッグ対策
1月号　第1回日韓共同セミナー
2月号　レーヨン工場の二硫化炭素中毒
3月号　農業労働災害/アスベスト
■1994年度特集目次
4月号　感染症の労災認定
5月号　週40時間労働制の実施へ
6月号　長崎じん肺最高裁判決
7月号　参加型講座モデル・プログラム
7月増刊号　全国安全センター第5回総会議案
8月号　ヘルス･プロモーション
9月号　慢性期振動病の実像に迫る
10月号　職場が変わるか①PL法
11月号　職場が変わるか②ISO9000
12月号　職場が変わるか③環境管理･監査システム
増刊号　職場における腰痛予防対策指針
1･2月号　災害補償の官民格差
3月号　阪神大震災

■1995年度特集目次
4月号　脳・心臓疾患認定基準
5月号　鍼灸治療制限撤廃へ
6月号　アスベストをめぐる国際状況
7月号　産業保健のあり方
7月増刊号　全国安全センター第6回総会議案
8月増刊号　韓国の過労死
8･9月号　総特集:第2回日韓共同セミナー
10月号　行政手続法と労働基準行政
11月号　改正労災保険法
12月号　頸肩腕症候群予防対策
1･2月号　アジアの産業災害
3月号　小規模事業場の産業保健

■1996年度特集目次
4月号　国際規格化と労働安全衛生
5月号　介護補償給付の創設
6月号　行政機関との交渉報告
7月号　指曲がり症の不服審査
8月号　「労働者」の判断基準
9月号　全国安全センター第7回総会議案
10月号　外国人労災損害賠償裁判判決
11月号　改正労働安全衛生法
12月号　国際規格化と労働安全衛生 2
1･2月号　VDT労働ホットライン/電磁波
増刊号　改正労働安全衛生法ハンドブック
3月号　時効問題/上肢障害認定基準の改正

■1997年度特集目次
4月号　改正健康保持増進指針
5月号　じん肺をめぐる課題
6月号　化学物質管理の新たな動向
7月号　石綿じん肺訴訟/過労死審査会裁決
8月号　ダイオキシンとホルモン様物質
9月号　労基法施行50周年と労働行政
10月号　労働安全衛生をめぐる状況 1996→1997
11月号　人間工学からみた交通事故対策
12月号　職場のストレス対策
1･2月号　アジア･ヨーロッパ情報
3月号　第9次労働災害防止計画

■1998年度特集目次
4月号　全国安全センターの労働省交渉
5月号　過労自殺の労災認定
6月号　POSITIVEセミナー
7月号　労働安全衛生をめぐる状況 1997→1998
8月号　船舶解撤作業の安全・健康対策
9月号　第7回田尻賞表彰式
10月号　働く女性の健康が危ない
11月号　21世紀をめざす参加型安全衛生活動
12月号　アスベスト禁止に向かうヨーロッパ
1･2月号　粉じんの発がん性―木材･シリカ
3月号　中央労働基準審議会の建議

■1999年度特集目次
4月号　全国安全センターの労働省交渉
5月号　焼却場労働者のダイオキシン曝露
6月号　働く女性の健康と権利
7月号　労働安全衛生をめぐる状況 1998→1999
8月号　労働安全衛生マネジメントシステム
9月号　2000年問題と職場の安全･健康
10月号　被災者のための医療機関―アジア
増刊号　働く女性の健康と権利緊急討論集会報告
11月号　精神障害･自殺の労災（公災）認定基準
12月号　ヨーロッパ労災職業病会議
1･2月号　筋骨格系疾患と人間工学基準
3月号　労災保険審議会の建議

■2000年度特集目次
4月号　介護労働と健康/アジア・ネットワーク
5月号　全国安全センターの労働省交渉
6月号　労災補償制度改革への提言
7月号　職場のストレス対策
8月号　労働安全衛生をめぐる状況 1999→2000
9月号　労働安全衛生の国際潮流
10月号　第9回田尻賞表彰式/じん肺肺がん問題の新たな展開
11月号　腰痛公務災害認定で最高裁判決
12月号　世界アスベスト会議
1･2月号　労災時効裁判横浜地裁判決/欧米の筋骨格系障害対策
3月号　21世紀の労働衛生研究戦略

■2001年度特集目次
4月号　なくせ「労災隠し」
5月号　労働基準行政と情報公開
6月号　厚生労働省交渉/改正労災保険法
7月号　「指曲がり症」判決と労災認定
8月号　機械の包括的な安全基準
9月号　労働安全衛生をめぐる状況 2000→2001
10月号　じん肺と肺がんに関するシンポジウム
11月号　安全衛生委員会活性化の提言
12月号　ILOのOSH-MSガイドライン
1･2月号　職業病の労災補償
3月号　情報公開法の活用

■2002年度特集目次
4月号　脳･心認定基準専門検討会資料を読む
5月号　情報公開法の活用（続）/VDT作業ガイドライン
6月号　「労災隠し」と労災職業病の記録･届出

安全センター情報目次

7月号　アスベスト被害の将来予測
8月号　アジア・ネットワーク
9月号　労働安全衛生をめぐる状況 2001→2002
10月号　全国安全センターの厚生労働省交渉
11月号　参加型安全衛生活動の到達点と課題
12月号　労災職業病ホットライン/第11回田尻賞
1･2月号　アメリカの労働安全衛生運動
3月号　アスベスト禁止への軌跡 2002年

■2003年度特集目次
4月号　改正じん肺法施行規則等の施行
5月号　指曲がり症認定闘争の成果と展望
6月号　第10次労働災害防止計画とILO報告
7月号　ストレス対策の最新動向
8月号　労働安全衛生をめぐる状況 2002→2003
9月号　全国安全センターの厚生労働省交渉
10月号　PRTR情報とその活用
11月号　労災保険の民営化論議
12月号　「原則禁止」導入後のアスベスト問題
1･2月号　三池炭じん爆発40周年/はつり労働者の健康問題
3月号　EAP/MAPのエッセンス

■2004年度特集目次
4月号　労働安全衛生法の見直しに向けて
5月号　多発性骨髄腫初の労災認定
6月号　GAC2004プレイベント
7月号　労働安全衛生をめぐる状況 2003→2004
8･9月号　全国安全センターの厚生労働省交渉
10月号　労災職業病相談マニュアル草稿
11月号　職場のメンタルヘルス対策
12月号　台湾過労死会議/新局面迎えた石綿対策
1･2月号　時短・安衛・労災法改正の建議
3月号　GAC2004：世界アスベスト会議

■2005年度特集目次
4月号　労災保険率
5月号　労働安全衛生の枠組み
6月号　ワーカーズ・メモリアルデー
7月号　ストレス対策の新アプローチ
8月号　労働安全衛生をめぐる状況 2004→2005
9･10月号　弾けた時限爆弾:アスベスト
11月号　アスベスト対策基本法
12月号　韓国の炭鉱地帯・中国の労働NGO
1･2月号　メンタルヘルス/アスベスト新法批判
3月号　石綿健康被害救済新法成立

■2006年度特集目次
4月号　石綿健康被害補償・救済の手引き
5月号　改正労働安全衛生法読本
6月号　尼崎クボタ･アスベスト公害の新局面
7月号　労働契約・労働時間法制の見直し
8月号　労働安全衛生をめぐる状況 2005→2006
9･10月号　全国安全センターの厚生労働省交渉
11月号　労働時間規制の撤廃反対!
12月号　日本版エグゼンプション反対
1･2月号　日本版エグゼンプション/日本の教訓をアジア･世界に発信
3月号　日本版エグゼンプション法案見送り

■2007年度特集目次
4月号　労働関連筋骨格系障害の「流行」
5月号　石綿健康被害救済法一周年
6月号　ワーカーズ･メモリアルデー
7月号　脳心･精神障害労災認定/“労働ビッグバン”
8月号　労働安全衛生をめぐる状況 2006→2007
9月号　クボタ・ショック2周年尼崎集会
10月号　リスクマネジメントの原則
11月号　全国安全センターの厚生労働省交渉
12月号　AMRC30周年･ANROAV会議
1･2月号　アスベスト被害と情報公開
3月号　横浜･国際アスベスト会議

■2008年度特集目次
4月号　第11次労働災害防止計画
5月号　労災不服審査制度/石綿救済法2周年
6月号　労働時間等見直しガイドライン/労災隠し/石綿健康被害救済法
7月号　職場の暴力・ハラスメント
8月号　労働安全衛生をめぐる状況 2007→2008
9月号　石綿健康被害救済法改正
10月号　全国安全センターの厚生労働省交渉
11月号　BANKO発足とAAC2009
12月号　「名ばかり管理職」通達迷走
1･2月号　過労死･過労自殺が問いかけるもの
3月号　ナノ物質安全管理の現状と問題点

■2009年度特集目次
4月号　欧州におけるストレス対策/派遣労働者
5月号　心理的負荷による精神障害等
6月号　石綿健康被害救済法3周年行動
7月号　AAC2009とA-BANの発足
8月号　労働安全衛生をめぐる状況 2008→2009
9月号　被害者補償･救済制度の比較
10月号　総選挙後の課題/欧州における職業病
11月号　ANROAV･A-BANカンボジア会議
12月号　全国安全センターの厚生労働省交渉
1･2月号　石綿健康被害補償･救済状況の検証と課題
3月号　厚生労働省との再交渉

■2010年度特集目次
4月号　韓国で石綿被害救済法が成立

5月号　中国・寧波の畳じん肺
6月号　環境・職業がんの疾病負荷
7月号　泉南アスベスト国賠訴訟大阪地裁判決
8月号　労働安全衛生をめぐる状況 2009→2010
9月号　石綿救済法指定疾病の追加等
10月号　ILO職業病リストの改訂
11月号　石綿健康被害補償・救済状況の検証
12月号　職場におけるメンタルヘルス対策
1・2月号　アスベスト国際連帯2010
3月号　アジアのアスベスト禁止最新情報

■2011年度特集目次

4月号　全国安全センターの厚生労働省交渉
5月号　東日本大震災/追悼・井上浩先生
6月号　アスベスト禁止に向かうアジア
7月号　福島原発事故放射線被ばく労働
8月号　職場のいじめ・メンタルヘルスを考える
9月号　労働安全衛生をめぐる状況 2010→2011
10月号　石綿健康被害救済法の見直し
11月号　泉南アスベスト国賠訴訟大阪高裁判決
12月号　福島原発事故放射線被ばく労働 2
1・2月号　心理的負荷による精神障害認定基準
3月号　アジア・世界のアスベスト禁止

■2012年度特集目次

4月号　労働における暴力
5月号　石綿疾病労災認定基準の見直し
6月号　職場のパワーハラスメント
7月号　全国安全センターの厚生労働省交渉
8月号　欧州ハラスメント・暴力協定の実行
9月号　労働安全衛生をめぐる状況 2011→2012
10月号　印刷会社の胆管がん多発事件
11月号　いじめ・パワハラ対策
12月号　既存石綿対策の現状と課題
1・2月号　石綿健康被害補償・救済状況の検証
3月号　3.11から2年の被ばく労働問題

■2013年度特集目次

4月号　胆管がん事件はどうして起こったか
5月号　第12次労働災害防止計画
6月号　全国安全センターの厚生労働省交渉
7月号　職業がんのリスト掲載と補償
8月号　腰痛予防対策指針の改訂
9月号　労働安全衛生をめぐる状況 2012→2013
10月号　脳・心臓疾患、精神障害の労災補償
11月号　惨事ストレス対策
12月号　韓国の労働安全衛生運動25年と日韓交流
1・2月号　職業性胆管がん事件
3月号　アジアにおけるアスベスト禁止 2013

■2014年度特集目次

4月号　労働安全衛生法令の改正提案
5月号　原発被ばく労働問題をめぐる状況
6月号　学校アスベスト
7月号　全国安全センターの厚生労働省交渉
8月号　脳心・精神障害の労災補償/過労死防止法
9月号　労働安全衛生をめぐる状況 2013→2014
10月号　せき髄損傷の労災補償
11月号　石綿疾患患者と家族の会10周年
12月号　職業性胆管がん事件/泉南アスベスト国賠訴訟最高裁判決
1・2月号　過労死等防止対策推進法施行
3月号　アジアにおけるアスベスト禁止 2014

2014年 4月号（通巻414号）
2014年3月15日発行　66頁　800円

■特集/労働安全衛生法令の改正問題

ストレスチェック専門家も懸念
派遣法改正も安全衛生に影響
産業衛生学会は「将来のあり方」を提言 ……2
労働安全衛生法令の改正提案関係資料 ……7
精神障害労災認定低迷県
5労働局に対して要請行動
三重は2年連続で支給決定件数ゼロ ……20
CS被害者が認定改善要求
厚生労働省：個別症例検討会はすでに「廃止」
神奈川労災職業病センター・西田隆重…29
欧州の職業病システム ② ……35
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
石綿関連疾患管理・根絶ヘルシンキ宣言 ……52
【ルポ「1カ月」～ニュースにならなかった日々～⑧】柚岡明彦
いわき市平薄磯③ ……55
【各地の便り/世界から】
「超硬合金肺」被害で損害賠償
大阪●府下の超硬合金工具製造会社 ……58
マグロ漁船の外国人技能実習生
宮崎●日本治療期間分休業補償支給 ……59
中国出身のYさんの損害賠償
神奈川●ユニオン加入し団体交渉で合意 ……60
過酸化水素水による喘息等の症状
東京●食品工場のヨーグルト滅菌工程で……61
北陸対象ホットライン・相談会
福井●患者と家族の会北陸支部立ち上げへ ……62
「自然由来のアスベスト調査」
北海道●音威子府トンネル工事現地訪問 ……64
サムスン職業病問題の進展

韓国●認定・判決から話し合い開始へ……64

2014年 5月号（通巻415号）
2014年4月15日発行　62頁　800円

■特集/原発被ばく労働問題
福島第一原発の被ばく労働問題
をめぐる状況と省庁交渉の課題
原子力関連の放射線障害労災認定16件
東京労働安全衛生センター・飯田勝泰…2
ストレスチェック一部努力義務
行政不服審査法関連の改正も
労働安全衛生法改正案国会提出 ……13
2014年度労災補償業務運営上の留意事項通達 …20
欧州の職業病システム ③……30
【ルポ「1カ月」～ニュースにならなかった日々～⑨】柚岡明彦
いわき市平薄磯 ④ ……49
【各地の便り/世界から】
親子の石綿肺不認定取り消し
大阪●公害審査会審査のあり方見直し要求 ……53
最高裁裁判官5人が全員一致
兵庫●三井倉庫事件、完全勝利判決 ……57
日通石綿裁判、控訴審も勝訴
兵庫●提訴5年目、日通上告せず確定 ……58
「過活動膀胱」症状固定取り消し
神奈川●腰椎椎間板ヘルニア術後合併症 ……59
過重労働・パワハラでうつ病
神奈川●記録が動かぬ証拠で労災認定 ……61
過労死・乳がん・白血病
韓国●最近の労働関連ニュースから ……61

2014年 6月号（通巻416号）
2014年5月15日発行　72頁　800円

■総特集/学校アスベスト
地公災基金大阪府・北海道支部審査会
相次ぎ中皮腫公務外取り消し裁決
教員のアスベスト被害 ようやく「公認」に道
関西労働者安全センター・片岡明彦…2
教師等石綿被害の補償・救済状況データ ……10
教師石綿被害認めた基金審査会裁決結論部分 …12
名取雄司：教師の中皮腫業務起因性意見書 ……17
外山尚紀：石綿付金網による曝露実験結果 ……23
日本の学校における吹付石綿等実態調査結果 …28
イギリス：学校アスベストをめぐる最新展開
学校アスベストグループによる最新情報と提案 ……31
教育省の方針レビュー：学校アスベスト対策 ……46
子供の相対的脆弱性に関する見解 ……56
【ルポ「1カ月」～ニュースにならなかった日々～⑩】柚岡明彦
原発災害① ……61
【各地の便り/世界から】
震災とアスベストを考えるシンポジウム
兵庫●阪神・淡路から東北へのメッセージ ……65
被災地でも健康リスク調査
兵庫●神戸・芦屋・西宮市に参加を要請 ……66
震災と心のケアを考えるシンポジウム
兵庫●阪神淡路大震災20年企画第2弾 ……68
アスベスト対策を考える集い
宮城●仙台で3年間の取り組みを報告……69
教員石綿裁判等考える集会
愛知●健康被害ホットラインも開催 ……70
「労災・アスベスト110番」開設
広島●NHK取材で18件の相談 ……71

2014年 7月号（通巻417号）
2014年6月15日発行　66頁　800円

■特集/全国安全センターの厚生労働省交渉
「谷間」なくすはずの健康保険法改正が
被災者の生活脅かす矛盾是正を
安衛法・行政不服審査法改正審議にも注目 …2
要望書及び厚生労働省交渉の記録 ……10
通達：今後の労働衛生対策推進の基本方針 ……39
健保法改正（健保と労災の狭間）関係事務連絡 …42
石綿健診事業化に向けモデル事業
健康リスク調査：期待値の16倍の中皮腫発見……45
健康リスク調査の主な結果及び今後の対応 ……46
フィージビリティ調査に向けたアンケート調査……53
【ルポ「1カ月」～ニュースにならなかった日々～⑪】柚岡明彦
原発災害②「遺体が捜せない」 ……55
【各地の便り/世界から】
差し戻し審も全面勝訴、確定
大阪●近鉄高架下文具店長中皮腫事件 ……59
胆管がん60歳以上で初の認定
兵庫●オフセット印刷作業でDCM曝露 ……60
経理女子職員のうつ病が業務上
東京●過重業務と管理職の責任放棄……62
フィリピン人労働者の腰痛・ケイワン
東京●老健施設の入浴介助作業で発症 ……63
港湾検数員にも健康管理手帳
大阪●審査請求手続を経てようやく交付……64
石綿健康管理手帳の集団申請
鳥取●建築連合会の取り組みに協力 ……65
労組が労災審査制度の改善要求

韓国●「被災労働者の異議権侵害」と批判 ……66

2014年 8月号（通巻418号）
2014年7月15日発行　68頁　800円

■特集/脳・心臓疾患、精神障害の労災補償
精神請求件数は過去最多
しかし認定件数はともに減少
過労死等防止対策推進法成立・公布 ……2
過労死等防止対策推進法・関係団体声明等……17
対策指針の改訂・普及に関する検討会報告書……33
オリンピックのために使っては
ならない外国人技能実習制度
外国人技能実習制度と建設分野の緊急措置
東京労働安全衛生センター・飯田勝泰…24
通達：安衛法改正・震災関連特殊公務災害認定…30
東電福島第一原発緊急作業従事者に対する
疫学的研究のあり方専門家検討会報告書 ……37
効果的な労働監督に関する欧州議会の決議 ……47
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
国際建設林業労連（BWI）のウィーン宣言 ……52
欧州をアスベスト関連疾患のない地域に ……53
【ルポ「1カ月」～ニュースにならなかった日々～⑫】柚岡明彦
原発災害③「家族が捜せない」 ……55
【各地の便り/世界から】
インドネシア人労働者の通勤災害
岡山●「研修」は偽装、実は工場労働 ……59
同じ作業・病気で兄弟別の結論
兵庫・岡山●石綿肺がん訴訟判決と提訴 ……60
傷病名が異なるからと不支給
神奈川●石綿肺がん不支給部分も逆転認定……62
相次ぐ中皮腫の不支給事案
大阪●審査請求で会社の労災隠し覆す ……64
釜石の建設じん肺に労災認定
岩手●タイル一筋50年の職人 ……66
サムスン電子被害認めて謝罪
韓国●被害者団体との交渉開始……67

2014年 9月号（通巻419号）
2014年8月15日発行　78頁　800円

■特集/日本の労働安全衛生
労働安全衛生をめぐる状況 2013年→2014年
1. 労働災害・職業病の統計データ……2
2. 労働災害・職業病の発生状況 ……7
3. 労働安全衛生対策 ……11
4. 化学物質・アスベスト対策……14
5. 原子力災害関係 ……17
6. 労災補償対策 ……17
統計資料 ……18
2013年度労働基準行政関係通達 ……51
■全国安全センター第25回総会議案
第1号議案：活動報告と方針案 ……63
第2号議案：2013年度収支決算案 ……66
第3号議案：2014年度収支予算案 ……68
第4号議案：2014年度役員体制案 ……69
安全センター情報2013年度目次 ……70
全国安全センター規約・規定 ……77

2014年 10月号（通巻420号）
2014年9月15日発行　66頁　800円

■特集/せき髄損傷の労災補償
受給者総数は増加するも
傷病年金受給者の割合低下
再発・遺族補償認定等にも問題あり
全国安全センター・古谷杉郎…2
緊急作業時の法整備と組織態勢
原子力規制庁がようやく検討開始
第12回被ばく労働問題省庁交渉の報告
東京労働安全衛生センター・飯田勝泰…24
女性の労働安全衛生　新たなリスクと傾向
欧州リスク観測所 EU-OSHA報告書の概要 ……38
死亡災害大幅増加を受けた緊急要請……51
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
ケベック・ジェフリー鉱山の終焉 ……53
【ルポ「1カ月」～ニュースにならなかった日々～⑬】柚岡明彦
原発災害④ 原発作業員の証言 ……55
【各地の便り/世界から】
クボタ・ショックから9年尼崎集会
兵庫●被害の救済と根絶をめざす ……59
鉄道退職者の会で石綿講演会
静岡●国労会館委託事業で現状等調査 ……62
元海上自衛隊員の肺がん認定
広島●2006年の請求から8年ぶり……62
16か月曝露で石綿肺がん認定
長崎●新設の胸膜プラーク要件に該当 ……63
サムスン白血病高裁でも二人労災
韓国●予断許さない直接交渉の行方 ……64

2014年 11月号（通巻421号）
2014年10月15日発行　64頁　800円

■特集/石綿疾患患者と家族の会10周年

安全センター情報目次

患者と家族の声が世の中を動かしてきた
患者と家族の会結成10年と今後の課題
全国安全センター・古谷杉郎…2
出会いを引き寄せて10年
患者と家族の会誕生の原点を探る
患者と家族の会会長・古川和子…14
国際機関が禁止促進に踏み出す
GAC2004から10年間の重要な進展……27
10周年に寄せられた海外からのメッセージ ……29
石綿工場が存在していた地域に
起こった「地場産業」の悲劇
堺市麻袋再生業石綿環境被害 ……32
安全衛生関係行政通達 ……37
【ルポ「1カ月」～ニュースにならなかった日々～⑭】柚岡明彦
原発災害⑤ 振りまわされる住民たち ……50
【各地の便り/世界から】
建設業、電気工からの相談
長野・山梨●初めての石綿被害ホットライン……54
山陰でも被害掘り起こし
鳥取・島根●石綿被害ホットライン・講演会……56
8月末に東北支部結成
東北●患者と家族の会14番目の支部 ……57
各地で10周年プレイベント
大阪●バースディケーキでお祝い……57
浜松・長野2工場調査を報告
国労●全国大会でアスベスト講演会 ……59
新証拠で審査請求逆転認定
大阪●インク製造労働者の中皮腫 ……60
サムスンとの直接交渉が難航
韓国●「8人選別補償」だけ繰り返す ……62

2014年 12月号（通巻422号）
2014年11月15日発行　62頁　800円

■特集/職業性胆管がん事件
SANYO社と社長を略式起訴
被害者の会、和解合意
IARC原因物質の発がん性評価引き上げ
関西労働者安全センター・片岡明彦…2
■特集/泉南アスベスト国賠訴訟最高裁判決
最高裁判決受け国が謝罪
同様被害の裁判含め和解
提訴から約8年半でようやく司法判断確定
全国安全センター・澤田慎一郎…20
泉南アスベスト国賠訴訟最高裁判決 ……29
速報：建設アスベスト訴訟福岡地裁判決……43
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
ヘルシンキ・クライテリア2014年版：勧告（抄） ……48
住民石綿健診事業の変質許さず
来年度からの施行調査について申し入れ ……51
【各地の便り/世界から】
ISOは基準テストに失敗しつつある
ISO●国際労働組合総連合が警告 ……55
せき損労災問題で研修会開催
福岡●九州脊損連合会と共催……57
タール様物質と石綿双方に曝露
兵庫●複合曝露で肺がんリスク2倍と判断 ……58
CRPS労災裁判で和解
神奈川●労働環境の整備も約束させる ……59
学生時のアルバイトで中皮腫
富山●吉野石膏等相手に損害賠償裁判 ……60
サムスン「半導体労災」確定
韓国●勤労福祉公団が上告放棄 ……61

2015年 1・2月号（通巻423号）
2015年1月15日発行　98頁　1,600円

■特集/過労死等防止対策推進法施行
全国シンポジウムで家族が訴え
大綱策定へ協議会も開始
過労死等防止対策推進法が11月施行 ……2
過労死等防止対策推進法公布・施行通達……13
史上最大のアスベスト訴訟
イタリア最高裁が逆転無罪判決
6月に現地被害者代表らが来日に予定
全国安全センター・古谷杉郎…18
■石綿健康被害補償・救済状況の検証
昨年度、中皮腫救済が激減
肺がん救済は低位横ばい
労災・船員保険、救済法以外の補償データ …38
労働安全衛生法に基づくストレス
チェック制度に関する検討会報告書
面接指導と不利益取扱い二つの検討会合同 …70
<もうひとつの約束>日本上映成功！
現実の被害者家族の対サムスン交渉にも注目 ……87
【各地の便り/世界から】
いじめ、ハラスメントにどう立ち向かうか
鳥取●全国安全センター総会シンポジウム ……91
外国郵便取り扱い作業で石綿曝露
兵庫●郵便局職員中皮腫の公務災害認定 ……92
6年目を迎えるはつりじん肺訴訟
関西●被害の持続・潜在化の構造 ……93
止まらない被害と交渉課題

［65頁に続く］

全国安全センター規約・規定

規　約

第1章　総　　則

第1条　このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議（略称・全国安全センター）という。

第2条　このセンターは、事務所を東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5Fに置く。

第3条　このセンターは、地域安全（労災職業病）センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もつて働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条　このセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1)　労災補償、安全衛生等に関する制度の改悪を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み

(2)　労働安全衛生活動の交流、相談

(3)　地域安全（労災職業病）センター活動の拡大のための取り組み

(4)　資料の収集と提供、機関紙等の発行

(5)　労働安全衛生等に関する教育、研究

(6)　内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携

(7)　その他目的を達成するために必要な事業

第2章　会　　員

第5条　このセンターの会員は、次の3種とする。

(1)　地域センター会員　このセンターの目的に賛同して入会した地域安全（労災職業病）センター又はこれに準じた団体

(2)　賛助会員　このセンターの目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した者

(3)　名誉会員　このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

第6条　地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条　地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第8条　会員は、次の一に該当したときその資格を失う。

(1)　会員自ら退会を申し出たとき。

(2)　会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(3)　地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。

(4)　その他総会の議決で会員として適当でないと決定したとき。

第9条　既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章　役　　員

第10条　このセンターに次の役員を置く。

(1) 議長	1名
(2) 副議長	若干名
(3) 事務局長	1名
(4) 事務局次長	若干名
(5) 運営委員	若干名
(6) 監事	2名

第11条　議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。

事務局長は、常時会務を処置する。

運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執行を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

第12条　役員は、総会において会員のうちから選任する。役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第13条　議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条　このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条　議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

第4章　総会及び運営委員会

第16条　総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員の選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めたとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条　総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条　運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

第5章　会　　計

第19条　このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条　このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条　このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

附　　則

第22条　この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条　この規約は1990年5月12日より実施する。

会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定の基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条　地域センター会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第2条　賛助会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第3条　地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の講読料が含まれるものとする。

附　則　この会費規定は1990年5月12日より実施する。
1991年6月2日一部改正。

購読会費規定

第1条　全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部　年額10,000円	6部　年額45,000円
2部　年額19,000円	7部　年額49,000円
3部　年額27,000円	8部　年額52,000円
4部　年額34,000円	9部　年額54,000円
5部　年額40,000円	

10部以上　1部につき年額6,000円

第2条　購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附　則　この会費規定は1991年6月2日より実施する。

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
TEL (03)3636-3882　FAX (03)3636-3881　E-mail: joshrc@jca.apc.org
URL: http://joshrc.info/　http://www.joshrc.org/~open/　http://ameblo.jp/joshrc/

北海道	● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター	〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル4階	E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp TEL(011)272-8855/FAX(011)272-8880
東　京	● NPO法人 東京労働安全衛生センター	〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階	E-mail center@toshc.org TEL(03)3683-9765/FAX(03)3683-9766
東　京	● 三多摩労働安全衛生センター	〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5	TEL(042)324-1024/FAX(042)324-1024
東　京	● 三多摩労災職業病研究会	〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内	TEL(042)324-1922/FAX(042)325-2663
神奈川	● NPO法人 神奈川労災職業病センター	〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505	E-mail k-oshc@jca.apc.org TEL(045)573-4289/FAX(045)575-1948
群　馬	● ぐんま労働安全衛生センター	〒370-0045 高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F	E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp TEL(027)322-4545/FAX(027)322-4540
長　野	● NPO法人 ユニオンサポートセンター	〒390-0811 松本市中央4-7-22 松本市勤労会館内1階	E-mail ape03602@go.tvm.ne.jp TEL(0263)39-0021/FAX(0263)33-6000
新　潟	● 一般財団法人 ささえあいコープ新潟	〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16	E-mail KFR00474@nifty.com TEL(025)265-5446/FAX(025)230-6680
愛　知	● 名古屋労災職業病研究会	〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1	E-mail roushokuken@be.to TEL(052)837-7420/FAX(052)837-7420
三　重	● みえ労災職業病センター	〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル	E-mail QYY02435@nifty.ne.jp TEL(059)228-7977/FAX(059)225-4402
京　都	● 京都労働安全衛生連絡会議	〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F	E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp TEL(075)691-6191/FAX(075)691-6145
大　阪	● 関西労働者安全センター	〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201	E-mail koshc2000@yahoo.co.jp TEL(06)6943-1527/FAX(06)6942-0278
兵　庫	● 尼崎労働者安全衛生センター	〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6	E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp TEL(06)4950-6653/FAX(06)4950-6653
兵　庫	● 関西労災職業病研究会	〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付	TEL(06)6488-9952/FAX(06)6488-2762
兵　庫	● ひょうご労働安全衛生センター	〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEIビル3階	E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp TEL(078)382-2118/FAX(078)382-2124
岡　山	● おかやま労働安全衛生センター	〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内	E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp TEL(086)232-3741/FAX(086)232-3714
広　島	● 広島労働安全衛生センター	〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号	E-mail hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp TEL(082)264-4110/FAX(082)264-4123
鳥　取	● 鳥取県労働安全衛生センター	〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 〒682-0803 倉吉市見田町317 種部ビル2階 労安センターとっとり	TEL(0857)22-6110/FAX(0857)37-0090 /FAX(0858)23-0155
徳　島	● NPO法人 徳島労働安全衛生センター	〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内	E-mail info@tokushima.jtuc-rengo.jp TEL(088)623-6362/FAX(088)655-4113
愛　媛	● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター	〒793-0051 西条市安知生138-5	E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp TEL(0897)47-0307/FAX(0897)47-0307
高　知	● NPO法人 高知県労働安全衛生センター	〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28	TEL(088)845-3953/FAX(088)845-3953
熊　本	● 熊本県労働安全衛生センター	〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック	TEL(096)360-1991/FAX(096)368-6177
大　分	● NPO法人 大分県勤労者安全衛生センター	〒870-1133 大分市宮崎953-1(大分協和病院3階)	E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp TEL(097)567-5177/FAX(097)568-2317
宮　崎	● 旧松尾鉱山被害者の会	〒883-0021 日向市財光寺283番地25	E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp TEL(0982)53-9400/FAX(0982)53-3404
鹿児島	● 鹿児島労働安全衛生センター準備会	〒899-5215 姶良郡加治木町本町403有明ビル2F	E-mail aunion@po.synapse.ne.jp TEL(0995)63-1700/FAX(0995)63-1701
沖　縄	● 沖縄労働安全衛生センター	〒902-0061 那覇市古島1-14-6	TEL(098)882-3990/FAX(098)882-3990
自治体	● 自治労安全衛生対策室	〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階	E-mail sh-net@ubcnet.or.jp TEL(03)3239-9470/FAX(03)3264-1432

安全センター情報2015年9月号(通巻第430号) 2015年8月15日発行(毎月1回15日発行)
1979年12月28日第三種郵便物認可　800円
〒136-0071東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議
TEL(03)3636-3882　FAX(03)3636-3881

JOSHRC : Japan Occupational Safety and Health Resource Center
Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
Phone +81-3-3636-3882　Fax +81-3-3636-3881
E-mail : joshrc@jca.apc.org　URL : http:／／www.jca.apc.org／joshrc／